

平成28年度
包括外部監査の結果報告書

公の施設の管理運営及び
指定管理者制度の事務の執行について

三重県包括外部監査人
公認会計士 近藤繁紀

目 次

公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行について

	頁
第 1 章 外部監査の概要	1
第 1. 外部監査の種類	1
第 2. 選定した特定の事件（テーマ）	1
第 3. 事件を選定した理由	1
第 4. 外部監査の対象部署	2
第 5. 外部監査の対象期間	2
第 6. 外部監査の実施期間	2
第 7. 外部監査の方法	2
第 8. 外部監査の補助者	3
第 9. 利害関係	3
第 2 章 三重県の公の施設について	4
第 1. 公の施設	4
第 2. 指定管理者制度	6
第 3. 監査の対象とした公の施設	9
第 3 章 アンケート分析	13
第 1. 指定管理者制度を導入している公の施設について使用料の算定及び 指定管理料の積算の実施状況	13
第 2. 防災用マニュアルの作成及び防災訓練の実施状況	14
第 4 章 監査の結果及び意見のまとめ	17
第 1. 指摘及び意見の一覧	17
第 2. 指摘及び意見の分類	24
第 5 章 外部監査の結果	33
I 総括的事項	33
第 1. 三重県の公の施設に関するファシリティマネジメントについて	33

第2. 指定管理者制度に係るモニタリングチェックリストにおける管理備品の 実査について（意見）	41
第3. 直営施設の管理について（意見）	41

Ⅱ 個別施設に関する事項（指定管理者制度を導入している施設）	43
(1) みえこどもの城	43
(2) 三重県母子・父子福祉センター	44
(3) 三重県身体障害者総合福祉センター	45
(4) 三重県視覚障害者支援センター	47
(5) 三重県聴覚障害者支援センター	47
(6) 三重県総合文化センター	48
(7) 三重県交通安全研修センター	50
(8) 三重県環境学習情報センター	55
(9) みえ県民交流センター	56
(10) 三重県立ゆめドームうえの	59
(11) 三重県営松阪野球場	63
(12) 三重県営ライフル射撃場	63
(13) 三重交通G スポーツの杜 伊勢（三重県営総合競技場）	64
(14) 三重交通G スポーツの杜 鈴鹿（三重県営鈴鹿スポーツガーデン）	70
(15) 三重県立熊野古道センター	75
(16) 三重県営サンアリーナ	79
(17) 三重県民の森	86
(18) 三重県上野森林公園	86
(19) 三重県地方卸売市場	87
(20) 三重県流域下水道施設	93
(21) 三重県営住宅	95
(22) 県営都市公園 北勢中央公園	99
(23) 県営都市公園 鈴鹿青少年の森	103
(24) 県営都市公園 亀山サンシャインパーク	104
(25) 県営都市公園 大仏山公園	105
(26) 県営都市公園 熊野灘臨海公園	105
(27) 三重県立鈴鹿青少年センター	110
(28) 三重県立熊野少年自然の家	114
(29) 三重県立志摩病院	115

Ⅲ 個別施設に関する事項(指定管理者制度を導入していない施設)	121
(1) 水道事業施設 工業用水道事業施設	121
(2) 三重県総合博物館 (M i e M u : みえむ)	126
(3) 三重県立図書館	131
(4) 三重県立美術館	138
(5) 三重県鈴鹿山麓研究学園都市センター	143
(6) 三重県立津高等技術学校	146
(7) 三重県立一志病院	153
(8) 斎宮歴史博物館	157
(9) 三重県人権センター	162
(10) 三重県立こころの医療センター	164
(11) 三重県立公衆衛生学院	166
(12) 三重県農業大学校	168

※報告書中の数値は、端数処理の関係で総額と内訳の合計とが一致していない場合がある。

第1章 外部監査の概要

第1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項、第2項及び第4項並びに三重県外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条の規定に基づく包括外部監査

第2. 選定した特定の事件（テーマ）

公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行について

第3. 事件を選定した理由

公の施設とは、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するために設置される施設である。公の施設に対しては、平成15年の地方自治法の一部改正により、民間の能力を活用することで住民サービスの向上や経費の削減を図る指定管理者制度が導入された。この結果、公の施設は自治体が直営で管理するか、あるいは指定管理者が管理を代行することになった。

三重県（以下、「県」という。）が策定した「三重県行財政改革取組」においては、「民間活力の有効活用」の一つとして「指定管理者制度の的確な運用」が掲げられており、指定管理者制度を導入した施設については管理状況を把握し、的確に評価、監督を行い、利用者の利便性の向上など県民サービスの向上が図られるよう、不断の見直しを行うこととされている。

このように指定管理者制度は県の行財政改革において重要な取り組みに位置づけられているが、県民が多く利用する公の施設は県民の関心も高いと思われる。また、県が平成24年3月に「みえ県有財産利活用方針」を策定し、ファシリティマネジメントの考え方を取り入れて歳入確保及び歳出削減の両面から県有財産（土地・建物）の利活用を図る方針を打ち出したことを踏まえると、指定管理者制度が導入された施設だけではなく、県による直営の施設についても、その管理運営は県にとって重要な課題となっていると思われる。

このような状況に鑑み、合規性、経済性、効率性及び有効性の観点から公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行について検討することは有意義であると考え、監査テーマとして選定した。

第4. 外部監査の対象部署

指定管理者制度を導入もしくは直営により施設を管理している部局

第5. 外部監査の対象期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日

(ただし、必要に応じて過年度及び平成28年度についても対象とする。)

第6. 外部監査の実施期間

平成28年5月27日から平成29年1月27日まで

第7. 外部監査の方法

(1) 監査の主な要点

- ① 公の施設が条例や規則にしたがって適切に運営されているか。
- ② 公の施設は行政目的に照らして有効に活用されているか。
- ③ 公の施設は経済的・効率的に運営されているか。
- ④ 公の施設に係る財産管理や物品管理は適切に行われているか。
- ⑤ 指定管理者などの施設管理者の選定方法は適切か。
- ⑥ 指定管理者制度の導入目的は達成されているか。

(2) 主な監査手続

- ① 理事会等、主要な会議体の議事録の閲覧、担当者への質問
- ② 各種規程類の閲覧、担当者への質問
- ③ 各種書類の閲覧、担当者への質問
- ④ 中期計画、年度計画等の閲覧、担当者への質問
- ⑤ 自主事業及び再委託事業に係る関連書類の閲覧、担当者への質問
- ⑥ 契約書類等の閲覧
- ⑦ 現金等有価物の実査
- ⑧ 物品等の管理状況の確認
- ⑨ 施設等の現場視察
- ⑩ その他、必要と判断した監査手続

第8. 外部監査の補助者

区分	氏名	資格等
包括外部監査人	近藤繁紀	公認会計士
補助者	岩戸誠司	公認会計士
補助者	丹羽滋正	公認会計士
補助者	高士雄次	公認会計士
補助者	齋藤 潤	公認会計士
補助者	田中友也	公認会計士
補助者	永田義博	公認会計士
補助者	赤塚法生	公認会計士
補助者	小野亮介	公認会計士
補助者	山田麻登	弁護士

第9. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2章 三重県の公の施設について

第1. 公の施設

(1) 公の施設の定義

公の施設について、地方自治法第244条第1項は、「普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。」と規定している。普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない（地方自治法第244条の2第1項）。

(2) 三重県の公の施設一覧

平成28年4月1日現在における三重県の公の施設は以下のとおりである。

	施設名	所管部局	設置条例
1	みえこどもの城	健康福祉部	みえこどもの城条例
2	三重県母子・父子福祉センター	健康福祉部	三重県母子・父子福祉センター条例
3	三重県身体障害者総合福祉センター	健康福祉部	三重県身体障害者総合福祉センター条例
4	三重県視覚障害者支援センター	健康福祉部	三重県視覚障害者支援センター条例
5	三重県聴覚障害者支援センター	健康福祉部	三重県聴覚障害者支援センター条例
6	三重県総合文化センター	環境生活部	三重県総合文化センター条例
7	三重県交通安全研修センター	環境生活部	三重県交通安全研修センター条例
8	三重県環境学習情報センター	環境生活部	三重県環境学習情報センター条例
9	みえ県民交流センター	環境生活部	みえ県民交流センター条例
10	三重県立ゆめドームうえの	地域連携部	三重県立ゆめドームうえの条例
11	三重県営松阪野球場	地域連携部	三重県営松阪野球場条例
12	三重県営ライフル射撃場	地域連携部	三重県営ライフル射撃場条例
13	三重交通G スポーツの杜 伊勢 (三重県営総合競技場)	地域連携部	三重県都市公園条例 ※三重県営総合競技場は指定管理導入済
14	三重交通G スポーツの杜 鈴鹿 (三重県営鈴鹿スポーツガーデン)	地域連携部	三重県営鈴鹿スポーツガーデン条例
15	三重県立熊野古道センター	地域連携部	三重県立熊野古道センター条例

16	三重県営サンアリーナ	雇用経済部	三重県営サンアリーナ条例
17	三重県民の森	農林水産部	三重県民の森条例
18	三重県上野森林公園	農林水産部	三重県上野森林公園条例
19	三重県地方卸売市場	農林水産部	三重県地方卸売市場条例
20	三重県流域下水道施設	県土整備部	三重県流域下水道条例
21	三重県営住宅（北勢ブロック）	県土整備部	三重県営住宅条例
22	三重県営住宅、特定公共賃貸住宅（中勢伊賀ブロック）	県土整備部	三重県営住宅条例 三重県特定公共賃貸住宅条例
23	三重県営住宅、特定公共賃貸住宅（南勢ブロック）	県土整備部	三重県営住宅条例 三重県特定公共賃貸住宅条例
24	三重県営住宅（東紀州ブロック）	県土整備部	三重県営住宅条例
25	県営都市公園 北勢中央公園	県土整備部	三重県都市公園条例
26	県営都市公園 鈴鹿青少年の森	県土整備部	三重県都市公園条例
27	県営都市公園 亀山サンシャインパーク	県土整備部	三重県都市公園条例
28	県営都市公園 大仏山公園	県土整備部	三重県都市公園条例
29	県営都市公園 熊野灘臨海公園	県土整備部	三重県都市公園条例
30	三重県立鈴鹿青少年センター	教育委員会	三重県立鈴鹿青少年センター条例
31	三重県立熊野少年自然の家	教育委員会	三重県立熊野少年自然の家条例
32	三重県立志摩病院	病院事業庁	三重県病院事業条例
33	鳥羽ビジターセンター	農林水産部	自然公園法
34	登茂山ビジターセンター	農林水産部	自然公園法
35	水道事業施設（5浄水場）	企業庁	三重県公営企業の設置等に関する条例
36	工業用水道事業施設（3浄水場）	企業庁	三重県公営企業の設置等に関する条例
37	三重県総合博物館	環境生活部	三重県総合博物館条例
38	三重県立図書館	環境生活部	三重県総合文化センター条例
39	三重県立美術館	環境生活部	三重県立美術館条例
40	三重県鈴鹿山麓研究学園都市センター	雇用経済部	鈴鹿山麓研究学園都市センター条例
41	三重県立津高等技術学校	雇用経済部	三重県立職業能力開発施設条例
42	三重県立一志病院	病院事業庁	三重県病院事業条例
43	斎宮歴史博物館	環境生活部	斎宮歴史博物館条例
44	三重県立草の実リハビリテーションセンター	健康福祉部	三重県立草の実リハビリテーションセンター条例

45	三重県立小児心療センターあすなる学園	健康福祉部	三重県立小児診療センターあすなる学園条例
46	三重県立児童自立支援施設国児学園	健康福祉部	児童福祉法
47	三重県人権センター	環境生活部	三重県人権センター条例
48	三重県消費生活センター	環境生活部	三重県消費生活センター条例
49	三重県木曾岬干拓地わんぱく原っぱ	地域連携部	三重県木曾岬干拓地わんぱく原っぱ条例
50	都市公園(県庁前公園)	県土整備部	三重県都市公園条例
51	港湾	県土整備部	—
52	ダム	県土整備部 農林水産部	—
53	三重県立こころの医療センター	病院事業庁	三重県病院事業条例
54	道路	県土整備部	—
55	河川	県土整備部	—
56	三重県女性相談所	健康福祉部	三重県女性相談所条例
57	三重県障害者相談支援センター	健康福祉部	三重県障害者相談支援センター条例
58	三重県こころの健康センター	健康福祉部	三重県こころの健康センター条例
59	三重県立公衆衛生学院	健康福祉部	三重県立公衆衛生学院条例
60	三重県農業大学校	農林水産部	三重県農業大学校条例
61	県立高等学校	教育委員会	—
62	県立特別支援学校	教育委員会	—

第2. 指定管理者制度

(1) 概要

指定管理者制度とは、平成15年6月13日に公布された地方自治法の一部を改正する法律(平成15年法律第81号)により、これまでの管理委託制度による公の施設の管理に変わって新しく創設された制度であり、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設(以下、「施設」という。)の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的としている。

指定管理者は、議会の議決を経て指定され、地方公共団体に代わって施設の管理を行う。また、指定管理者の範囲については、法人その他の団体であること以外、法律上特段の制約は設けられていない。

三重県が設置している施設については、各施設の設置目的や現状などを踏ま

え、廃止や譲渡など施設そのもののあり方を検証するとともに、引き続き、県の関与が必要とされる施設は、最適な管理形態を検討する中で、以下の視点に基づいて指定管理者制度の活用を検討することとしている。

- ① 施設の設置目的に沿って、その有効利用など施設の効用が最大限に発揮されるとともに、県が目指す施策の実現に寄与すること。
- ② 利用者の利便性の向上や事業内容の充実など県民サービスの向上が図られること。
- ③ 効率的な運営などにより経費の削減が図られること。

(2) 指定管理者の選定について

施設を所管する部（以下、「所管部」という。）は、施設の管理を指定管理者に行わせようとするときは、次に掲げる事項を整理した制度活用の方針（以下、「実施方針」という。）を作成する。

- ① 指定管理者制度の活用にあたっての基本的事項
 - ア 指定管理者制度活用の目的（期待する効果）
 - イ 施設の設置目的（役割）
 - ウ 施設運営の基本的な方向性（運営方針）
 - エ 施設の概要（施設の名称、所在地、構造規模等）
 - オ 指定管理者が行う業務の範囲（業務内容、要求水準、成果目標等）
 - カ 利用料金制を採用する場合はその考え方
 - キ 指定管理者の指定の予定期間
 - ク 指定管理者に支払う施設管理経費の上限額
- ② 指定管理者の募集及び選定に関する事項
 - ア 公募又は非公募の別
非公募の場合には、その理由
 - イ 選定委員会の構成と委員選定の視点
 - ウ 審査の方法及び審査基準等の考え方
- ③ 今後の日程に関する事項

指定管理者の選定は、原則として公募による。また、指定管理者の公募は、同種又は類似の施設を一体的に管理する等合理的な理由がある場合を除き、原則として、当該施設の設置及び管理について規定する条例（以下、「設置条例」という。）ごとに行う。

所管部は、次の期間を標準とし、施設の設置目的及び規模並びに業務の内容等を総合的に勘案して、適切な指定の予定期間を設定する。

- ア 指定管理者制度の導入時 3年から5年までの期間

イ 2回目以降

5年以上の期間

なお、施設の管理を初めて指定管理者に行わせようとするときは、指定管理者を公募する時期までに、設置条例の制定又は改正の手続を行う。

設置条例の作成にあたっては、「設置条例（標準案）」を基本とし、指定管理者による管理に関する事項や、選定基準等、指定管理者の指定の手続に関する事項など、当該施設の設置目的や態様等に応じて規定する。

設置条例で定める選定基準は、原則として、次のとおりとする。

- ① 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。
- ② 事業計画の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること。
- ③ 事業計画の内容が、施設の効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること。
- ④ 事業計画の内容が、施設等の管理に係る経費の縮減を図るものであること。
- ⑤ 指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること。

所管部は、指定管理者の候補者（以下、「指定管理候補者」という。）の設置条例に定める選定基準に照らして総合的に審査し、最も適当と認める法人等を指定管理候補者として選定する。

選定にあたっては、指定管理候補者の選定の審査を適正に行うため、公募、非公募に関わらず、設置条例に基づき指定管理者の選定に関する委員会（以下、「委員会」という。）を設置し、当該委員会は、管理経費以外にサービス提供の水準なども含め、設置条例で定めた選定基準に基づき総合的に審査し、順位を決定する。

なお、当該委員会は、施設の設置目的に応じた専門的な見識を有する者や公募により選定された施設利用者や地域住民の代表者等、5名から10名程度の委員から構成される。

所管部は、委員会が行う審査について、その透明性を確保し、県民及び団体等への説明責任を果たすため、以下の事項を遵守する。

- ① 委員会の運営は、「附属機関等の会議の公開に関する指針（平成11年12月24日制定）」に沿って、原則として公開で行うこと。ただし、ヒアリング又は選考審査において、申請者の保護すべき情報を審査するとき又は委員会の自由な意思形成を妨げるおそれがあるときは、この限りでない。

- ② 委員の氏名及び役職名並びに事業計画書を審査する審査基準及び配点表については募集要項の配布時まで、申請者の名称及び申請者が作成した事業計画の要旨については委員会が行うヒアリングまでに、委員会の議事録又は議事概要については当該委員会終了後すみやかに、それぞれ県ホームページで公表すること。

また、指定管理候補者の選定過程の状況については、適宜、選定及び審査に関する事項等を県議会に報告する。

指定管理候補者の選定後、所管部はすみやかに、申請のあったすべての法人等に対して、書面で当該法人等に係る選定結果を通知するとともに、選定した法人等の名称及び選定した理由等を県ホームページで公表する。

その後、所管部は、指定管理候補者として選定した法人等を法第 244 条の 2 第 6 項の規定による県議会の議決を経て指定管理者に指定し、遅滞なく書面により指定の通知を行うとともに、指定した旨を告示する。

(3) 指定管理者に対する県のモニタリング等について

所管部は、法第 244 条の 2 第 7 項に基づき、指定管理者に対して事業報告書の提出を求めるとともに、指定管理者である団体の財務状況を確認するため、毎事業年度、収支決算書もしくは損益計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類の提出を求める。

また、所管部は、施設・備品の管理状況等について、毎年 1 回以上実地調査を行う。

第 3. 監査の対象とした公の施設

(1) 指定管理者制度を導入している公の施設の一覧

平成 27 年度において、三重県が設置している公の施設のうち、指定管理者制度を導入している施設は以下のとおりである。これらの施設すべてを監査対象とし、まず書面監査を実施し、さらにその中から、支出額 50,000 千円以上の施設を中心に、以下の施設について現地に往査する対象として選定し、現地での監査を実施した。

なお、*のついた施設は、支出額について上記基準に該当するものの、平成 27 年度包括外部監査の対象となっていることから往査対象外とし、書面監査のみを実施した。

往査対象	施設名称	指定管理者
*	三重県身体障害者総合福祉センター	社会福祉法人三重県厚生事業団
	三重県視覚障害者支援センター	社会福祉法人三重県視覚障害者協会
	三重県聴覚障害者支援センター	一般社団法人三重県聴覚障害者協会
*	みえこどもの城	公益財団法人三重こどもわかもの育成財団
	三重県母子・父子福祉センター	一般財団法人三重県母子寡婦福祉連合会
*	三重県総合文化センター	公益財団法人三重県文化振興事業団
	三重県環境学習情報センター	アクティオ株式会社
	みえ県民交流センター	特定非営利活動法人みえNPOネットワークセンター
	三重県交通安全研修センター	一般財団法人三重県交通安全協会
○	三重県立ゆめドームうえの	伊賀市
	三重県営松阪野球場	公益財団法人三重県体育協会
	三重県営ライフル射撃場	三重県ライフル射撃協会
○	三重交通G スポーツの杜 伊勢 (三重県営総合競技場)	三重県体育協会グループ
○	三重交通G スポーツの杜 鈴鹿 (三重県営鈴鹿スポーツガーデン)	三重県体育協会グループ
○	三重県立熊野古道センター	特定非営利活動法人熊野古道自然・歴史・文化ネットワーク
○	三重県地方卸売市場	みえ中央市場マネジメント株式会社
	三重県民の森	特定非営利活動法人三重県自然環境保全センター
	三重県上野森林公園	伊賀森林組合
○	三重県営サンアリーナ	株式会社スコルチャ三重
*	三重県流域下水道施設	公益財団法人三重県下水道公社
○	県営都市公園 北勢中央公園	株式会社名阪造園
	県営都市公園 鈴鹿青少年の森	三重県森林組合連合会グループ
	県営都市公園 亀山サンシャインパーク	株式会社東産業
	県営都市公園 大仏山公園	有限会社太陽緑地
○	県営都市公園 熊野灘臨海公園	紀伊長島レクリエーション都市開発株式会社

往査対象	施設名称	指定管理者
○	三重県営住宅（北勢ブロック）	鈴鹿亀山不動産事業協同組合
○	三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅（中勢伊賀ブロック）	伊賀南部不動産事業協同組合
○	三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅（南勢ブロック）	三重県南勢地区管理事業共同体
	三重県営住宅（東紀州ブロック）	三重県南勢地区管理事業共同体
○	三重県立志摩病院	公益社団法人地域医療振興協会
○	三重県立鈴鹿青少年センター	公益財団法人三重県体育協会
	三重県立熊野少年自然の家	有限会社熊野市観光公社

(2) 指定管理者制度を導入していない公の施設の一覧

指定管理者制度を導入せず、直営により運営されている公の施設のうち、監査の対象にしたのは以下の施設である。これらの施設については現地に往査し、監査を実施している。

所管部	施設名
企業庁	水道事業施設（5浄水場）
	工業用水道事業施設（3浄水場）
環境生活部	三重県総合博物館
	三重県立図書館
	三重県立美術館
雇用経済部	三重県鈴鹿山麓研究学園都市センター
	三重県立津高等技術学校
病院事業庁	三重県立一志病院
	三重県立こころの医療センター
健康福祉部	三重県立公衆衛生学院
環境生活部	斎宮歴史博物館
	三重県人権センター
農林水産部	三重県農業大学校

監査対象の選定に当たっては、次の事項等を考慮し、総合的に判定している。

- ① 不特定多数の県民が利用する施設（ただし、道路、河川、ダム、港湾は除く）

- ② 県の条例等により設置されている施設
- ③ 過去の包括外部監査で報告対象となった施設
- ④ その他現地往査が必要と監査人が判断した施設

第3章 アンケート分析

第1. 指定管理者制度を導入している公の施設について使用料の算定及び指定管理料の積算の実施状況

適当と認められる場合には、指定管理者は利用料金を収受できるため、指定管理者が管理を行うための必要経費の確保の手段として、指定管理料と使用料の収受が適切に行われていることが必要になる。そこで指定管理者制度を導入している公の施設について、使用料の算定及び指定管理料の積算の実施状況について、現状を分析するためアンケートを実施した。

	施設名	所管部局
1	みえこどもの城	健康福祉部
2	三重県母子・父子福祉センター	健康福祉部
3	三重県身体障害者総合福祉センター	健康福祉部
4	三重県視覚障害者支援センター	健康福祉部
5	三重県聴覚障害者支援センター	健康福祉部
6	三重県総合文化センター	環境生活部
7	三重県交通安全研修センター	環境生活部
8	三重県環境学習情報センター	環境生活部
9	みえ県民交流センター	環境生活部
10	三重県立ゆめドームうえの	地域連携部
11	三重県営松阪野球場	地域連携部
12	三重県営ライフル射撃場	地域連携部
13	三重交通G スポーツの杜 伊勢（三重県営総合競技場）	地域連携部
14	三重交通G スポーツの杜 鈴鹿 （三重県営鈴鹿スポーツガーデン）	地域連携部
15	三重県立熊野古道センター	地域連携部
16	三重県営サンアリーナ	雇用経済部
17	三重県民の森	農林水産部
18	三重県上野森林公園	農林水産部
19	三重県地方卸売市場	農林水産部
20	三重県流域下水道施設	県土整備部
21	三重県営住宅（北勢ブロック）	県土整備部

22	三重県営住宅、特定公共賃貸住宅（中勢伊賀ブロック）	県土整備部
23	三重県営住宅、特定公共賃貸住宅（南勢ブロック）	県土整備部
24	三重県営住宅（東紀州ブロック）	県土整備部
25	県営都市公園 北勢中央公園	県土整備部
26	県営都市公園 鈴鹿青少年の森	県土整備部
27	県営都市公園 亀山サンシャインパーク	県土整備部
28	県営都市公園 大仏山公園	県土整備部
29	県営都市公園 熊野灘臨海公園	県土整備部
30	三重県立鈴鹿青少年センター	教育委員会
31	三重県立熊野少年自然の家	教育委員会
32	三重県立志摩病院	病院事業庁

アンケートについては上記全団体より回答を入手した。

その結果、使用料の算定及び積算方法自体に問題は認められなかった。ただし監査の結果としては、積算数値と実績との比較分析が適切に実施されていない施設や指定管理料の積算において、指定管理料の限度額の基礎となる指定管理業務に係る支出額の算定について、人件費の一部で支出として計上されていない費用が存在する実績報告に基づいている施設が認められた。詳細については「第5章Ⅱ．個別施設に関する事項（指定管理者制度を導入している施設）」を参照されたい。

第2．防災用マニュアルの作成及び防災訓練の実施状況

大規模地震をはじめとする自然災害や火災等の事象が発生した場合、公の施設は利用者や職員の人命確保のため迅速かつ的確な対応が求められる。そのためには、あらかじめ事象に対する防災マニュアルを準備するとともに、その内容を職員が熟知していなければならず、訓練を通じて判断力と行動力を養っておくことが肝要である。

三重県においても「三重県・津市防災訓練」の他、各自治体においては積極的に開催されている。

そこで県民の利用機会の多い公の施設での開催状況等を確認することも、防災対応の見地から有用であると考えられることから、防災マニュアル及び防災マニュアルに基づいた訓練の実施状況についてアンケートを行った。

①指定管理者制度を導入している公の施設（すべて）

	施設名	所管部局
1	みえこどもの城	健康福祉部
2	三重県母子・父子福祉センター	健康福祉部
3	三重県身体障害者総合福祉センター	健康福祉部
4	三重県視覚障害者支援センター	健康福祉部
5	三重県聴覚障害者支援センター	健康福祉部
6	三重県総合文化センター	環境生活部
7	三重県交通安全研修センター	環境生活部
8	三重県環境学習情報センター	環境生活部
9	みえ県民交流センター	環境生活部
10	三重県立ゆめドームうえの	地域連携部
11	三重県営松阪野球場	地域連携部
12	三重県営ライフル射撃場	地域連携部
13	三重交通G スポーツの杜 伊勢（三重県営総合競技場）	地域連携部
14	三重交通G スポーツの杜 鈴鹿 （三重県営鈴鹿スポーツガーデン）	地域連携部
15	三重県立熊野古道センター	地域連携部
16	三重県営サンアリーナ	雇用経済部
17	三重県民の森	農林水産部
18	三重県上野森林公園	農林水産部
19	三重県地方卸売市場	農林水産部
20	三重県流域下水道施設	県土整備部
21	三重県営住宅（北勢ブロック）	県土整備部
22	三重県営住宅、特定公共賃貸住宅（中勢伊賀ブロック）	県土整備部
23	三重県営住宅、特定公共賃貸住宅（南勢ブロック）	県土整備部
24	三重県営住宅（東紀州ブロック）	県土整備部
25	県営都市公園 北勢中央公園	県土整備部
26	県営都市公園 鈴鹿青少年の森	県土整備部
27	県営都市公園 亀山サンシャインパーク	県土整備部
28	県営都市公園 大仏山公園	県土整備部
29	県営都市公園 熊野灘臨海公園	県土整備部

30	三重県立鈴鹿青少年センター	教育委員会
31	三重県立熊野少年自然の家	教育委員会
32	三重県立志摩病院	病院事業庁

②指定管理者制度を導入していない公の施設（現地往査対象施設のみ）

	施設名	所管部局
1	水道事業施設（5 浄水場）	企業庁
2	工業用水道事業施設（3 浄水場）	企業庁
3	三重県総合博物館	環境生活部
4	三重県立図書館	環境生活部
5	三重県立美術館	環境生活部
6	三重県鈴鹿山麓研究学園都市センター	雇用経済部
7	三重県立津高等技術学校	雇用経済部
8	三重県立一志病院	病院事業庁
9	斎宮歴史博物館	環境生活部
10	三重県人権センター	環境生活部
11	三重県立こころの医療センター	病院事業庁
12	三重県立公衆衛生学院	健康福祉部
13	三重県農業大学校	農林水産部

アンケートの結果、全施設で防災用マニュアルは作成されていた。

ただし、現地での監査の結果、訓練の実施状況についてはマニュアルどおり実施されていない施設が存在した。詳細は「第5章Ⅱ．個別施設に関する事項（指定管理者制度を導入している施設）」を参照されたい。

第4章 監査の結果及び意見のまとめ

第1. 指摘及び意見の一覧

監査の結果、総括的事項として意見が3件、個別施設に関する事項として指摘が70件、意見が70件検出された。ここで、「指摘」とは、法令や規則等にしてい適切に処理されていないもの、又は著しく適切さを欠くと判断されたものである。また、「意見」とは、指摘には該当しないが、改善が望ましいものについて意見を述べるものである。

以下、指摘及び意見の一覧を記載する。

I 総括的事項

No.	発見事項	指摘/意見	頁
1	三重県の公の施設に関するファシリティマネジメントについて	意見	39
2	指定管理者に係るモニタリングチェックリストにおける管理備品の実査について	意見	41
3	直営施設の管理について	意見	41

II 個別施設に関する事項（指定管理者制度を導入している施設）

(6) 三重県総合文化センター【書面監査対象施設】

No.	発見事項	指摘/意見	頁
1	利用料金の減免について	指摘	49

(7) 三重県交通安全研修センター【書面監査対象施設】

No.	発見事項	指摘/意見	頁
1	指定管理料の積算について	指摘	51
2	事業仕分けによる改善点の進捗について	指摘	52

(9) みえ県民交流センター【書面監査対象施設】

No.	発見事項	指摘/意見	頁
1	利用料金の減免について	指摘	57
2	公共料金の負担関係について	意見	58
3	指定管理料以外の収入について	意見	58

(10) 三重県立ゆめドームうえの

No.	発見事項	指摘/意見	頁
1	アンケート調査の実施について	意見	59
2	施設の利用状況について	意見	60
3	修繕計画の更新について	指摘	60
4	再委託業務の履行確認について	指摘	61
5	再委託先への随意契約理由について	指摘	61
6	貸与設備の不整備について	指摘	62

(13) 三重交通G スポーツの杜 伊勢（三重県営総合競技場）

No.	発見事項	指摘/意見	頁
1	事業報告について	意見	65
2	委託業務確認時の手続について	意見	66
3	条例規定について	指摘	66
4	設備・器具使用料について	指摘	67
5	旧補助競技場について	指摘	68
6	利用料の収納脱漏防止について	意見	69
7	利用券の販売について	意見	69
8	領収書の連番管理について	意見	69
9	領収書の記載方法について	指摘	70
10	長期修繕計画について	指摘	70

(14) 三重交通G スポーツの杜 鈴鹿（三重県営鈴鹿スポーツガーデン）

No.	発見事項	指摘/意見	頁
1	受益者負担の適正化について	指摘	71
2	一般競争入札の導入について	意見	72
3	予定価格の積算について	指摘	73
4	貸与設備の不整備について	指摘	73
5	長期修繕計画について	指摘	75

(15) 三重県立熊野古道センター

No.	発見事項	指摘/意見	頁
1	再委託における県への報告について	指摘	76
2	再委託の手続もれについて	指摘	77
3	販売用パンフレット等について	指摘	78

4	現金の管理について	意見	79
5	長期修繕計画について	指摘	79

(16) 三重県営サンアリーナ

No.	発見事項	指摘/意見	頁
1	ライフサイクルコストを考慮した設備の更新について	意見	81
2	アンケート調査について	意見	81
3	小口現金の出納業務について	指摘	82
4	小口現金の残高について	指摘	82
5	領収書管理について	指摘	83
6	後納申請における料金収受対応等のマニュアル化について	指摘	83
7	自主事業の実施結果及び評価の具体化について	意見	84
8	各種申請書の資料不備について	指摘	84

(19) 三重県地方卸売市場

No.	発見事項	指摘/意見	頁
1	随意契約の採用について	指摘	88
2	市場交流人口の増加に対する取り組みについて	意見	89
3	利用料金の減免基準について	意見	90
4	調理室改修工事の費用負担に対するその後の利用状況について	意見	91
5	会計処理について	意見	92
6	備品管理について	指摘	92

(20) 三重県流域下水道施設【書面監査対象施設】

No.	発見事項	指摘/意見	頁
1	指定管理者の選定について	意見	94

(21) 三重県営住宅

No.	発見事項	指摘/意見	頁
1	特定公共賃貸住宅について	意見	96
2	【北勢ブロック】契約手続について	指摘	97
3	【中勢伊賀ブロック】収支差額について	指摘	97
4	指定管理事業に係る間接費の取扱いについて	意見	98

5	相見積もりの実施について	指摘	98
6	【南勢・東紀州ブロック】 予算流用について	指摘	98

(22) 県営都市公園 北勢中央公園

No.	発見事項	指摘/意見	頁
1	規程の整備について	指摘	100
2	再委託契約の手続について	指摘	100
3	収支差額の取扱いについて	意見	101
4	施設改修と利用料収入について	意見	102
5	防災訓練の実施について	指摘	102
6	郵便はがき及び販売代金の管理方法について	指摘	102
7	消耗品の実残数管理について	意見	103

(26) 県営都市公園 熊野灘臨海公園

No.	発見事項	指摘/意見	頁
1	契約業務に係る規程・手続の整備について	指摘	106
2	再委託契約の手続について	指摘	107
3	契約関係の不備について	指摘	108
4	収支差額の取扱いについて	意見	108
5	貸与品の管理について	指摘	109
6	熊野灘臨海公園危機管理マニュアルの遵守について	指摘	109

(27) 三重県立鈴鹿青少年センター

No.	発見事項	指摘/意見	頁
1	収支差額の取扱いについて	意見	111
2	一般競争入札の導入について	意見	112
3	利用人数の基準について	意見	113
4	貸出器具の利用状況について	意見	113
5	長期修繕計画について	指摘	114

(29) 三重県立志摩病院

No.	発見事項	指摘/意見	頁
1	支出決裁における経済性判断について	指摘	116
2	本部からの借入金について	意見	117
3	貸倒引当金の算定について	意見	117

4	修繕・設備投資の負担について	意見	118
5	業務委託における評価・期間について	意見	118

Ⅲ 個別施設に関する事項（指定管理者制度を導入していない施設）

(1) 水道事業施設 工業用水道事業施設

No.	発見事項	指摘/意見	頁
1	一般競争入札の競争性の確保について	意見	123
2	準備品の管理について	指摘	124
3	現物資産の管理について	意見	124
4	修繕引当金について	意見	125
5	長良川河口堰の取扱いについて	意見	125

(2) 三重県総合博物館（MieMu:みえむ）

No.	発見事項	指摘/意見	頁
1	薬品の取扱いと棚卸について	指摘	127
2	図書を含む収蔵物の棚卸について	指摘	128
3	物品台帳の整理	指摘	129
4	敷地内の整備について	意見	129
5	企画展示に関するアンケート調査について	意見	130
6	評価部会のホームページでの公表について	指摘	130

(3) 三重県立図書館

No.	発見事項	指摘/意見	頁
1	施設全体の有効運営について	意見	132
2	閉架書庫について	意見	133
3	利用者意見やクレームについて	意見	133
4	図書資料の紛失等に係る処理について	指摘	133
5	協力貸出における運賃の負担状況について	指摘	134
6	図書等の除籍及び廃棄の際の取扱要領について	意見	134
7	図書を返却しない利用者に係る利用者情報の削除について	指摘	136
8	未使用物品の除却処理について	指摘	136
9	倉庫内の整理整頓について	指摘	137

(4) 三重県立美術館

No.	発見事項	指摘/意見	頁
1	美術館の魅力向上について	意見	139
2	割引券の有効活用について	意見	140
3	利用料免除申請書控の保管方法について	意見	140
4	書籍の管理	意見	141
5	長期修繕計画について	意見	141
6	予定価格の設定方法について	意見	142

(5) 三重県鈴鹿山麓研究学園都市センター

No.	発見事項	指摘/意見	頁
1	平成 24 年度包括外部監査からの改善状況について	指摘	143
2	稼働率の改善について	意見	144
3	備品管理について	指摘	145

(6) 三重県立津高等技術学校

No.	発見事項	指摘/意見	頁
1	職員会議等の議事録の作成について	意見	147
2	施設整備に関する要望について	意見	147
3	パンフレット等への広告掲載の検討について	意見	148
4	申請書における記入不備	指摘	149
5	能力開発セミナーについて	意見	149
6	学校内倉庫への私物の保管	指摘	150
7	在籍者からの預り金の取扱いについて	指摘	151
8	在籍者からの預り金から発生した受取利息の取扱いについて	意見	152
9	書類の取扱いについて	指摘	152

(7) 三重県立一志病院

No.	発見事項	指摘/意見	頁
1	医事会計システムのパスワード設定について	指摘	154
2	投資計画とライフサイクルコストについて	意見	154
3	固定資産の実物管理について	指摘	155
4	薬品納入業者の選定について	意見	156

(8) 齋宮歴史博物館

No.	発見事項	指摘/意見	頁
1	委託業務における予定価格について	意見	158
2	教育財産の使用許可について	指摘	159
3	広報活動について	意見	159
4	物品管理台帳に記載されていない資産（プレハブ倉庫）について	指摘	160
5	申請書における記入不備	指摘	161
6	県有外物品の取扱いについて	意見	161

(9) 三重県人権センター

No.	発見事項	指摘/意見	頁
1	会議室等の利用について	意見	163
2	備品の管理について	指摘	163
3	設備の長期修繕・改修計画について	意見	164

(10) 三重県立こころの医療センター

No.	発見事項	指摘/意見	頁
1	業務委託契約について	意見	165
2	備品管理について	指摘	166

(11) 三重県立公衆衛生学院

No.	発見事項	指摘/意見	頁
1	在籍者への指導について	意見	167
2	設備の修繕・更新に係る長期計画の策定について	意見	168

(12) 三重県農業大学校

No.	発見事項	指摘/意見	頁
1	自動販売機設置場所の貸付について	意見	169
2	在籍者・修了者アンケートの実施について	意見	170
3	生産物売払収入の状況把握及び分析について	意見	170
4	求人状況の把握と開示について	意見	171
5	劇物の管理について	指摘	173
6	備品の管理について	指摘	173
7	長期修繕計画について	意見	175

8	危険物倉庫について	指摘	176
9	学生寮修繕について	指摘	176

第2. 指摘及び意見の分類

監査において検出された事項を項目別に分類し、主な指摘及び意見について要約した。指摘及び意見の詳細な内容は「第1. 指摘及び意見の一覧」に記載した各指摘及び意見の記載ページを参照されたい。

1. 施設に関する整備・修繕計画

施設名	検出された事項
三重県立ゆめドームうえの	3. 修繕計画の更新について
三重交通G スポーツの杜 伊勢 (三重県営総合競技場)	10. 長期修繕計画について
三重交通G スポーツの杜 鈴鹿 (三重県営鈴鹿スポーツガーデン)	5. 長期修繕計画について
三重県立熊野古道センター	5. 長期修繕計画について
三重県営サンアリーナ	1. ライフサイクルコストを考慮した設備の更新について
三重県立鈴鹿青少年センター	5. 長期修繕計画について
三重県立志摩病院	4. 修繕・設備投資の負担について
三重県立美術館	5. 長期修繕計画について
三重県立一志病院	2. 投資計画とライフサイクルコストについて
三重県人権センター	3. 設備の長期修繕・改修計画について
三重県立公衆衛生学院	2. 設備の修繕・更新に係る長期計画の策定について
三重県農業高等学校	7. 長期修繕計画について 9. 学生寮修繕について

《主な指摘及び意見の要約》

- ◆修繕計画は、施設・設備の状況に応じて改訂するべきであり、過去に策定された計画が実情に即しているか随時検討することが必要である。
- ◆指定管理者と十分連携して適切な長期修繕計画を立案し、適切な維持管理

とライフサイクルコストの縮減に努めるべきである。

- ◆指定管理者と県との協議による負担関係の決定事項については、協議毎の判断のばらつきの発生等を避けるため、協議結果による修繕計画の負担予定と実績（実際の修繕実績と負担結果）の評価を行うべきと考えられる。
- ◆修繕実施による延長年数を検討すると同時に、建替えとの比較考慮を行い、長期的視野に立った計画を検討することが望ましい。

2. 利用料金

施設名	検出された事項
三重県総合文化センター	1. 利用料金の減免について
みえ県民交流センター	1. 利用料金の減免について
三重交通G スポーツの杜 伊勢 (三重県営総合競技場)	3. 条例規定について 4. 設備・器具使用料について 5. 旧補助競技場について 6. 利用料の収納脱漏防止について
三重交通G スポーツの杜 鈴鹿 (三重県営鈴鹿スポーツガーデン)	1. 受益者負担の適正化について
三重県地方卸売市場	3. 利用料金の減免基準について

《主な指摘及び意見の要約》

- ◆明確な減免判断の基準やマニュアル等はなくあくまでも条例に沿って判断を行っているため、画一的な判断は困難になる可能性があり、改善が必要となる。
- ◆地方自治法により、公の施設の利用に関する料金を指定管理者の収入として収受させる際には、条例に明確な定めが必要であることから、適切な条例の定めが必要である。
- ◆設備・器具に係る利用料金の定めが明確ではない。
- ◆利用料金の改定が必要であるか否かについては定期的に検討すべきと考えるが、県と指定管理者はその検討に必要なデータの整備を行うことが必要である。

3. 契約

施設名	検出された事項
三重県立ゆめドームうえの	4. 再委託業務の履行確認について 5. 再委託先への随意契約理由について
三重交通G スポーツの杜 伊勢 (三重県営総合競技場)	2. 委託業務確認時の手続について
三重交通G スポーツの杜 鈴鹿 (三重県営鈴鹿スポーツガーデン)	2. 一般競争入札の導入について 3. 予定価格の積算について
三重県立熊野古道センター	1. 再委託における県への報告について 2. 再委託の手続もれについて
三重県地方卸売市場	1. 随意契約の採用について
三重県営住宅	2. 契約手続について 5. 相見積もりの実施について
県営都市公園 北勢中央公園	1. 規程の整備について 2. 再委託契約の手続について
県営都市公園 熊野灘臨海公園	1. 契約業務に係る規程・手続の整備について 2. 再委託契約の手続について 3. 契約関係の不備について
三重県立鈴鹿青少年センター	2. 一般競争入札の導入について
三重県立志摩病院	5. 業務委託における評価・期間について
水道事業施設 工業用水道事業施設	1. 一般競争入札の競争性の確保について
三重県立美術館	6. 予定価格の設定方法について
三重県立一志病院	4. 薬品納入業者の選定について
斎宮歴史博物館	1. 委託業務における予定価格について
三重県立こころの医療センター	1. 業務委託契約について

《主な指摘及び意見の要約》

- ◆随意契約によることについて根拠理由に乏しく、原則どおり指名競争入札の導入を検討すべきであるが、もし指名競争入札の導入が困難であるならば随意契約を行う合理性について、より精緻な文書化が求められる。
- ◆単価の妥当性については継続的に見直し、最新の基準により算定する必要がある。
- ◆相見積もりを取っていなかった。今後は必ず入手するよう改善されたい。

- ◆業務委託契約書が締結されていなかった。
- ◆業務の性質や契約額等を考慮し、特段の理由がない限りは原則として一般競争入札によることが望ましい。
- ◆予定価格の算定においては、金額が妥当な水準にあるか、可能な限り検証することが望ましい。

4. 現物管理

施設名	検出された事項
三重県立ゆめドームうえの	6. 貸与設備の不整備について
三重交通G スポーツの杜 伊勢 (三重県営総合競技場)	8. 領収書の連番管理について 9. 領収書の記載方法について
三重交通G スポーツの杜 鈴鹿 (三重県営鈴鹿スポーツガーデン)	4. 貸与設備の不整備について
三重県立熊野古道センター	3. 販売用パンフレット等について 4. 現金の管理について
三重県営サンアリーナ	3. 小口現金の出納業務について 4. 小口現金の残高について 5. 領収書管理について
三重県地方卸売市場	6. 備品管理について
県営都市公園 北勢中央公園	6. 郵便はがき及び販売代金の管理方法について 7. 消耗品の実残数管理について
県営都市公園 熊野灘臨海公園	5. 貸与品の管理について
水道事業施設 工業用水道事業施設	2. 準備品の管理について 3. 現物資産の管理について
三重県総合博物館	1. 薬品の取扱いと棚卸について 2. 図書を含む収蔵物の棚卸について 3. 物品台帳の整理 4. 敷地内の整備について
三重県立図書館	2. 閉架書庫について 4. 図書資料の紛失等に係る処理について 6. 図書等の除籍及び廃棄の際の取扱要領について 8. 未使用物品の除却処理について

	9. 倉庫内の整理整頓について
三重県立美術館	4. 書籍の管理
三重県鈴鹿山麓研究学園都市センター	3. 備品管理について
三重県立津高等技術学校	6. 学校内倉庫への私物の保管
三重県立一志病院	3. 固定資産の実物管理について
斎宮歴史博物館	4. 備品管理台帳に記載されていない資産（プレハブ倉庫）について
三重県人権センター	2. 備品の管理について
三重県立こころの医療センター	2. 備品管理について
三重県農業大学校	5. 劇物の管理について 6. 備品の管理について 8. 危険物倉庫について

《主な指摘及び意見の要約》

- ◆在庫評価に関する方針も含めた棚卸資産管理規程を定め、適切な在庫管理を実施する必要がある。
- ◆小口現金は日常業務に必要な水準とすることが望ましく、規定による現金残高に収まるよう努めていただきたい。
- ◆明確に薬品の所在がわかるようにするなど保管に際してのルールを整備する必要がある。
- ◆備品を適切に管理し、その所在を明確にするために物品標示票の貼付を徹底することが必要である。
- ◆すでに使用できない不良資産や実質使用されていない不要資産が存在している。
- ◆現物確認を適切に実施し、処分した備品については、備品管理状況一覧表に適時、適切に反映させるべきである。
- ◆劇物の管理については管理規程を設け、適切に実施して頂きたい。
- ◆現物の状態確認及び資産の管理責任の明確化のためにも会計規則運用方針のとおり棚卸を実施する必要がある。

5. 有効利用

施設名	検出された事項
みえ県民交流センター	3. 指定管理料以外の収入について
三重県立ゆめドームうえの	1. アンケート調査の実施について

	2. 施設の利用状況について
三重県営サンアリーナ	2. アンケート調査について
三重県地方卸売市場	2. 市場交流人口の増加に対する取り組みについて 4. 調理室改修工事の費用負担に対するその後の利用状況について
三重県営住宅	1. 特定公共賃貸住宅について
三重県立鈴鹿青少年センター	3. 利用人数の基準について 4. 貸出器具の利用状況について
三重県総合博物館	5. 企画展示に関するアンケート調査について
三重県立図書館	1. 施設全体の有効運営について 3. 利用者意見やクレームについて
三重県立美術館	1. 美術館の魅力向上について 2. 割引券の有効活用について
三重県鈴鹿山麓研究学園都市センター	1. 平成 24 年度包括外部監査からの改善状況について 2. 稼働率の改善について
三重県立津高等技術学校	2. 施設整備に関する要望について 3. パンフレット等への広告掲載の検討について 5. 能力開発セミナーについて
斎宮歴史博物館	3. 広報活動について
三重県人権センター	1. 会議室等の利用について
三重県農業大学校	1. 自動販売機設置場所の貸付について 2. 在籍者・修了者アンケートの実施について 3. 生産物売払収入の状況把握及び分析について 4. 求人状況の把握と開示について

《主な指摘及び意見の要約》

- ◆利用状況を改善することができるよう、三重県と指定管理者は具体的な方策を講じるべきである。
- ◆アンケートの実施方法をより多様化するよう検討することが望ましい。
- ◆設置目的に照らし適切な範囲内において、利用人数基準の緩和を検討することが望ましい。
- ◆意見・クレームの概要やその対応方針(又は対応結果等)、対応時の留意点、

対応終了の有無等の情報を一覧表で作成する事によって、継続的に検討されるべき案件が明確になる。

- ◆対外的な広報活動の充実を図るとともに、情報収集を行い利用可能性のある団体等への働きかけを行うなどの施策を検討するのが望ましい。
- ◆HP 上における広告先の募集やバナーの掲載等、公平性の高いものについては一度検討されたい。
- ◆情報発信の方法について工夫することが望ましい。

6. 事務処理

施設名	検出された事項
三重交通G スポーツの杜 伊勢 (三重県営総合競技場)	1. 事業報告について 7. 利用券の販売について
三重県営サンアリーナ	6. 後納申請における料金收受対応等のマニュアル化について 8. 各種申請書の資料不備について
三重県地方卸売市場	5. 会計処理について
三重県立志摩病院	1. 支出決裁における経済性判断について 3. 貸倒引当金の算定について
水道事業施設 工業用水道事業施設	4. 修繕引当金について
三重県総合博物館	6. 評価部会のホームページでの公表について
三重県立図書館	5. 協力貸出における運賃の負担状況について 7. 図書を返却しない利用者に係る利用者情報の削除について
三重県立美術館	3. 利用料免除申請書控の保管方法について
三重県立津高等技術学校	1. 職員会議等の議事録の作成について 4. 申請書における記入不備 7. 在籍者からの預り金の取扱いについて 8. 在籍者からの預り金から発生した受取利息の取扱いについて 9. 書類の取扱いについて
三重県立一志病院	1. 医事会計システムのパスワード設定について
斎宮歴史博物館	2. 教育財産の使用許可について

	5. 申請書における記入不備 6. 県有外物品の取扱いについて
三重県立公衆衛生学院	1. 在籍者への指導について

《主な指摘及び意見の要約》

- ◆不備や記入誤りのまま承認されている資料が見受けられた。
- ◆負担関係については、現在協定書等の規定が存在しない。
- ◆定期的に行われる会議の結果については、情報の整理及び共有のため、議題だけでなく質疑内容・結論も含めた議事録とするのが望ましい。
- ◆情報漏洩リスクを低減すべく、定期的に変更するルールを構築することを検討されたい。

7. その他

団体名	検出された事項
三重県交通安全研修センター	1. 指定管理料の積算について 2. 事業仕分けによる改善点の進捗について
みえ県民交流センター	2. 公共料金の負担関係について
三重県営サンアリーナ	7. 自主事業の実施結果及び評価の具体化について
三重県流域下水道施設	1. 指定管理者の選定について
三重県営住宅	3. 収支差額について 4. 指定管理事業に係る間接費の取扱いについて 6. 予算流用について
県営都市公園 北勢中央公園	3. 収支差額の取扱いについて 4. 施設改修と利用料収入について 5. 防災訓練の実施について
県営都市公園 熊野灘臨海公園	4. 収支差額の取扱いについて 6. 熊野灘臨海公園危機管理マニュアルの遵守について
三重県立鈴鹿青少年センター	1. 収支差額の取扱いについて
三重県立志摩病院	2. 本部からの借入金について
水道事業施設 工業用水道事業施設	5. 長良川河口堰の取扱いについて

《主な指摘及び意見の要約》

- ◆適時に評価を行う枠組みを策定し、翌期の積算に適切に織り込むとともに、事業や積算内容の実施漏れがある場合については指定管理者に対しモニタリングや指導を行う必要があると考えられる。
- ◆年度協定書の規程の内容と実際の処理が対応しておらず、県は内容を整理すべきである。
- ◆現状の収支差額に対する妥当性について毎期検討を行い、次回募集時により有効な指定管理料の限度額の設定が行えるよう情報の蓄積を行っていくのが望ましい。
- ◆危機管理マニュアルを遵守し、定められた訓練を行うことが必要である。

第5章 外部監査の結果

I. 総括的事項

第1. 三重県の公の施設に関するファシリティマネジメントについて

(1) ファシリティマネジメント (FM)

公の施設は多数の県民に利用される重要な意義を有する施設であり、その整備、維持管理のため多額の費用が費やされていることを鑑みると、明確な基本方針に基づいて、整備、維持管理、利活用を進めていく必要がある。このために参考となるのが、ファシリティマネジメントの考え方である。この点、公益社団法人日本ファシリティマネジメント協会は、ファシリティマネジメントを「企業・団体等が保有又は使用する全施設資産及びそれらの利用環境を経営戦略的視点から総合的かつ統括的に企画、管理、活用する経営活動」と定義しており、広く、経営的視点に立った総合的な活動として捉えている。伝統的な施設管理（管財、営繕）との違いとしては、下記の点が挙げられる。

- ①維持、保全のみでなく「より良いあり方」を追求する点。
- ②活動の方法として、情報技術をはじめ FM 固有及び支援の技術・手法を活用する点。
- ③現実的に対応できる総合的な経営管理活動である点。

ファシリティマネジメントの活用によって期待される効果としては、以下の点が挙げられている。

- ①経営にとって最適なファシリティのあり方を示す。
- ②経営の効率を向上させる。
- ③施設関連費用（施設投資・施設資産・ファシリティコスト）を最小に抑える。
- ④顧客、従業員その他のファシリティ利用者にとって快適・魅力的な施設を実現する。
- ⑤省エネルギーを実現し、コスト低減とともに環境問題に対応する。

(2) 三重県の取組み

①三重県のファシリティマネジメント（公共施設等総合管理）の取組み

三重県は、公の施設を直接の対象とする維持・管理・活用に関する基本方針を策定していないが、県有資産全般の維持・管理・活用に関する基本的な方針とし

て、「みえ県有財産利活用方針」、「みえ公共施設等総合管理基本方針」及び「第二次みえ県有財産利活用方針」を策定し、取組みを行っている。また、大規模な公の施設については、資産カルテによりライフサイクルコストの開示を実施している。

②みえ県有財産利活用方針

・方針策定の目的

三重県が保有する県有財産（土地・建物）を経営資源として見直し、長期的・全庁的な視点に立ち、積極的な未利用財産の売却処分等利活用による歳入の確保、県有施設の計画的な改修などによる長寿命化や効率的な利用による経費の縮減など歳出の削減を積極的に推進することにより、県有財産の総合的・効率的な利活用を図ることを目的としている。取組期間は、三重県行財政改革取組にあわせ、平成24年度から平成27年度までの4か年である。

・方針の対象となる資産

当方針の対象とする県有財産は、道路、橋りょう、公園等いわゆる公共インフラ財産、地方公営企業の所有する財産を除くすべての県有財産である。

・県有財産利活用の基本的な考え方と具体的な取組方針

効率的な行政運営のため、適切な財産管理を行い、未利用の県有財産の売却や貸付等の有効活用を行うとともに、施設の長寿命化などによるコストの縮減を図るため、次の3つの取組を推進する。

ア) 未利用の県有財産の積極的な売却と有効活用

- ・未利用財産の積極的な売却等
- ・適正な財産管理と個々の財産の特徴に応じた利活用計画の推進
- ・ファシリティマネジメントの考え方を踏まえた財産の有効活用

イ) 民間活力を活用した施設整備・管理

- ・民間活力を活用した施設整備
- ・ノウハウの横展開

ウ) 庁舎など県有施設の長寿命化

- ・県有施設適正保全計画（仮称）の策定
- ・施設の省エネルギー化
- ・効率的な施設管理水準の設定

- ・推進体制の整備

本方針に基づく取組を推進するため、総務部副部長（財政運営担当）を座長とし各部局総務課長等を構成員とする「県有財産有効活用等推進会議」を設置する。「県有財産有効活用等推進会議」においては、「みえ県有財産利活用方針」の見直し、個別財産の利活用計画の検討や計画の進行管理、部局間の調整などを行う。

また、財産の適正管理や財産を「保有する」から「利活用する」への職員の経営的財産管理の意識醸成のため、毎年度、「ファシリティマネジメント（FM）研修会」を開催する。

③みえ公共施設等総合管理基本方針

- ・策定の経緯

全国的に公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっている中、国において、平成 25 年 11 月に「インフラ長寿命化基本計画」が策定された。これを受けて、国から地方公共団体に対して、「公共施設等総合管理計画」策定の要請があり、これまでに取り組んできたファシリティマネジメントの考え方を踏まえた県有財産の経済的で適切な維持と有効活用の取組を生かしつつ、公共施設等を取り巻く将来見通しの分析などをもとに、長期的な視点に立って、公共施設等の総合的な管理の基本方針「みえ公共施設等総合管理基本方針」を定めることとした。

- ・公共施設等の総合的・計画的な管理に関する基本方針

ア) 対象施設

対象施設は、県が所有又は管理するすべての公共施設及びインフラその他施設である。

イ) 全庁的な取組体制と情報共有

この基本方針に基づき、各部局が取り組む公共施設等の管理に関する情報について現状や課題を共有しながら、総合的かつ計画的に管理することができるよう、庁内に「公共施設等総合管理推進会議」を設置する。会議は、総務部副部長（財政運営担当）を議長とし、各部局の総務課長（財産管理主管課長）、営繕課長、公共用地課長、財政課長、管財課長を構成員とする。会議の事務局は、総務部管財課とする。なお、公共施設等の管理に関する重要事項については、この会議で審議した上で、知事・副知事・各部局長等で構成する政策会議に諮り、意思決定を行っていくこととする。

ウ) 現状や課題に関する基本認識

- ・ 公共施設等の急速な老朽化への対応
- ・ 社会経済情勢等の変化への対応
- ・ 財政負担の軽減・平準化
- ・ 災害への備え

エ) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

適切な施設管理と持続可能な財政運営の双方を達成するには、今後の公共施設等の管理について、次の視点が重要である。

視点1 長寿命化

中長期的な維持管理・修繕・更新等に係るトータルコストを縮減し、財政負担を平準化していくためには、公共施設等の長寿命化を図るとともに、計画的・効率的な改修をとおして、公共施設等の適切な質を確保していくことが重要である。

視点2 適切な配置と規模

今後、人口減少や少子高齢化、地方分権の進展による県の役割変化等に対応するとともに、人口や財政規模などに応じた適切な施設総量への縮減や施設機能の集約化、高度化が必要となる。このため、公共施設等の更新等の検討に当たっては、当然のごとく整備に着手するのではなく、その時点で施設が果たしている役割や機能を再確認した上で、将来の利用需要を見据えた公共施設等の適切な量の確保を踏まえつつ、更新等を行うことが肝要である。

視点3 安全・安心の確保

公共施設等は、県民、利用者等の安全・安心を確保した上で、必要な機能を確実に発揮し続けることが大前提である。

オ) 実施方針

視点1「長寿命化」（適切な質）、視点2「適切な配置と規模」（適切な量）及び大前提である視点3「安全・安心の確保」を踏まえ、今後の方向性を「公共施設等の適切な質と量の確保」として、以下のとおり実施方針を定める。

- ・ 点検・診断等の実施方針
- ・ 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・長寿命化の実施方針
- ・統合や廃止の推進方針
- ・耐震化の実施方針
- ・安全確保の実施方針
- ・総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

④第二次みえ県有財産利活用方針

・方針策定の目的

「第二次みえ県有財産利活用方針」は、県有財産の利活用に係るこれまでの取組を生かしつつ、今後の利用見込みをふまえた利活用という観点を取り入れ、積極的に県有財産の有効活用を進めていくため、策定するものである。取組期間は、平成28年度から平成31年度までの4か年である。

・方針の対象となる資産

当方針の対象とする県有財産は、道路、橋りょう、公園等いわゆる公共インフラ財産、地方公営企業の所有する財産を除くすべての県有財産である。

・県有財産利活用の基本的な考え方と具体的な取組方針

各所属の財産を適切に管理し、利活用を進めるため、引き続き財産の管理及び利用状況の点検（自己点検）を実施することとし、各財産の現状を的確に把握することで適切な財産管理を行う。

ア) 適切な財産管理と利活用を進める仕組みの構築

- ・自己点検の実施
- ・自己点検結果を受けた取組－財産管理の改善、財産の利活用
- ・県において利用見込みのない財産の利活用
- ・適切な配置と規模に向けた取組

イ) 財産の具体的な活用

- ・貸付による有効活用
- ・未利用財産の売却
- ・適切な配置と規模を見据えた有効活用
- ・広告掲出による有効活用
- ・民間活力を活用した有効活用

- ・推進体制の整備

本方針に基づく取組を推進するため、総務部副部長（財政運営担当）を議長とし各部局総務課長（財産管理主管課長）等を構成員とする「公共施設等総合管理推進会議」を開催し、「第二次みえ県有財産利活用方針」の進行管理や、個別財産の利活用計画の決定、部局間の調整、公共インフラ財産所管部局・地方公営企業との情報共有などを行う。

⑤資産カルテ

ア) 目的

県が管理する大規模な県有施設については、建設後の維持管理など今後の県財政への影響があることから、施設の状況や今後の大規模改修・修繕計画などについての確かな把握に努め、適正かつ効果的な維持管理を行っていくとともに、今後の維持管理や施設整備に対する県民の理解を得る観点から、施設に関する財務情報をわかりやすく提供していくことが重要と考えられる。このため、県議会からの提言も踏まえ、施設の適切な管理と県民への情報開示のため、大規模施設について「資産カルテ」を作成し、公表している。

イ) 対象施設の考え方

- ・施設の規模
県財政への影響の観点から、施設の規模が相当程度あること。
- ・県民の利用
県民への情報開示の観点から、広く県民に利用されている施設。
- ・利用料金の徴収
維持管理費と料金との関係を検証する観点から、利用料金を徴している施設。

ウ) 対象施設

- ①三重県総合文化センター
- ②三重県立美術館
- ③三重県営サンアリーナ
- ④三重交通G スポーツの杜 鈴鹿（三重県営鈴鹿スポーツガーデン）
- ⑤三重交通G スポーツの杜 伊勢（三重県営総合競技場）
- ⑥三重県総合博物館

エ) 資産カルテの活用

県が管理する大規模施設について、長期にわたり計画的かつ効果的な維持管

理を進めるとともに、施設に関する財務情報等をわかりやすく提供するため、この資産カルテを活用し、施設の運営管理の状況を多面的にチェックしていくことで、利用者に良質なサービスを提供し効率的な施設管理を行っていきけるよう努める。

(3) 意見

上記の方針等に基づき、公の施設を適切に維持・管理・活用するための基本的な取組みが適切に実施されているか検討を行った結果、以下の意見を述べる。

①民間活力を活用した施設整備・管理と、情報収集の仕組みについて（意見）

指定管理者制度を採用している施設については、現状、その管理について、指定管理者制度の趣旨に沿って指定管理者に委ねており、老朽化等により設備更新が必要とされる場合においては、指定管理者からの申請により設備更新を実施するか否かの判断を行い、県は固定資産を取得する等の意思決定を行っている。しかし、老朽化に伴う大規模修繕や重要設備の取替投資などについては本来、修繕計画に基づき長期的な視点で投資の意思決定を行うのが望ましく、「みえ公共施設等総合管理基本方針」においてもこの旨記載があるが、現状そのような状況とはなっていない場合が多く見受けられる。詳細に関しては各施設に関する項目において記載するが、民間のノウハウを積極的に活用する観点から指定管理制度を導入しており、指定管理者は固定資産を維持管理する責務を負っているものの、長期的な視点における施設の修繕・更新計画を立案することまでは通常期待できず、この点に関しては、県が主導的な役割を果たすか、指定管理者に対して明確に指示を行わない限り、長寿命化や取替投資の視点が現状の指定管理制度では欠如することとなる。

したがって、設備の老朽化が顕在化している現在の状況において、民間の活力を活用した施設整備・管理をより実効的なものとするような仕組み作りとして、特に重要な設備を有する施設に関して指定管理者を選定する上では、長期的な施設修繕・更新計画の立案と実施を評価項目とするなどの方法によって、施設が長期的に効果的・効率的に利用されるような方策を検討されたい。

②部局・施設横断的なファシリティマネジメント（公共施設等総合管理）の取組について（意見）

ファシリティマネジメントの取組は、部局・施設の枠にとどまることなく、全庁的な取組とすることが重要である。三重県では、みえ公共施設等総合管理基本方針に基づき、県有資産の利活用や管理に関する全庁的な組織として、公共施設

等総合管理推進会議（以下、「推進会議」という）を設置している。推進会議の設置要領において、推進会議の目的は、「各部局が取り組む公共施設等の管理に関する情報について、現状や課題を共有し、総合的かつ計画的に公共施設等を管理すること」とされている。推進会議の下には、推進会議の運営を円滑に行うため、作業部会を設置するものとされている。なお、みえ県有財産利活用方針に基づいて設置されていた県有財産有効活用等推進会議は、平成 27 年度に推進会議に統合された。

平成 27 年度の推進会議は、平成 28 年 2 月に開催されており、管財課が策定した「本庁舎及び地域総合庁舎個別施設計画」（案）に関する説明がなされた。各部局からの質問等は特になかった。「本庁舎及び地域総合庁舎個別施設計画」（案）は、平成 32 年頃までに個別の施設ごとに策定することとされている個別施設計画の参考となるものであって、これに関する説明は、基本的な情報共有として意義の大きい事項であるが、推進会議の目的からは、各部局が実施する公共施設等の管理に関する情報の共有を行い、公共施設等に関する総合的な管理につなげることが重要と考えられる。現状では、推進会議において活発な意見交換が行われている状況は見受けられないことから、今後、全庁的なファシリティマネジメントを推進する観点から、各部局において策定されている施設別計画の内容や施設の利用状況、収支状況等を共有することによって、各施設に関する情報を十分に共有し、ファシリティマネジメントの取組みに結びつけることが望ましい。

③施設に関する情報開示のあり方について（意見）

資産カルテは平成 20 年度決算において、総合文化センターを対象に試作され、その後対象を拡大して継続して作成されている。資産カルテにおいては、施設の資産・整備財源、ライフサイクルコスト（累計費用と今後発生が見込まれる費用の合計）、単年度の収入・支出、大規模改修計画、成果指標の推移等が一覧として開示されており、情報開示としての意義は大きいと考えられる。ただし、現状では、情報開示にとどまっており、県民の意思決定や主に財務面における改善に十分につながっていないものと考えられる。今後はより効果的な活用を促進することが望ましい。

これについては現在、統一的な基準による地方公会計の整備と財務書類の作成が進められていることから、情報開示の対象となる施設の拡大及び開示情報の充実を図る見地より、施設に関する情報開示のあり方について、作成される財務書類の活用等も含め、今後検討されたい。

第2. 指定管理者制度に係るモニタリングチェックリストにおける管理備品の 実査について（意見）

三重県の指定管理者制度に係るモニタリングチェックリストにおいては、管理備品の実査について、一律に指定管理期間に最低1回実施するものと定められている。

しかし、今回、平成24年度から10年間指定されている指定管理者が存在した。この場合、上記モニタリングチェックリストにしたがえば、管理備品の実査を10年間に一度実施すれば良いこととなるが、これでは、管理備品の実在性や、指定管理者が管理備品に対する責任を適切に遂行しているか否かを、適時・適切に把握できるものとは言い難く、合理的ではないものとする。

したがって、当該モニタリングチェックリストにおける管理備品の実査については、指定管理期間や、管理備品の質的及び量的重要性などの個別の事情も勘案し、適切な頻度で実施することになるよう規定を見直すことが望ましい。

なお、上記の指定管理者により運営されている施設においては、指定管理者自身の固定資産管理規程には、一定期間に計画的に現物実査を行う旨の規定があり、期間に関しては、「例えば3年ですべて実査する等計画的に行い、少なくとも5年に一度は全資産を実査する」と定められており、こちらにしたがっていたため問題はなかった。

第3. 直営施設の管理について（意見）

公の施設において、指定管理でなく直営を行うことは、行政が直接コントロールできるため、県の政策や意向が発揮しやすいというメリットがある一方で、指定管理者制度と比べ、その管理方法の効率的、効果的なモニタリングが機能しにくいというデメリットが存在する。例えば、指定管理者制度においては、選定に際して事業計画書が提出され、それによって具体的な管理運営に関する提案内容が明らかにされるため、その運営状況をモニタリングすることにより、コストの削減や施設の開館時間や休館日等を利用状況に合わせて改善でき、サービスの向上につながりやすい。実際、三重県においても各指定管理期間における指定管理者が行った公の施設の管理状況は県により評価され、ホームページ上公表されている。

一方、直営の場合には、指定管理者制度に比べてモニタリングが機能しにくいため、各職員が、管理運営の改善及び県民に対するサービス提供機能の向上について、積極的に関与していくことが求められる。

そのためには各施設の適切な目標を設定する必要がある、現状を把握し、使命

を明確にする必要があり、次に目標を設定して計画を立て、実行し、結果を検証し改善するという一連の流れ(いわゆる PDCA サイクル)を組み立て、しっかりと回す必要がある。

また、前述したように指定管理者制度の場合には公の施設の管理状況をホームページ上で公表していることから、直営の場合にも情報公開を行うことが望ましい。

Ⅱ. 個別施設に関する事項（指定管理者制度を導入している施設）

（実施した手続）

予算課に対する質問、関連書類の調査・分析を行い、また必要と判断した施設に対して現地に往査を実施し、関連書類を閲覧し、関連規則等との照合を実施し、合規性の検証を行うとともに、事務処理等の経済性・効率性を検証した。

（1）みえこどもの城【書面監査対象施設】

公の施設の名称	みえこどもの城
指定管理の方法	指定管理者：公益財団法人三重こどもわかもの育成財団 指定期間：平成23年4月1日から平成28年3月31日 選定方法：公募
所在地	三重県松阪市立野町1291 中部台運動公園内
予算課	少子化対策課
設置目的	核家族化の進行、女性就労の増大、地域社会における連帯意識の低下等、児童を取り巻く家族社会環境は大きく変化し、これらに即応した施策の充実が必要であり、特に次代を担う児童の健全育成が図られるよう施策の充実が求められた。このため、従来の各地の児童館・児童センターなどを整備し、児童の健全育成を図ってきましたが、県としてこどもの多様なニーズにあった科学する心の育成と健全な遊び場の提供などを行ない、21世紀のこどもたちの夢を育む施設として「みえこどもの城」を設置した。
敷地面積	6,520 m ²
延床面積	4,693.47 m ²
設置年月	平成元年6月開館
事業概要	1. みえこどもの城の運営事業 2. 移動児童館を派遣するなどのネットワーク事業 3. 青少年育成事業との連携

書面監査の結果、指摘すべき事項は認められなかった。

(2) 三重県母子・父子福祉センター【書面監査対象施設】

公の施設の名称	三重県母子・父子福祉センター
指定管理の方法	指定管理者：一般財団法人三重県母子寡婦福祉連合会 指定期間：平成23年4月1日から平成28年3月31日 選定方法：公募
所在地	三重県津市桜橋2丁目131番地（三重県社会福祉会館内）
予算課	子育て支援課
設置目的	母子家庭等に対して、各種の相談に応ずるとともに、生活指導及び生業の指導を行う等母子家庭等の福祉のための便宜を総合的に供与し、母子家庭等の生活の向上を図ることを目的として設置した。
敷地面積	－ m ²
延床面積	175.64 m ²
設置年月	昭和39年4月開設
事業概要	<p>1. 行政、母子家庭等、一般への周知を図るための広報活動</p> <p>(1)リーフレットを作成し、行政機関、母子寡婦福祉会等へ配布します。</p> <p>(2)研修会及び会議等各種説明機会を活用し、関係者に情報提供や説明します。</p> <p>(3)センターのホームページに関係情報を掲載します。</p> <p>(4)広報誌・新聞・テレビ・ラジオを活用します。</p> <p>2. 相談の実施</p> <p>(1)就業相談員による各種相談への対応</p> <p>(2)来所相談</p> <p>(3)電話相談</p> <p>(4)メール相談</p> <p>3. 関係機関との連携</p> <p>(1)ハローワーク等からの定期的な情報収集</p> <p>①県内ハローワーク等の求人情報を収集します。</p> <p>②各地域別の求職や協力事業所の状況等を把握します。</p> <p>(2)就業支援活動における母子自立支援員との連携の確保</p> <p>①センターと母子自立支援員の連携。</p> <p>②母子自立支援員研修会時等に情報提供・情報交換します。</p>

	<p>(3)行政との連携 ①情報交換等により、就業支援の充実を図ります。</p> <p>4. 国機関や県・市町との協働による就労支援の実施</p> <p>(1)職業紹介所の開設 ①求職者を登録し、情報収集した求人情報の提供など就職の支援を行います。</p> <p>(2)母子家庭の技能習得により、就業に結びつけるための支援の実施</p> <p>(3)パソコン講習会の実施（開催地 三重県内）</p> <p>(4)母子家庭の母等の雇用先（企業）事業所の開拓 ①事業所等への広報や訪問活動を実施し、求人登録への協力を得ます。</p> <p>(5)生活支援サービスの活用による、母子家庭の就労環境づくりの推進 ①必要な母子福祉施策やサービスを活用できるよう、情報提供するとともに行政機関等への調整をします。</p> <p>(6)母子自立支援プログラム ①郡部在住の母子家庭の母（児童扶養手当受給者）については、母子自立支援プログラムを策定し、ハローワーク等と連携して就労を目指します。</p>
--	---

書面監査の結果、指摘すべき事項は認められなかった。

(3) 三重県身体障害者総合福祉センター【書面監査対象施設】

公の施設の名称	三重県身体障害者総合福祉センター
指定管理の方法	指定管理者：社会福祉法人三重県厚生事業団 指定期間：平成23年4月1日から平成28年3月31日 選定方法：公募
所在地	津市一身田大古曾 670 番地 2
予算課	障がい福祉課
設置目的	身体障害者福祉センターA型及び障害者支援施設として、身体障害者福祉センターA型では、地域におけるリハビリテーションの支援や障がい者スポーツの推進、障

	<p>害者支援施設では、短期間での地域生活の移行に向けた訓練を実施するなど身体障がい者の福祉の増進を図ることを目的に設置した。</p>
敷地面積	66,417.71 m ²
延床面積	8,172.30 m ²
設置年月	昭和60年4月1日
事業概要	<p>1. 総合福祉センターの事業の実施に関する業務</p> <p>(1) 障害者総合支援法の規定による次の障害福祉サービスの提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 施設入所支援 イ 短期入所 ウ 自立訓練（機能訓練、生活訓練） エ 就労移行支援 オ 生活介護 <p>(2) 身体障害者福祉センターA型に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 各種相談の実施 イ リハビリテーションの実施 ウ 障がい者スポーツの推進 エ 宿泊室の運営 オ 福祉用具製品化支援事業の実施 カ 実習生およびボランティアの受け入れ <p>2. 施設及び設備の利用の許可等に関する業務</p> <p>3. 利用料金の収受等に関する業務</p> <p>4. 施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務</p>

書面監査の結果、指摘すべき事項は認められなかった。



(三重県身体障害者総合福祉センター HP より)

(4) 三重県視覚障害者支援センター【書面監査対象施設】

公の施設の名称	三重県視覚障害者支援センター
指定管理の方法	指定管理者： 社会福祉法人三重県視覚障害者協会 指定期間：平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日 選定方法：公募
所在地	三重県津市桜橋 2 丁目 131 番地(三重県社会福祉会館内)
予算課	障がい福祉課
設置目的	視覚に障がいのある方々に点字刊行物や録音図書の閲覧、貸出等を行い情報を提供するとともに、視覚障がい者の日常生活及び社会生活に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び支援を行うことで、視覚障がい者の自立と社会参加を促すことを目的に設置した。
敷地面積	－ m ²
延床面積	705.70 m ²
設置年月	平成 18 年 4 月 1 日
事業概要	1. 点字刊行物及び視覚障がい者等用の録音物を利用に供する業務 2. 点訳及び朗読のボランティア活動の育成及び支援に関する業務 3. 視覚障がい者の日常生活及び社会生活に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び支援を行う業務 4. 施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務

書面監査の結果、指摘すべき事項は認められなかった。

(5) 三重県聴覚障害者支援センター【書面監査対象施設】

公の施設の名称	三重県聴覚障害者支援センター
指定管理の方法	指定管理者： 一般社団法人三重県聴覚障害者協会 指定期間：平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日 選定方法：公募
所在地	三重県津市桜橋 2 丁目 131 番地(三重県社会福祉会館内)
予算課	障がい福祉課
設置目的	聴覚障がい者の自立及び社会参加に関する事業を行うこ

	とにより、聴覚障がい者の社会的地位の向上及び福祉増進を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。
敷地面積	－ m ²
延床面積	227.51 m ²
設置年月	平成 24 年 4 月 1 日
事業概要	<ol style="list-style-type: none"> 1. 聴覚障がい者等用の録画物、その他各種情報を記録した物の制作又は貸出に関する業務 2. 手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう者通訳・介助員の養成又は派遣に関する業務 3. 情報支援機器の貸出、聴覚障がい者の生活等の相談など、地域生活の支援に関する業務 4. 災害発生時における被災者支援に関する業務 5. 施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務

書面監査の結果、指摘すべき事項は認められなかった。

(6) 三重県総合文化センター【書面監査対象施設】

公の施設の名称	三重県総合文化センター
指定管理の方法	指定管理者：公益財団法人三重県文化振興事業団 指定期間：平成 22 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日 選定方法：公募
所在地	津市一身田上津部田 1234
予算課	文化振興課
設置目的	県民の文化芸術活動及び生涯学習活動並びに男女共同参画活動の促進に寄与することを目的として設置した。
敷地面積	62,224 m ²
延床面積	46,305 m ²
設置年月	平成 6 年 10 月
事業概要	文化芸術及び生涯学習の振興、女性の自立と社会参画の促進に関する事業を企画・実施する。(文化会館、生涯学習センター、男女共同参画センター、図書館からなる複合型文化施設)



(三重県総合文化センター HP より)

1. 利用料金の減免について（指摘）

三重県総合文化センター（以下、「センター」という。）について三重県総合文化センター条例において、利用料金の減免につき以下のとおり規定されている。

第 20 条 指定管理者は、公益上必要があると認められるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

これを受けて三重県総合文化センター利用料金規程の第 4 条（2）には利用料金の減免規程が記載されており、以下はその抜粋である。

第 4 条 既納の利用料金は次の場合に限り、当該各号に定める額を還付することとする。

（2）公益上必要があると認められるとき。 利用料金の全額

以上のとおり定められているものの、この規程に基づいて実際の運用において減免をされている実績は存在していない。規程上「公益上必要があると認められるとき」という抽象的な記載としており、例示列挙等が存在しないため、その判断根拠が問題となる。

実際の判断はセンターで実施されることから、センター側担当者が適切な判断が行えるか否かが重要となる。この点、センターにおいては明確な減免判断の基準やマニュアル等はなくあくまで条例に沿って判断を行っているため、画一的な判断は困難になる可能性があり、改善が必要となる。

(7) 三重県交通安全研修センター【書面監査対象施設】

公の施設の名称	三重県交通安全研修センター
指定管理の方法	指定管理者：一般財団法人三重県交通安全協会 指定期間：平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日 選定方法：公募
所在地	三重県津市垂水 2,566 番地
予算課	くらし・交通安全課
設置目的	昭和 63 年以降、県内の交通事故死者は急増している。自動車登録台数は平成 2 年に 100 万台に、平成 5 年には運転免許人口も 100 万人を超えるなど本格的な「県民皆免許・車社会」を迎えた。平成 7 年 5 月、参加体験型の研修を通じて幼児から高齢者までの県民一人ひとりの交通安全意識の向上を図って正しい交通ルールとマナーを習慣的に遵守できる「良き交通社会人」を育成し、交通事故防止を図るための生涯施設及び本県の交通安全教育の基幹施設として位置づけ設置された。
敷地面積	12,821.63 m ²
延床面積	1,399.00 m ²
設置年月	平成 7 年 5 月開設
施設概要	安全で安心な交通社会を目指し、交通マナーや、交通安全意識の高揚のための研修の実施



(シミュレーター室)



(自転車学習コース)

1. 指定管理料の積算について（指摘）

三重県交通安全研修センター（以下、「センター」という。）において、指定管理業務に関する経費について計画値（積算数値）と実績値に以下の様な差額が生じている。

(単位：千円)

		計画	実績
平成 24 年度			
	雑収入	0	4
	会議費	30	0
	研修費	117	17
	教材費	69	0
平成 25 年度			
	雑収入	0	3
	会議費	100	0
	研修費	453	33
	教材費	1,155	124
	リース料	218	16
平成 26 年度			
	雑収入	0	3
	会議費	100	0
	研修費	411	17
	教材費	756	74
	リース料	218	16

平成 27 年度			
	雑収入	0	5
	会議費	74	0
	研修費	498	57
	教材費	2,614	140
	リース料	220	16

なお、上記の項目を積算資料から抜粋した事由については、以下のとおりである。

雑収入：預金関連の利息収入であり、安定的に計上される項目である。

現状積算上の数値には反映されていない。

会議費：会議を行う際の場所代等と考えられるが、直近4年で計上無し。

研修費：研修スケジュール等は事業計画で把握できるが予実差額が大きい。

教材費：研修費と同様の事由である。

リース料：リース契約に基づくものであり、基本的には差額は生じない。

基本協定書に基づく当初の指定管理料の設定についてはあくまで指定管理料の上限値であり、実勢が当初の見積りよりも少額である場合においては、指定管理料の削減、もしくは、ライフサイクルコストを勘案しての先行投資（修繕費）等の予算付けを行い計上すべきと考えられる。上記の項目で差額、とりわけ教材費については多額の差額が計上されているのは、積算数値と実績との比較・分析が適切に実施されていない結果であり今後適切な積算根拠を基に算出すべきである。

2. 事業仕分けによる改善点の進捗について（指摘）

センターにおいては平成23年度において実施された三重県の事業仕分け（以下、「事業仕分け」という。）における対象事業となり、改善点等が提言されている。県及び指定管理者としては当該指摘・提言を受け、平成26年11月に中間評価を実施するとともに、平成25年度～平成27年度末を対象期間とした評価シートを作成し、平成27年度の指定管理の評価報告書において最終評価を実施している。中間評価時点においては未実施の事項が複数存在したが、平成27年度末における評価報告書においては基本的には完了していることを県としても了承している。

なお、事業仕分けにおける仕分けのテーマとその詳細な項目については以下のとおりである。

テーマ	項目
事業の再構築	(1) 充実（改善）すべき事業
	・交通安全教育指導者の養成
	・案内人（交通安全ガイド）の配置
	・親子で学ぶ環境づくり
	・教材・教育プログラムの開発
	・調査・研究
	(2) 縮小すべき事業
	出前研修
	地域交通安全啓発事業及び 各種イベントへの参加
	(3) 設備・機器の整備
	・設備・機器の整備
	(4) 新たな検討項目
	・交通安全グッズの作成等について検討
センターの運営	有効な PR(周知) 方法の工夫
	その他運営
指定管理に向けての募集	新規参入を容易にするための募集の工夫
その他	市町に対するサポート
	ネットワークづくり

一方で、上述 1. のとおり、積算根拠資料の精緻化がなされていないため、指定管理料と実績の差額が每期計上されているが平成 27 年度においては多額に計上されており、その差額推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

年度	指定管理料	実績	差額
平成 24 年度	41,968	39,027	2,940
平成 25 年度	38,958	36,234	2,723
平成 26 年度	40,071	35,677	4,393
平成 27 年度	40,071	31,621	8,449

上記のとおり、每期収支差額はプラスであり、指定管理者の利益として計上されている。当該差額については、一般的には指定管理者の経営努力によって計上されたものであると考えられるため、最終的な利益を指定管理者に帰属させるという考え方について基本的に異論はない。

しかし、当該指定管理期間における指定管理料においては、今回の第 4 期指定管理業務における事業仕分けの対応に必要な費用相当分が計上されており、事業仕分けの対応作業は必要水準を満たしているものの、なお改善・改良の余地が存在している。また、上記 1. に記載のとおり、指定管理期間の最終年度である平成 27 年度において大幅な収支差額が計上されているが、主な差額要因の一つである教材費については積算精度が低かったことによる見積もり誤りであると考えられる。このような見積もり差額がすべて指定管理者の利益に計上されることについては、積算精度が高く見積もり差額が殆ど計上されない指定管理者と積算精度が低く見積もり差額が多額に計上される指定管理者との間で後者が利益計上となるという矛盾が生じるため、問題であると考えられる。そのため、今後は基本協定書や年度協定書において、指定管理料を適切に使用し事業が実施されるように、自主事業の実施目標や未実施項目について指定管理料の精算条件の見直し等の適切な対策が必要と考えられる。

一方で県においても、本来は指定管理者との関係や情報を密にし、指定管理施設の業況や収支差額等を適時に把握し、その発生事由（指定管理者の経営努力による収支差額であるのか、指定管理者が積算を行った項目の見積もり誤りや当初の予定から変更したことによる影響であるのか、もしくはその他の特別な事由により生じた差額であるのか等）について十分検討した上で、積算の誤りや当初の積算からの変更によるものである場合においては翌期の指定管理料へ適時に反映することが必要と考えられる。

そのため、適時に評価を行うための枠組みを策定し、翌期の積算に適切に織り込むとともに、事業や積算内容の実施漏れがある場合については指定管理者に

対しモニタリングや指導を行う必要があると考えられる。

(8) 三重県環境学習情報センター【書面監査対象施設】

公の施設の名称	三重県環境学習情報センター
指定管理の方法	指定管理者：アクティオ株式会社 指定期間：平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日 選定方法：公募
所在地	四日市市桜町 3684-11
予算課	地球温暖化対策課
設置目的	県民の環境の保全に関する理解を深めるとともに、県民が自発的に行う環境の保全に関する活動を促進するために設置されました。
敷地面積	8,113 m ²
延床面積	9,734 m ²
設置年月	平成 11 年 8 月
事業概要	【三重県環境学習情報センター条例第 2 条に基づく事業】 1. 環境の保全に関する啓発及び普及を行うこと。 2. 環境の保全に関する研修会、講習会を行うこと。 3. 環境に関する情報の収集及び提供を行うこと。 4. 環境の保全に関する活動の促進及び交流等を図ること。など

書面監査の結果、指摘すべき事項は認められなかった。



(三重県環境学習情報センター HP より)

(9) みえ県民交流センター 【書面監査対象施設】

公の施設の名称	みえ県民交流センター
指定管理の方法	指定管理者：特定非営利活動法人みえ NPO ネットワークセンター 指定期間：平成 24 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日 選定方法：公募
所在地	津市羽所町 700 番地アスト津 3 階
予算課	男女共同参画・NPO 課
設置目的	地域や分野を越えた市民活動、ボランティアなど、非営利で公益的な活動をしている人たちや、これから活動しようと考えている人たちのためのキーステーションとして、多様な市民活動がもっと活発になるように支援するとともに、市民団体、企業、行政が協働して住みよい地域づくりをすすめることを目的としています。
敷地面積	583.79 m ²
延床面積	2,328.56 m ²
設置年月	1998 年（平成 10 年）12 月 1 日 【2001（平成 13）年 4 月

	1 日アスト津に移転】
施設概要	1. ボランティア活動への支援 2. 市民・行政・企業が協働した「まちづくり」の促進 3. 市民社会の活性化・実現への寄与 4. NPO 活動等の市民活動を支援促進するための活動スペースの提供



(イベント情報コーナー)



(掲示スペース)

1. 利用料金の減免について（指摘）

みえ県民交流センター（以下、「センター」という。）においては、みえ県民交流センター条例（以下、「条例」という。）の第 21 条に利用料金の減免規程が記載されており、以下はその抜粋である。

第 21 条

指定管理者は、公益上必要があると認められるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

以上のとおり定められているものの、実際の運用において減免をされている実績は存在していない。この点、条例においても公益上必要がある場合と抽象的な記載としており、例示列挙等が存在しないため、その判断根拠が問題となる。

実際の減免措置の流れとしては概ね以下のとおりである。

- ①利用者によるセンターへの減免申請手続
- ②センターの減免審査決定手続と減免適用後の料金収受
- ③センターから県に報告書等の提出

上記の②に記載している様に、減免規程の適用判断は一義的にはセンターで実施されていることから、センターで適切な判断がなされていることが必要となる。

この点、センターにおいては明確な減免判断の基準やマニュアル等はなく、画一的な判断は困難であり属人的な判断になりかねない。そのため、センターにおいて減免に係る規程を整備することが必要である。

2. 公共料金の負担関係について（意見）

センターの募集要項の「4 指定管理者が行う業務の範囲（1）カ」において、施設の維持管理に関する業務について、光熱水費の負担について県が負担する旨が明記されている。

当該記載に関して、基本協定書の業務仕様書においては、施設の維持管理に関する業務についての記載があるものの、当該内容について光熱水費の明確な負担関係については記載されていない。

指定管理料の積算上は光熱水費について除かれているため、指定管理料の算定とその実績報告においては齟齬が無く、また、県と指定管理者との間の認識としては整合しているため問題は無い。しかし、指定管理者は基本協定書及び業務仕様書に沿って事業運営を行うことから明示的な記載を行うことが望ましい。

3. 指定管理料以外の収入について（意見）

センターの収入においては、大半を指定管理料で賄っている形となるが、指定管理料以外の広告等の収入として、主に以下の2点が存在する。

- ・協賛収入（1社年間30千円）
- ・広告収入（1広告月額5千円）

この内、広告収入については、センターが発刊しているパンフレット冊子に企業情報を掲載することによる収入であり、現状2社が掲載されている。当該掲載先の選定については指定管理者においても既に検討されており、現状広告・協賛収入について新規企業の参画が困難な中、収入拡大を行う姿勢については評価される。しかし指定管理者独自での実施においては、選定先を募集するノウハウ等が限られることから今後は県や関連する施設等との情報連携をすることが望ましい。

(10) 三重県立ゆめドームうえの

公の施設の名称	三重県立ゆめドームうえの
指定管理の方法	指定管理者：伊賀市 指定期間：平成 24 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日 選定方法：指名
所在地	伊賀市ゆめが丘 1 丁目 1 番地の 3
予算課	水資源・地域プロジェクト課
設置目的	県民の心身の健全な発達及び体育・スポーツの普及振興を図るとともに文化の向上等に資する。
敷地面積	15,000 m ²
延床面積	8,079 m ²
設置年月	平成 9 年 12 月
施設概要	スポーツ・レクリエーション機能をメインとする屋内型施設の貸館事業



(三重県立ゆめドームうえの HP より)

1. アンケート調査の実施について（意見）

平成 27 年度業務計画書の（1）管理運営の方針において、アンケート調査の実施が記載されているが、平成 27 年度にアンケート調査は実施されていない。

平成 27 年度の年間利用者数は 78,232 人であり、目標とする 108,500 人の 72% 程度にとどまっていることからすると、利用者へのアンケート調査により利用者のニーズを把握することは、利用者増加のための方策として重要であると思われる。そのため、利用者へのアンケート調査を実施することが望ましい。

2. 施設の利用状況について（意見）

平成 27 年度における成果目標と実績は以下のとおりであり、実績が目標を下回る状況である。休日や平日夜間の利用は堅調であるものの、平日昼間の利用が少なく、特に軽運動室の利用率が低い状況である。

【平成 27 年度 成果目標と実績】

	目標	実績
年間施設利用者数	108,500 人	78,232 人
施設利用率	85.7%	80.6%
競技場（火曜日昼間）利用率	47.0%	24.0%

【軽運動室の利用状況】

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
利用率	59.9%	52.9%	50.1%	57.1%	56.4%

利用状況を改善することができるよう、三重県と指定管理者は具体的な方策を講ずるべきである。

一方で、自主事業のフィットネス教室や 3B 体操教室は堅調に受講者を集めており、教室の数を増やす、あるいは高齢者向けプログラムを取り入れる等の工夫で、さらに受講者が増加する可能性がある。現在の利用状況からは、自主事業を充実させることによって、施設をより有効に活用できる可能性が高いため、三重県と指定管理者は活用方法について検討することが望ましい。

3. 修繕計画の更新について（指摘）

ゆめドームうえのは平成 9 年に建設された施設であり、完成から 20 年近くが経過していることから、経年劣化が進行しており、施設・設備の一部に改修が必要な状況となっている。今後施設の適切な維持管理やライフサイクルコスト縮減のためには、中長期的な修繕計画の策定を行う必要がある。

この点、県及び指定管理者である伊賀市は、平成 23 年度に、施設管理を委託していた業者から修繕計画の基資料を入手し修繕計画を策定している。県はこの修繕計画を考慮しつつ優先順位をつけ、修繕を実施しているが、修繕計画の策

定以降、修繕の実績等の更新がなされていない。

修繕計画は、施設・設備の状況に応じ改訂するべきであり、過去に策定された計画が実情に即しているか随時検討することが必要である。

4. 再委託業務の履行確認について（指摘）

指定管理者は、現在 15 の業務について再委託を行っているが、資料を閲覧したところ、各種保守点検業務の完了時の立会いについて、全般的な施設管理業務の受託者が実施し、指定管理者が直接実施していないものが散見された。

指定管理者は、各委託業務の契約当事者として各種委託業務の完了を自ら確認すべきである。

5. 再委託先への随意契約理由について（指摘）

現在 15 の再委託業務のうち 10 については随意契約が結ばれている。伊賀市会計規則によれば 1,300 千円以上の契約を締結する場合には、原則として指名競争入札によらなければならないとされており、当該金額を超える再委託先は 5 つあるが、そのうち 3 つが随意契約を締結している。随意契約理由書を閲覧したところ以下のような状況であった。

管理業務（下記「再委託業務一覧表」番号 1 参照）については、随意契約理由として「周辺体育施設と連携し管理運営することにより、より効率的経済的に運営できることから、周辺体育施設の指定管理者である当該業者との随意契約としたい」と記載されている。しかし、再委託先が具体的にどの程度の内容で周辺体育施設を指定管理しているかの記述がなく、また、実際に連携し管理運営することによっての過去の実績や、これから得られるかもしれない便益も記載されていない。

また、フィットネス事業（同番号 2）については、管理業務と同じ業者を再委託先とし、随意契約理由として「当該施設管理業務と連携して事業展開することでより効果的、経済的に運営することが可能である」と記載されているものの、竣工当時から現在の事業者が一者随意契約を締結しており、実際にどの程度管理業務と連携して事業展開がなされているか定かではない。

さらに、舞台照明設備保守点検業務（同番号 3）では随意契約理由として「機器の製造元であり他の業者では保守点検に支障が生じる可能性がある」と記載があるが他の業者に見積もり依頼をしたことはなく、本当に支障が生じるか否かは定かではない。

いずれも随意契約によることについて根拠理由に乏しく、原則どおり指名競争入札の導入を検討すべきであるが、もし指名競争入札の導入が困難であるならば随意契約を行う合理性について、より精緻な文書化が求められる。

再委託業務一覧表

(単位：千円)

番号	委託業務	契約金額	契約方法
1	管理業務	7,600	随意契約
2	フィットネス事業	4,179	随意契約
3	舞台照明設備保守点検業務	1,317	随意契約
4	警備業務	758	随意契約
5	エレベーター保守点検業務	751	随意契約
6	電気工作物保安管理業務	628	随意契約
7	トレーニング器具・体育器具保守点検業務	482	随意契約
8	芝刈り業務	426	随意契約
9	舞台吊物設備保守点検業務	248	随意契約
10	可動席定期保守点検業務	102	随意契約
11	設備保守管理業務	10,692	指名競争入札
12	清掃業務	8,048	指名競争入札
13	樹木管理業務	680	指名競争入札
14	音響設備等保守点検業務	318	指名競争入札
15	床マットリース	281	指名競争入札

6. 貸与設備の不整備について（指摘）

施設内を視察したところ、日焼けのため内容を確認することのできない案内板や破損した壁等、修繕すべき箇所が複数あるものの、修繕がされていない。

「三重県立ゆめドームうえのの管理に関する基本協定書」の第2条4号にゆめドームの管理施設の維持管理及び修繕に関する業務は管理業務に含まれると明記されている。ここにいう修繕に関する業務とは、県との費用分担を取り決めたリスク分担表によれば、経年劣化を含む一件あたりの費用が50万円を超えないものを指す。

現状、指定管理者としては、修繕の重要性を勘案し優先順位をつけて修繕を実施している。要修繕箇所をすべて直ちに修繕できるわけではないことは理解できるが、利用者の利便性向上等の面から改善されるべきである。

(11) 三重県営松阪野球場【書面監査対象施設】

公の施設の名称	三重県営松阪野球場
指定管理の方法	指定管理者：公益財団法人三重県体育協会 指定期間：平成26年4月1日から平成31年3月31日 選定方法：公募
所在地	松阪市立野町 1370
予算課	国体準備課
設置目的	県民の心身の健全な発達及び体育の普及振興を図るため。
敷地面積	25,182.87 m ²
延床面積	1,150.92 m ²
設置年月	完成：昭和50年8月20日
事業概要	野球場の貸出

書面監査の結果、指摘すべき事項は認められなかった。



(三重県営松阪野球場 HP より)

(12) 三重県営ライフル射撃場【書面監査対象施設】

公の施設の名称	三重県営ライフル射撃場
指定管理の方法	指定管理者：三重県ライフル射撃協会 指定期間：平成26年4月1日から平成31年3月31日 選定方法：公募
所在地	津市中村町字国主谷
予算課	国体準備課
設置目的	ライフル射撃の普及振興を図り、県民の心身の健全な発達に寄与するとともに、三重県選手権大会、国体予選の

	会場として活用することを目的として設置した。
敷地面積	21,055 m ²
延床面積	100.44 m ²
設置年月	昭和48年5月開設
事業概要	射撃場の貸出

書面監査の結果、指摘すべき事項は認められなかった。

(13) 三重交通G スポーツの杜 伊勢（三重県営総合競技場）

公の施設の名称	三重交通G スポーツの杜 伊勢（三重県営総合競技場）
指定管理の方法	指定管理者：三重県体育協会グループ 指定期間：平成26年4月1日から平成31年3月31日 選定方法：公募
所在地	伊勢市宇治館町510番地
予算課	国体準備課
設置目的	県民の心身の健全な発達及び体育の普及振興を図るための施設として設置し、競技スポーツ及び生涯スポーツ等での利用に供する。
敷地面積	85,628 m ²
延床面積	10,968.52 m ²
設置年月	昭和39年4月（体育館）、昭和43年12月（陸上競技場）、平成5年4月（トレーニングセンター）
施設概要	複数の施設が総合的に配置されたスポーツ施設として位置づけしており、陸上競技場をはじめ屋外で競技を行える機能を充実することにより、様々な大会の開催や合宿を含む多彩な利用形態、スポーツ教室の開催等県民のニーズへの対応を図り、競技力の向上、生涯スポーツの振興に資する。



(三重交通G スポーツの杜 伊勢(三重県営総合競技場) HPより 競技場全景)

1. 事業報告について（意見）

平成 27 年度の事業報告を閲覧したところ、以下の記載が認められた。

- 「1. 利用者の拡大促進（1）利用者サービスの拡充」において、
- ① 競技場運営方針・利用目標を設け、利用者のサービスに努め、拡大に努力した。
 - ② 利用者の立場に立って施設の有効利用、積極的な応対・接遇を行い業務改善・管理運営に努めた。
 - ③ 利用者との大会事前打ち合わせや、定期的に利用者の説明会を行い、スムーズな大会運営に努めた。

上記については、記載はあるものの、その具体的な内容が報告されていなかった。事業報告の記載は指定管理者の評価につながるものであり、実績については可能な限り具体的に記載するのが望ましく、すでに行われている内容を追加して記載することにより、より明瞭になる。例えば①については設定した目標とそれに対する実績、②については利用率の向上やアンケートの実施結果の記載、③については打ち合わせや説明会の実施状況等の記載が該当する。適切な記載

方法について検討するのが望ましい。

2. 委託業務確認時の手続について（意見）

「公益財団法人三重県体育協会会計規程」第 50 条には契約の履行確認について以下の定めがある。

第 50 条 契約の適正な履行を確保し、又は確認するため、代表理事は、職員に命じて必要な監督又は検査を行わせるものとする。

指定管理者によれば、実際に委託業務が実施されるのに際し、途中時点で現場を確認しているということであるが、この確認時点における記録は残されていない。

今後牽制効果を考えるのであれば、現在行われている所定の完了報告の提出について、最終の現場の状況を職員が確認した記録を残した上で提出させ、承認する体制とすることが望ましい。

3. 条例規定について（指摘）

指定管理者は、利用者の利便性向上を図るため、物品販売（飲食物、衣類・用具等）を行う業者から申請があった場合、駐車場等の施設の使用を認めている。当該使用に際しては、使用する面積 1 m²あたり 1 回 1,000 円を指定管理者の収入として収受しており、平成 27 年度においては 44 件 183 千円を収入している。この使用料について、三重県都市公園条例（以下、「条例」という。）に明確な規定がない。地方自治法により、公の施設の利用に関する料金を指定管理者の収入として収受させる際には、条例に明確な定めが必要であることから、適切な条例の定めが必要である。

(地方自治法第 244 の 2)

第 8 項

普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

第 9 項

前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

なお、三重県総合文化センターでは、利用者の利便性を高める目的でサービス提供を行う場合について、施設の目的内使用であると位置づけ、設置根拠となる条例において使用料を規定している。

(三重県総合文化センター条例 別表第三)

五 飲食サービス、物品販売サービスその他のサービスに必要な場所 一平方メートル（一平方メートル未満の場合は、一平方メートルとする。）当たり一年間につき三九、六〇〇円（その額に十円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。）

4. 設備・器具使用料について（指摘）

現在の三重県都市公園条例の規定では、三重交通G スポーツの杜 伊勢について、陸上競技場以外の設備・器具に係る利用料金の定めが明確ではない。陸上競技場以外においても、設備・器具について利用料金を収受していることから、明確に規定すべきであるが、体育館等の設備及び器具については従前より変更されていないにもかかわらず、不明確になっている。

なお、現状の料金表は、以下のとおりであり、内容は変更されておらず、従前どおりの利用料金が収受されている。

施設名	設備器具名		使用単位	使用料		
				アマチュア スポーツ	その他	
体育館	温水シャワー		1回	100円	100円	
	温水シャワー		1日	1,150円	1,780円	
	湯沸設備		1日	1,150円	1,780円	
	放送設備		1式1時間	420円	940円	
	照明設備	ステージ		1時間	730円	1,050円
		競技場	2列		840円	1,150円
			4列		1,680円	2,310円
			6列		2,520円	3,460円
	机		1日1脚	50円	70円	
	椅子	1人掛		30円	50円	
		4人掛		70円	140円	
	ピアノ		1台1時間	940円	1,470円	
	冷暖房設備		1時間	7,350円	10,500円	
競技器具一式		1日	2,000円	4,000円		
体育館 別館	照明設備	5列照明	1時間	310円	420円	
		9列照明		520円	730円	
	冷暖房設備		1時間	4,200円	5,880円	
	競技器具一式		1日	1,000円	2,000円	

5. 旧補助競技場について（指摘）

平成28年3月に新補助競技場が完成し、使用が開始された。これに伴い旧補助競技場は新補助競技場への移転に際し、撤去されることとなっている。しかしながら、現地視察の時点（平成28年8月3日）において、旧補助競技場がグラウンドゴルフのため、使用されていた。後日指定管理者より、その理由については、管理の都合上、急遽芝刈を行うこととなり、新補助競技場が使用できなかったため緊急的に旧補助競技場を使用したとの説明を受けた。その利用に際しては、新補助競技場の利用料金を適用し徴収しているとのことである。

新補助競技場が完成したことによって、旧補助競技場の公の施設としての位置づけが不明確になっており、既存設備の有効利用の観点から考慮したとしても、現状では条例上の設置根拠及び利用料金を徴収する根拠が明確ではない状況であるため、改善が必要である。

6. 利用料の収納脱漏防止について（意見）

施設利用料の収納の流れは、最初に利用許可申請書を作成し、次に利用料を収納し、日計表を作成したのち、日計総覧を作成して何日かまとめて銀行に入金している。利用許可申請書そのものの計算チェックと所長承認、そして書類相互間の齟齬がないように日計総覧と銀行通帳のチェックを行っている。しかしこれだけでは、利用許可申請書を作成していなかったり、廃棄したりすることで施設利用料の着服が行われるリスク、もしくは、申請書が作成されたとしても、日計表への計上漏れが生じるリスクを十分に回避することができないと考えられる。したがって、次のような対応を検討することが望ましい。

利用許可申請書を作成しないリスクに対しては、受付に利用者向けに、利用に際しては必ず利用許可申請書を作成する旨の案内を掲示して抑止効果とすることが考えられる。また、利用許可申請書を廃棄するリスクに対しては、現在はなされていない連番管理を実施した上で、所長印を押印するなどして複製を防止するといった対応策が考えられる。そして、利用許可申請書から日計表への計上漏れが生じるリスクに対しては、事務作業の便宜上現在作成している利用許可申請書をまとめたリストと、日計総覧を照合することによって、施設利用料の収納の流れの最初である利用許可申請書と、最後である銀行通帳への入金額を確認することにより防止できると考える。

7. 利用券の販売について（意見）

トレーニングセンターの利用は1時間もしくは2時間の利用が可能である。また、回数券や1か月もしくは2か月の定期券を購入して利用することも可能である。これらは入口にある自動券売機で販売しているものの、1時間の利用券のみボタン設定がなく、窓口で販売を行っている。1時間の利用者が増加傾向にあることや、利用開始時間をその都度記録しておかなくてはならず、事務的な煩雑さを伴うことから自動券売機に1時間券ボタンを設置することが望ましい。

8. 領収書の連番管理について（意見）

現在、領収書については、連番が付されているものの、一枚ずつ切り離したものを、正常に使ったものと、書き損じたものを別々に綴じ直して管理している。

このように、別々に綴じ直して管理すると、それぞれの冊子の中で連番管理することができない。領収書の連番管理は売上の脱漏防止のためにも必要であることから、別々ではなく、一冊に綴じ直して、同じ冊子で管理するよう改善することが望ましい。

9. 領収書の記載方法について（指摘）

領収書の控えを閲覧したところ、改ざんが可能な金額の記載方法が散見された。領収書の記載金額は先方に対して収受金額を示す重要な証憑である。そこで、記載金額の改ざん防止のために、「金」と「円也」の間に隙間が生じないように金額を左詰めに記載して右側の空欄には横線を入れるといった措置を講じる必要がある。

10. 長期修繕計画について（指摘）

施設の適切な維持管理やライフサイクルコスト縮減のためには、建物本体や建物附属設備、機械・備品等については県として中長期的な修繕計画を策定し、随時改訂することが必要である。しかしながら、三重交通G スポーツの杜 伊勢については、県の施設としての長寿命化を図るような長期修繕計画は現在策定されていない。

施設の現状については指定管理者が多くの情報を有していると考えられるため、今後指定管理者と十分連携して適切な長期修繕計画を立案し、適切な維持管理とライフサイクルコストの縮減に努めるべきである。

(14) 三重交通G スポーツの杜 鈴鹿（三重県営鈴鹿スポーツガーデン）

公の施設の名称	三重交通G スポーツの杜 鈴鹿 (三重県営鈴鹿スポーツガーデン)
指定管理の方法	指定管理者：三重県体育協会グループ 指定期間：平成26年4月1日から平成31年3月31日 選定方法：公募
所在地	鈴鹿市御薊町1669番地
予算課	国体準備課
設置目的	県民の心身の健全な発達及び体育の普及振興を図るための施設として設置し、競技スポーツ及び生涯スポーツ等での利用に供する。
敷地面積	374,117.90 m ²
延床面積	29,931.64 m ²
設置年月	平成4年10月（サッカー・ラグビー場）、平成9年7月（水泳場・庭球場）
施設概要	複数の施設が総合的に配置されたスポーツ施設として位置づけしており、室内で競技を行える機能を充実するこ

	とにより、様々な大会の開催や合宿を含む多彩な利用形態、スポーツ教室の開催等県民のニーズへの対応を図り、競技力の向上、生涯スポーツの振興に資する。
--	--



(三重交通G スポーツの杜 鈴鹿 (三重県営鈴鹿スポーツガーデン) HP より)

1. 受益者負担の適正化について (指摘)

平成 27 年度三重県営鈴鹿スポーツガーデン収支計算書 (以下、「収支計算書」という。) によれば、収入の状況は以下のとおりである。

	金額 (千円)
施設使用料及び手数料収入	101,647
スポーツ教室参加料収入	39,914
その他収入	3,795
指定管理料収入	332,294
合計	477,652

上記のうち、施設使用料及び手数料収入の内訳は以下のとおりである。

	金額 (千円)
水泳場	42,718
庭球場	27,546
サッカーラグビー場	14,065
体育館	17,317
合計	101,647

施設使用料及び手数料収入の約 4 割が水泳場から発生している。支出は施設ごとに区分されていないが、比較的試算が容易な光熱水費支出の電気使用料金

について、水泳場で発生した金額を試算する。

(単位：千円)

	収支計算書計上金額	うち水泳場・庭球場における発生額	左記のうち水泳場で発生していると推計した金額
光熱水費支出のうち電気使用料	69,428	60,948	54,853

(資料出所：三重県営鈴鹿スポーツガーデン 電力量及び電気使用料の推移)

(試算の前提)

担当者へのヒアリングに基づき、水泳場・庭球場における発生額のうち、90%が水泳場において発生しているものと推計した。

上記のとおり、電気使用料に占める水泳場の割合は高く、施設使用料は電気使用料を賄うこともできていない。水泳場の収支状況は庭球場など他の施設に比べて悪いと推測される。上記試算は一定の仮定のもとに行ったものであり、厳密な計算を行ったものではないが、受益者に適正な負担を求めるという観点あるいは他の施設利用者との受益者負担の公平性という観点からすれば、水泳場利用者に対してより多くの負担を求めるところである。

いずれにせよ、受益者負担が適正であるかを判断する根拠となる施設別の収支状況が現状では不明であるため、利用料金の改定について厳密な議論をすることができない。利用料金の改定が必要であるか否かについては定期的に検討すべきと考えるが、県と指定管理者はその検討に必要なデータの整備を行うことが必要である。

2. 一般競争入札の導入について（意見）

「公益財団法人三重県体育協会会計規程」第45条には契約の方法について以下の定めがある。

第45条 売買、委託、請負、その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の方法によるものとする。

契約の方法について上記以外の定めはなく、どの契約方法を選択するかは契約の都度、文書により決裁されている。清掃業務、警備業務、樹木緑地芝等管理業務、施設管理業務の4つの業務については、経済性を追求する観点から平成26～30年度を対象とした長期継続契約が行われている。

業務名	落札率	
清掃業務	92.25%	
施設管理業務	100.00%	不落による随意契約
警備業務	100.00%	不落による随意契約
樹木緑地芝等管理業務	76.92%	

上記はいずれも指名競争入札であった。指名競争入札の理由は以下のとおりである。

過去に当業務委託入札に参加又は応札している事業所であることから当業務の受託意志があり、過去の入札時に他施設での履行実績の確認ができており、県内事業所育成のための左記に該当する県内事業所を指名した。

上記業務委託のうち、施設管理業務と警備業務については入札が不調に終わったことから、最低価格を提示した事業者と交渉を行い、契約を行っている。

一般競争入札を導入した場合、より経済的に契約できた可能性がある。また、清掃業務の落札率は92.25%であり、経済性を追求できる余地があると思われる。

原則として一般競争入札を行うことが望ましい。

3. 予定価格の積算について（指摘）

「2. 一般競争入札の導入について」で検討の対象とした4つの契約のうち、清掃業務をサンプルとして抽出し、予定価格の算出過程について検討した。「委託業務内容積算書」を閲覧し、労務単価の金額について質問したところ、前回の積算と同じ金額を用いており、資料を閲覧したところ平成22年度「建築保全業務労務単価」及び平成15年度「建築保全業務積算基準」を適用して積算されており、最新の基準が適用されていなかった。施設管理業務及び警備業務においても同様に、単価は前回と同じものを使用しているとのことであった。ただし、警備業務については前回の入札の状況を勘案して単価を下げているとのことである。

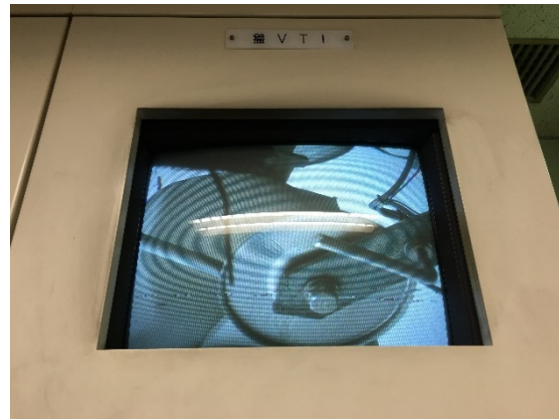
入札が不調となった場合には予定価格を上限として契約されるため、単価の妥当性については継続的に見直し、最新の基準により算定する必要がある。

4. 貸与設備の不整備について（指摘）

屋内プール棟内には防犯カメラが10台設置されているが、このうち正常に作動しているものはわずか2台で、全く映らないものが5台ある。このほか3台についてはカメラが作動してはいるものの、カメラの方向がずれていることにより、本来監視すべき映像をとらえられていない。



全く映らないカメラの映像



方向がずれているカメラの映像

利用者の安心安全のために設置されている防犯カメラが実質上機能していない。

担当者によれば、これら防犯カメラは老朽化のため取り替えざるを得ず、そのためには1千万円を超える費用が必要になるとのことである。リスク分担表にあるとおり、修繕にあたり100万円を超える部分については、県の負担であり、指定管理者として多額の費用負担をすることはできないことは理解できるが、機能していない防犯カメラを放置している現状は看過できず、改善する必要があると考える。

また、敷地内の最も奥にある多目的広場の整備も不十分である。通常フットサルやアーチェリーに利用される当該広場にはところどころ雑草が生えており、整備が行き届いているとは言い難く、改善する必要があると考える。



雑草が生えている様子

このほか、各種設備も老朽化が進み、主にサッカー場として使用されるメインスタジアムの芝生の周りの舗装にひび割れが生じていたり、テニスコートの芝生が経年劣化によりはがれ、応急補修をしているが段差が生じていたりするため利用者が足をとられかねない状況にあり、整備改善する必要がある。



ひび割れが生じている舗装



段差が生じているテニスコート

5. 長期修繕計画について（指摘）

施設の適切な維持管理やライフサイクルコスト縮減のためには、建物本体や建物附属設備、機械・備品等については県として中長期的な修繕計画を策定し、随時改訂することが必要である。しかしながら、三重交通G スポーツの杜 鈴鹿については、県の施設としての長寿命化を図るような長期修繕計画は現在策定されていない。

施設の現状については指定管理者が多くの情報を有していると考えられるため、今後指定管理者と十分連携して適切な長期修繕計画を立案し、適切な維持管理とライフサイクルコストの縮減に努めるべきである。

(15) 三重県立熊野古道センター

公の施設の名称	三重県立熊野古道センター
指定管理の方法	指定管理者：特定非営利活動法人熊野古道自然・歴史・文化ネットワーク 指定期間：平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日 選定方法：公募
所在地	尾鷲市大字向井字村島 12 番 4
予算課	東紀州振興課

設置目的	熊野古道「伊勢路」(紀伊山地の霊場と参詣道)の世界遺産登録を記念して三重県が、古道を訪れる人々に熊野古道や古道周辺地域の情報を提供し、地域の人々との交流、ひいては地域の振興を図るために建設した施設です。
敷地面積	33,265.98 m ²
延床面積	2,429.33 m ²
設置年月	平成19年2月
施設概要	<ol style="list-style-type: none"> 1. 熊野古道の歴史、自然及び文化に関する資料の収集、保管及び展示に関する事 2. 熊野古道及びその周辺地域に関する情報の収集及び提供に関する事 3. 交流会、体験学習会等人及び情報の交流の促進を図る事業 4. 前三項に掲げるもののほか、設置の目的を達成するために必要な事業



(交流棟 交流ロビー)



(企画展示室)

1. 再委託における県への報告について (指摘)

再委託については、基本協定書第15条第1項において事前に県の承認を受けるよう定められており、現在行われているのは以下の9つの業務である。

業務名	業務内容
合併処理浄化槽保守点検業務委託	厚生労働省関係浄化槽法規則第2条に基づく合併処理浄化槽の保守点検及び事故又は故障時の修理調整
合併処理浄化槽清掃業務委託	合併処理浄化槽の清掃
冷暖房設備保守点検業務	空調機器の保守点検及び故障時緊急対応

自家用電気工作物保安管理業務委託	自家用電気工作物の保安管理
自動ドア保守点検業務委託	自動ドアの保守点検
土日祝日トイレ清掃業務委託	土日祝日のみのトイレ清掃
清掃業務委託	建物内部及び周辺の清掃業務（平日のトイレ清掃含む）
消防用設備点検業務委託	消防法の規定に基づく機器点検及び総合点検
警備業務委託	盗難・火災等の拡大防止及び違法不当行為を排除

一方、県への報告資料「管理業務の第三者委託承認申請について」においては再委託する管理業務内容として以下のとおり7つの業務が記載されている。

- ① 電気設備保安業務
- ② 浄化槽維持管理業務
- ③ 施設警備
- ④ 清掃業務
- ⑤ 消防用設備点検
- ⑥ 自動ドア保守点検
- ⑦ 空気設備保守点検

現在の委託業務と県への報告されている委託業務について、業務の数及び内容の対応関係が不明瞭になっている。再委託については県の承認が必要である以上、申請手続については正確に行う必要があり、県への承認申請に際しては、委託契約が明確に特定されるよう正確に記載すべきである。

2. 再委託の手続もれについて（指摘）

以下の業務の再委託について、「1. 再委託における県への報告について」に記載した県への申請からもれていた。

（委託業務）三重県立熊野古道センター映像ホール・移動ワゴン音響・映像設備等対象機器の保守業務

（委託金額）400 千円

再委託を実施する場合の申請の必要性については、県との基本協定書に定め

られているところであり、遵守する必要がある。

3. 販売用パンフレット等について（指摘）

三重県立熊野古道センターでは、平成 27 年度末において、教材等としても配布されるパンフレット等、19 種類を制作し販売しているが、当該年度末の在庫数が 1,000 冊を超えるものが 5 種類存在する。特に、販売価格が 100 円（税込）である「建築」については、在庫数が 5,000 冊を超えている。

平成 27 年度末の販売・寄贈等の数及び在庫数は以下のとおりである。

種類	販売価格 (税込)	販売/【寄贈・見本】 (冊)	在庫数 (冊)
概要書	400 円	11/【24】	895
建築	100 円	41/【9】	5,247
植物	200 円	34/【1】	243
野鳥	200 円	23/【1】	660
トンボ・蝶	200 円	16/【1】	925
魚類	200 円	5/【1】	1,301
海岸編	500 円	2/【1】	985
子供フォーラム	200 円	0/【0】	4
大台ヶ原のいま・むかし	100 円	0/【1】	45
筏師①	100 円	6/【2】	833
筏師②	100 円	7/【1】	832
筏師③	100 円	6/【1】	832
クジラ図絵	500 円	11/【0】	64
ポストカード（熊野古道）	300 円	4/【0】	71
ポストカード（サンティアゴ）	300 円	2/【0】	125
東紀州レシピ集	500 円	8/【2】	1,103
諸国旅人帳	1,000 円	17/【27】	537
コケ	500 円	21/【2】	1,277
獣	500 円	43/【347】	1,610

これらの販売用パンフレット等は、毎年制作されており、平成 27 年度は、「獣」を総額 672 千円で 2,000 冊発注している。1 冊あたりの単価を下げる目的もあり、大量の印刷部数を発注しているとのことであったが、過度の在庫を保有する

ことになれば、かえって非効率な結果となってしまふ。このため、過去の配布や販売等の実績を考慮するなどした計画に基づき、適切な数量を発注すべきである。

また、これらの在庫については、貸借対照表に計上されていないが、販売用資産であるパンフレット等であるため、適切な金額をもって貸借対照表に計上すべきである。なお、パンフレット等の印刷については増刷実績がないことから、長期滞留しているものも含まれている。この場合、その状況に応じて、帳簿価額を処分見込価額まで切り下げたり、一定の回転期間を超える在庫については定期的に簿価の切り下げを行ったりすることにより、当該在庫の収益性の低下を財務諸表に反映する必要があるが、現状、棚卸資産の管理に関する規程は存在していない。在庫評価に関する方針も含めた棚卸資産管理規程を定め、適切な在庫管理を実施する必要がある。

4. 現金の管理について（意見）

現金の管理については、出納があった日に現物実査を行って残高を確認しているが、金種表を作成し、その結果を上長が承認するというような統制は実施されていない。より適切な現金管理のためにも改善が望ましい。

5. 長期修繕計画について（指摘）

施設の適切な維持管理やライフサイクルコスト縮減のためには、建物本体や建物附属設備、機械・備品等については県として中長期的な修繕計画を策定し、随時改訂することが必要である。しかしながら、三重県立熊野古道センターについては計画的に修繕を行うため、3年間程度の予算要求を行っているものの施設としての長寿命化を図るような長期修繕計画は現在策定されていない。

施設の現状については指定管理者が多く情報を有していると考えられるため、今後指定管理者と十分連携して適切な長期修繕計画を立案し、維持管理とライフサイクルコストの縮減に努めるべきである。

(16) 三重県営サンアリーナ

公の施設の名称	三重県営サンアリーナ
指定管理の方法	指定管理者：株式会社スコルチャ三重 指定期間：平成23年4月1日から平成28年3月31日 選定方法：公募
所在地	伊勢市朝熊町字鴨谷 4383 の4

予算課	観光政策課
設置目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 公共施設の維持管理及び運営 2. 不動産の賃貸及び管理事業 3. 事務用及びスポーツ施設用備品等の賃貸 4. 食料品、酒類、清涼飲料水、医薬品、新聞、書籍、たばこ、収入印紙、郵便切手及び、日用品雑貨の販売及び販売代行 5. 各種イベント、スポーツ教室、文化教室等の企画及び運営 6. 放送番組の制作及び販売 7. 録画・録音物の製作及び販売並びに賃貸 8. 広告代理店業務 9. 飲食業 10. 旅行業者代理業 11. 整体院の経営 12. 上記各号に付随する一切の業務
敷地面積	29,144.39 m ²
延床面積	24,498.00 m ²
設置年月	平成6年6月
施設概要	<ol style="list-style-type: none"> 1. メインアリーナ、サブアリーナその他の施設(設備及び器具を含む。以下「施設等」という。)を利用に供すること 2. 県民の心身の健全な発達及び体育・スポーツの普及振興に係る研修及び指導を行うこと 3. 講演会、展示会等の開催その他文化の振興に必要な事業 4. 国際交流及び集客交流の促進を図るために必要な事業 5. 飲食サービス、物品販売サービスその他のサービスの提供及びこれらに必要な場所を利用に供すること 6. 前各項に掲げるもののほか、知事が必要と認める事業



(メインアリーナ)



(国際会議室)

1. ライフサイクルコストを考慮した設備の更新について（意見）

例えば吸収式冷温水機はサンアリーナが平成 6 年に開業した時から使用されており、すでに 20 年以上、使用されている。吸収式冷温水機の税法上の法定耐用年数は 15 年であることから、当該設備はかなり老朽化していると思われる。

法定耐用年数が経過していても必ずしも設備が使用不能となるわけではないが、修繕のための費用もたびたび発生していることから、更新について検討すべき時期が到来していると考えられる。更新することにより修繕費が減少すると考えられるため、結果的にライフサイクルコストを低く抑えられる可能性もある。

また、現在普及している最新の設備の方が高効率であり、更新することにより水光熱費を低減させる効果も期待できる。

単年度予算の制約があることは理解できるが、県は指定管理者と協力し、資産のライフサイクルコストを最少化するようなファシリティマネジメントに努めていただきたい。

2. アンケート調査について（意見）

ホームページから電子アンケートによる調査を実施している。平成 27 年度には大会・催事者向けアンケートを 1 回、県民向けアンケートを 2 回実施した。

このうち、県民向けアンケートについては、第 1 回は 13 件、第 2 回は 6 件の回答があった。

	アンケート実施期間	回答件数
第 1 回	平成 27 年 9 月 17 日～9 月 30 日 (14 日間)	13 件
第 2 回	平成 28 年 3 月 18 日～3 月 31 日 (14 日間)	6 件

回答者には抽選でトレーニング室 10 回利用券を送付するなど、回答者を増やすための方策を講じているものの、回答件数が多いとはいえない状況である。

施設の運営に役立てるためには、より多くの回答を入手することが望ましく、そのためにはサンアリーナの利用者に対して直接アンケートを配付し、回答を求めることも効果的と思われる。アンケートの実施方法をより多様化するよう検討することが望ましい。

3. 小口現金の出納業務について（指摘）

現在指定管理者である株式会社スコルチャ三重の経理機能は、伊勢市観光文化会館に集約されており、サンアリーナ側では、伝票を起票した後、経理に送って出納帳等が作成される。このため、日々の出納業務が、帳簿記録に反映されるまでに時間を要し、現金在高と照合すべき帳簿残高が直ちには判明しない。

現在指定管理者側において月初と月央に照合を行っており、日々の入出金による差異は認識されていないということであるが、少なくとも手許現金残高については、サンアリーナの業務担当者においても日々の入出金業務終了時点で、手許現金残高表を作成し残高を確認できる体制とする必要がある。

4. 小口現金の残高について（指摘）

サンアリーナでは小口現金用の金庫として、大金庫、夜間用金庫、ショップ用金庫（レジ含む）、両替用金庫の 4 つを運用している。

当該小口現金の管理について経理規程運用細則においては、以下のとおり規定されている。

第 22 条 2 項

小口現金は各管理施設ごとに管理するものとし、それぞれの小口現金の残高は、施設利用料等の売上金及び使用見込額を除き三十万円を超えないように管理し、それを超える場合は、入金伝票により随時入金処理を行うものとする。

第 22 条 4 項

管理施設内に券売機等を設置する場合には、別途小口現金を釣銭として機械内に保管できることとする。その場合の残高は 1 台あたり二十万円を上限とする。

現在上記第 22 条 4 項にある券売機は 2 台あることから、この上限は 400 千円であり、規程上の残高の上限は、合計で 700 千円ということになる。

しかし上記の規定にも関わらず、平成28年3月末の残高は1,246千円であり、往査日現在（平成28年8月12日）でも現物をカウントしたところ1,006千円であった。

売上入金等業務上の都合により、一時的に残高が大きくなるのはやむを得ないが、小口現金は日常業務に必要な水準とすることが望ましく、規定による現金残高に収まるよう努めていただきたい。

5. 領収書管理について（指摘）

現在領収書には50枚綴りの市販のものが使用されている。使用済の綴り及び未使用の綴りを確認したところ、以下の事項が認められた。

- ① 未使用の綴りが複数あり、それらにはすべて社印が押印されていることから、使用可能な状態であるものと認められる。
- ② 連番は各冊ごとに一律に1～50番が付されており、個別の牽連性はないため厳密な意味での連番管理は行われていない。

①の状態にあるのであれば、社印を押印した綴りを紛失するリスクが生じることから今後は台帳作成により綴りごとに管理番号を付して管理を行う必要があり、その上で②に関しては、連番は通し番号を付す必要がある。

6. 後納申請における料金収受対応等のマニュアル化について（指摘）

サンアリーナにおいては、施設利用料金について、利用規則【4. 利用料金納入】にて利用料金後納申請書を基に、料金の後払いを認めている。

後納処理されているものの内、支払に滞りのある項目について確認した結果、1件の利用者について長期滞留（平成22年度発生）していることが見受けられた。

利用料合計残高：703千円

監査日時点（平成28年8月12日）残高：163千円

返済予定額：20千円（月）

実際返済額：5千円（月）

上記については、適時にモニタリングや返済条件の変更等の措置が取られているが、現状スכולチャ三重において後納申請における料金収受対応等のマニュアル（類する規程を含む）については存在しないため、利用料金の滞留が発生した場合の会社としての措置及び対応が明確ではない。担当者レベルで現状は

適切に対応できていると考えられるが、属人的な処理や判断となりかねない。

また、当該債権管理状況を会計上示すための経理規程等も明記が存在しないため、現状長期滞留債権にも関わらず貸倒引当金等の必要な手当てがなされていない。

そのため、今後後納に係る後納申請における料金收受対応等のマニュアル及び債権管理に関する規定等を整備し、それに基づいた対応を徹底する必要がある。また、経理規程においてこれらを評価するための項目を追加する必要がある。

その他、1年程の滞留ではないが、処理誤り等で数か月後納支払が遅れているものも散見された。支払・入金は確実なものではなくてはならず、後納処理については一時的ではあるが、支払・入金不能となるリスクが存在するため、今後利用料金後納申請書が適切な事由及び適切な書式で認可されることを含め管理の徹底が必要である。

7. 自主事業の実施結果及び評価の具体化について（意見）

スコルチャ三重においては、指定管理事業の他に自主事業も積極的に実施しており、平成27年度においては31回のイベント開催を実施している。これは施設の活性化のみならず、利用者や施設満足度、ひいては施設全体の魅力を高める上で評価される取り組みであると考えられる。しかし、当該自主事業のイベントは、その計画段階及び実施段階においては十分なされているが、イベント結果の振り返りやその評価について明記されている資料等は存在しない。

自主事業においては、事業計画を策定し、実際に事業を行い、最終的には事業の評価を行うことにより、想定していた効果を適切に得られたか、事業としての存続可能性（今回のみのイベントとするのか否か）はあるか、事業に係る収支と収支以外の効果のバランスはどうか等を総合的に判断し、その判断経緯と用いた指標を文書化しておくことが有用と考えられる。文書化することで、担当者等が交代した場合に過去における自主事業の結果やその判断過程を把握することもできる。また、今後自主事業を実施する際のベンチマークとして活用することも期待できる。

今後は、自主事業の実施においては指定管理施設の魅力を高めること、及び指定管理事業の阻害とならないことが求められるため、複合的な観点からの評価を行うことが望ましい。

8. 各種申請書の資料不備について（指摘）

サンアリーナの利用に関連する利用者からの申請書について通査した結果、以下の資料にて不備や記入誤りのまま承認されている資料が見受けられた

- ① 三重県営サンアリーナ利用変更許可申請書
 - ・申請者押印漏れ

- ② 三重県営サンアリーナ施設利用料金減額申請書
 - ・申請日記入漏れ
 - ・行事名称記載漏れ
 - ・割引・減免措置適用申請利用入力漏れ

- ③ 利用料金後納申請書
 - ・後納事由記入漏れ

なお、利用料金後納申請書については、利用規則【4. 利用料金納入】に認可される場合において以下の様に記載されている。

指定管理者は、利用料金後納申請書を審査し、やむを得ないと認めた場合にはこれを承認します。

これは後納処理が例外的な処理であるのと同時に特別な事由の記載を要求しているものであるため、利用規則にて継続利用者の特例を設ける、もしくは毎回確実に後納申請書を入手し審査する形にすべきである。

利用料金減額申請書については、申請日の記入が無い場合等は申請資料として適切ではないことから、今後留意されたい。

(17) 三重県民の森【書面監査対象施設】

公の施設の名称	三重県民の森
指定管理の方法	指定管理者：特定非営利活動法人三重県自然環境保全センター 指定期間：平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日 選定方法：公募
所在地	三重郡菰野町大字千草字西貝石 7181-3
予算課	みどり共生推進課
設置目的	「三重県民の森」は 1980 年（昭和 55 年）に行われた「第 31 回全国植樹祭」を記念して、県民の皆さんが豊かな緑に囲まれた環境の中で自然に触れ合っていたく場として開設されたものです。
敷地面積	445,836 m ²
延床面積	847.96 m ²
設置年月	昭和 55 年 5 月
事業概要	自然とのふれあいの場の提供、自然体験型のイベントの実施、情報提供、公園内の植物・森林や施設の管理

書面監査の結果、指摘すべき事項は認められなかった。

(18) 三重県上野森林公園【書面監査対象施設】

公の施設の名称	三重県上野森林公園
指定管理の方法	指定管理者：伊賀森林組合 指定期間：平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日 選定方法：公募
所在地	伊賀市下友生松ヶ谷 1 番地
予算課	みどり共生推進課
設置目的	県民の心身の健康の増進並びに森林及び緑化に関する知識の向上を図るとともに、自然環境教育に活用する。
敷地面積	436,956 m ²
延床面積	542.1 m ²
設置年月	平成 10 年 7 月

事業概要	自然とのふれあいの場の提供、自然体験型のイベントの実施、情報提供、公園内の植物・森林や施設の管理
------	--

書面監査の結果、指摘すべき事項は認められなかった。

(19) 三重県地方卸売市場

公の施設の名称	三重県地方卸売市場
指定管理の方法	指定管理者：みえ中央市場マネジメント株式会社 指定期間： 平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日 選定方法：公募
所在地	松阪市小津町 800 番地
予算課	農産物安全課
設置目的	生鮮食料品等の取引の適正化並びにその生産及び流通の円滑化を図り、もって県民生活の安定に資することを目的とする。
敷地面積	144,448 m ²
延床面積	45,995.17 m ²
設置年月	昭和 56 年 7 月
施設概要	卸売市場の管理運営



(卸売場)



(関連商品売場)

1. 随意契約の採用について（指摘）

指定管理者であるみえ中央市場マネジメント株式会社の「契約事務に関する社内規程」によれば、契約に関する事業者選定の方法について以下のとおり定められている。

（事業者選定方法）

第2条 事業者の選定方法は、指名競争入札を原則とする。

ただし、事務の効率・簡素化の観点から、予定価格が300万円未満の業務については3者以上の事業者から見積書を、100万円未満の業務については2者以上の事業者から見積書を提出させ、随意契約により契約を行うことができるものとする。

また、予定価格が50万円未満の業務の場合は、1者の事業者の見積書の提出により、随意契約を行うことができるものとする。

2 事業者の選定にあたっては、その説明責任を果たすものとする。

（随意契約）

第3条 第2条の規程により見積書の提出事業者を1者とした場合は、次の各号に該当する事業者のうちからなるべく広範に選定するものとする。

- (1) 当該業務について、豊富な経験を有する者
- (2) 当該業務について、効率性並びに緊急性の観点から、他の事業者に比べて有利である者
- (3) 三重県地方卸売市場における過去の実績において優良であり、当該業務についても廉価であると判断できる者

（特命随意契約）

第4条 第2条の規程にかかわらず、次の場合は特定の事業者を選定して契

約することができるものとする。

- (1) その性質又は目的が競争入札に適しないものであるとき
 - (2) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき
 - (3) 競争入札に付することが不利と認められるとき
 - (4) 時価に比べて有利な価格で契約ができる見込みのあるとき
 - (5) 競争入札に付して入札者がいないとき、又は再入札に付しても落札者がいないとき
 - (6) 落札者が契約を締結しないとき
- 2 前項のいずれかに該当する場合で、事業者が特定の者に限定された場合は、その具体的理由を記述するものとする。

平成 27 年度の委託契約のうち契約額が最も高い施設管理業務を対象に監査を実施した。

名称	契約期間	金額（税抜）
三重県地方卸売市場施設管理業務	平成 26 年 4 月 1 日～ 平成 29 年 3 月 31 日	100,746 千円

稟議書を閲覧したところ、当該業務は上記の第 3 条（2）に基づき随意契約が行われているが、同条文は予定価格が 50 万円未満の業務の場合を対象としているはずであり、条文の参照誤りである。正しくは第 4 条を参照すべきであるが、そうであれば、当該業務は場内保安警備と施設の自主保安管理業務であり、特命随意契約とする理由について精緻な文書化が求められる。

指定管理者によれば、当該業務においては現在の老朽化した施設やシステムに対応して業務を実施する必要があり、リスクが高いことから、過去からの業務経験を優先し、特命随意契約としているとのことであったが、上記事情により文書化がなされていなかった。

今後は、他の業者が実施困難であることについて十分な根拠が示されているとはいえないため、より精緻な理由付けを行うよう留意されたい。

2. 市場交流人口の増加に対する取り組みについて（意見）

指定管理者は第 2 期の指定管理期間（平成 26～30 年度）において、「親しまれる市場づくり」として市場交流人口を年間 30,000 人以上とすることを成果目標の 1 つとして掲げている。しかし、平成 26 年度と 27 年度の実績は、以下のとおり目標の 7 割程度にとどまっている。

	平成 26 年度	平成 27 年度
市場交流人口	21,190 人	21,114 人

市場交流人数には、市場が一般開放される「にぎわい市場デー」における入場者のほか、場外イベントに参加した際の交流人数や市場ホームページの閲覧者数などを含んでいるが、にぎわい市場デーにおける入場者数は以下のとおりである。

	平成 26 年度	平成 27 年度
入場者数	10,250 人	7,760 人

にぎわい市場デーの開催日に「いちば大学」を開催するなど入場者数の増加に努めているが、入場者数は低迷している。市場へ入場する人が減っているのならば、市場外のイベントに積極的に参加し、市場をPRする必要があると思われる。現在は年間 2 つの場外イベントに参加しているが、例えば県によるイベントに参加するなど、市場外でPRする機会を増やしていくように検討することが望ましい。

なお、平成 28 年度においてはチラシの配布数を増やすなどの工夫により、にぎわい市場デーの入場者数は平成 27 年度よりも増加する見込みとのことである。

3. 利用料金の減免基準について（意見）

冷蔵庫・製氷施設については、市場開場時からの入居者が平成 24 年 12 月に撤退したことを受け、平成 25 年 1 月より A 社が入居している。需要縮小により A 社の経営存続が危機的な状況となったことから、平成 27 年度においては、以下のような経営支援が実施されている。

- ・ 冷蔵庫について

施設使用料の 50%を減免する。

- ・ 製氷施設について

指定管理者を委託者、A 社を受託者とする製氷施設運営事業の運営・維持管理委託契約を締結し、業務委託料を無償としたうえで施設管理手数料として月額 100 千円を徴収する。なお、営業努力によって得られる氷販売代金は、すべて受託者の収益とする。

市場機能維持や施設内の利用者のため冷蔵庫及び製氷事業は不可欠である点

を踏まえ、指定管理者の要請によりA社が入居している状況において、当該施設におけるA社の収益のモニタリングを行い、また減免基準の承認についても県より受けている。

県施設の有効利用の観点からはやむを得ない状況ではあるものの、指定管理施設内の他の利用者との公平性を確保する点から、当該施設における費用も含めたA社の収支のモニタリングにより継続的に経営状態を把握しておくことが望ましい。

また指定管理者は、50%減免後の事業年度において施設使用料等の収入額が機械保険料を除いて修繕工事費等の支出額をカバーしていることを確認している。

今後も、指定管理者において当該施設の収支について確認することで、継続的に減免割合についての適切性及び妥当性を検証するとともに、指定管理者において冷蔵庫・製氷施設における事業リスクの全体を継続的に把握したうえで、減免割合見直しの必要性についての検証も実施することが望ましい。

4. 調理室改修工事の費用負担に対するその後の利用状況について（意見）

指定管理者は、A団体に対し、三重県地方卸売市場条例（以下、「条例」という。）第60条1項、2項に基づいて管理棟旧保健所検査室に入居を許可し、平成27年6月より入居することとなった。しかしながら、調理室は、営利を目的とした施設でないことから条例第66条の別表に管理棟利用料金の記載がなく、利用料金を徴収していなかった。また、A団体の入居にあたり、料理教室実施のための改修工事及びその経費として、平成27年4月から6月にかけて2,038千円を支出し、負担していた。

（市場施設の利用許可）

第60条 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者は、市場施設を利用しようとするときは、指定管理者の許可を受けなければならない。この場合において、市場施設の位置、面積、利用期間、用途その他の利用条件は、指定管理者が指定する。

2 指定管理者は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、売買参加者その他前項に規定する者以外の者に対して、市場施設の利用を許可することができる。この場合において、市場施設の位置、面積、利用期間、用途その他の利用条件は、指定管理者が指定する。

（利用料金等）

第66条 指定管理者は、市場施設の利用料金を月単位で自己の収入として收受するものとし、その額は、別表の金額に百分の百八を乗じて得た金額（卸

売業者市場利用料金及び仲卸業者市場利用料金にあつては、同表の金額)の範囲内で知事の承認を得て定めるものとする。

指定管理者は、市場ブランド商品の開発及び市場交流人口の増加による施設利用率の向上対策の一環として、非営利目的の大学等の高等教育機関に対する入居を促進し、A団体において月1回程度のイベント実施を予定していたが、当初想定より活用状況が進まず、平成27年度においては親子クッキング及び魚食リーダー研修会の計2回の開催に留まっていた。現在、A団体は、撤退していることから、指定管理者において調理室の有効利用を図り、改修工事の負担を上回る便益を得られるように稼働状況を向上させることが望ましい。

なお、平成28年4月以降は、部屋の鍵の返還を受けていることから、当該入居者以外も現状のまま調理室として利用することは可能である。

5. 会計処理について（意見）

卸売市場で店舗を構える卸売業者等に、指定管理者は電気や下水道を提供しているが、これらはメーターや電力会社からの請求に基づき実費で精算している。しかし、現状では指定管理者の収支報告上、卸売業者等から入金があった電気代と下水道代について、電気・水道料金負担金として平成27年度で約84百万円が収入に計上される一方、実際に電力会社等に支払った分については同額が水道光熱費として支出に計上されている。当該処理は電気代と下水道代の利用者への請求と供給元への支払を別個に管理していることによる。指定管理者が利用料の收受の代行を行っている実態を反映し、指定管理者の商取引の規模を適正に把握するためにも、純額で収支報告を行うことが望ましい。

6. 備品管理について（指摘）

備品の管理状況を確認するため、倉庫を確認したところ、県からの貸与備品と県有財産が混在した状態で雑然と置かれていた。内容を確認したところ、数年前に使用されたのち、ほこりがかぶった状態で保管されたままになっている県からの貸与備品であるサンプルケースと、使用されていないブラウン管テレビがあった。

サンプルケースについて、高価であること、また現状では保管スペースに余裕があることから、これから使用する可能性が明確ではないものの、廃却には至っていないとのことであったが、そうであれば貸与備品の破損、汚損を避けるためにもカバーをかけるなどの措置をとるべきである。

また、ブラウン管テレビについて、当初は県からの貸与備品として指定管理物件に計上されていたものであるが平成25年度に貸与備品から外れ県有財産にな

ったものであった。明らかに使用されておらず、適時に廃却処理を行うべきである。

備品の実在性を確認するという目的で、貸与備品リストから現物を確認することは毎年行われている。しかし、それだけでは十分とは言えず、リストの網羅性を担保するために現物が正確にリストに計上されているかを確認すること、補修の必要性の有無、実際に使っているのかの確認も合わせて行うべきである。



サンプルケース



使用されていないテレビ

(20) 三重県流域下水道施設【書面監査対象施設】

公の施設の名称	三重県流域下水道施設
指定管理の方法	指定管理者：公益財団法人三重県下水道公社 指定期間：平成26年4月1日から平成31年3月31日 選定方法：非公募
所在地	三重郡川越町亀崎新田80の2 他
予算課	下水道課
設置目的	生活排水を広域的に速やかに排除し、安定的、効率的に汚水処理することにより、下水道利用者の衛生的で快適な生活環境を実現するとともに、伊勢湾等の公共用水域の水質を保全する。
敷地面積	<ul style="list-style-type: none"> ・ 北部 378,900 m² ・ 南部 197,000 m² ・ 雲出 190,500 m² ・ 松阪 210,000 m² ・ 宮川 192,700 m²
延床面積	<ul style="list-style-type: none"> ・ 北部 2,734 m²

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 南部 1,782 m² ・ 雲出 1,549 m² ・ 松阪 3,941 m² ・ 宮川 2,751 m²
設置年月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 北部処理区 昭和 63 年 1 月 ・ 南部処理区 平成 8 年 1 月 ・ 雲出川左岸処理区 平成 5 年 4 月 ・ 松阪処理区 平成 10 年 4 月 ・ 宮川処理区 平成 18 年 6 月
施設概要	流域下水道施設の維持管理業務、汚泥処理業務、排水設備工事責任技術者認定業務等



(北部浄化センター)

1. 指定管理者の選定について（意見）

三重県流域下水道施設については、平成 18 年度から 3 年間、平成 21 年度から平成 25 年度までの 5 年間、平成 26 年度から平成 30 年度までの 5 年間について指定管理者の選定を行っており、いずれも公益財団法人三重県下水道公社（以下、「公社」という。）が指定されている。

その選定手続において、経済性、効率性、有効性の観点からは、公募により複数の申請者に事業計画書を提出させ、適切な審査により候補団体を決定することが原則である。しかし、上記指定管理者の選定は、非公募によっている。

この点につき三重県は、①三重県流域下水道施設は県民にとってライフラインでありセーフティネット（安心・安全）を確保する必要があること、②市町や受益者の負担軽減を図るため、下水道事業の経営努力が還元されるシステムを

継続していく必要があることの 2 点を根拠とし、公社以外のものではこれらの要件をすべて満たすことができないとしている。

下水道施設はライフラインであることから、長期的かつ安定的な施設運営を重視し、公社に施設運営を委ねるとする県の判断には、一定の合理性があると思われる。ただし、指定管理者として県が求める要件を満たす民間企業等の有無について継続的に情報を収集し、将来的な公募の可能性について、引き続き検討することが望ましい。

(21) 三重県営住宅

公の施設の名称	三重県営住宅（北勢ブロック、中勢伊賀ブロック、南勢ブロック、東紀州ブロック）	
指定管理の方法	北勢	指定管理者：鈴鹿亀山不動産事業協同組合 指定期間：平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日 選定方法：公募
	中勢伊賀	指定管理者：伊賀南部不動産事業協同組合 指定期間：平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日 選定方法：公募
	南勢	指定管理者：三重県南勢地区管理事業共同体 指定期間：平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日 選定方法：公募
	東紀州	指定管理者：三重県南勢地区管理事業共同体 指定期間：平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日 選定方法：公募
所在地	北勢	桑名市森忠 1073-2 他
	中勢伊賀	津市河芸町千里ヶ丘 69 番地他
	南勢	松阪市五月町 1497 番地他
	東紀州	尾鷲市小川西町 1-12 他
予算課	住宅課	
設置目的	1. 県民又は県内に勤務場所を有する者のうち住宅に困窮する低額所得者に対し、「公営住宅法」に基づく賃貸住宅	

	<p>の供給を行うこととし、もって県民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的に設置した。</p> <p>2. 県民又は県内に勤務場所を有する者のうち住宅に困窮する中堅所得者に対し、「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づく優良な賃貸住宅の供給を行うこととし、もって県民生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的に設置した。</p>
敷地面積	—
延床面積	—
設置年月	昭和 29 年から平成 14 年
施設概要	<ol style="list-style-type: none"> 1. 入居者管理に係る管理業務 2. 募集及び入居に係る管理業務 3. 家賃等管理事務に係る管理業務 4. 修繕・保守管理等に係る管理業務 5. 県営住宅管理人に係る管理業務 6. 駐車場に係る管理業務 7. その他必要な管理業務

1. 特定公共賃貸住宅について（意見）

特定公共賃貸住宅とは、一般の県営住宅とは異なり、県営住宅の所得基準を超える中堅所得者を対象とした住宅である。三重県の特定公共賃貸住宅は 2 件あり、県営住宅と同じ建物が供用されている。入居の申込みには収入要件があり、収入月額が 15 万 8 千円以上、48 万 7 千円以内の収入を有する必要がある。

特定公共賃貸住宅の家賃は、条例に基づき近隣の民間賃貸住宅との均衡を考慮して定められている。収入要件と家賃の水準から、特定公共賃貸住宅に入居するメリットは大きくないため、入居率は低い水準にとどまっている。

【特定公共賃貸住宅の戸数・入居状況】 (平成 28 年 4 月 1 日)

名称		管理戸数	入居戸数	入居率
サンシャイン千里	一般公営住宅	80	71	88.75%
	特定公共賃貸住宅	20	4	20.00%
エスペラント末広	一般公営住宅	62	59	95.16%
	特定公共賃貸住宅	8	3	37.50%

特定公共賃貸住宅として供用されている住戸は、一般公営住宅として供用されている住戸と比較して、入居率が著しく低い。施設の有効活用のため、一般

公営住宅への転用を含め、入居率向上のための取組みを実施することが望ましい。

2. 【北勢ブロック】契約手続について（指摘）

豊田一色団地（R1-B 工区）屋根防水他改修工事（平成 27 年 4 月 1 日着工 契約金額 16,146 千円（税込））について、工事請負契約書の契約日が平成 27 年 3 月 23 日であるにもかかわらず、当該契約書の権限者による承認は平成 27 年 4 月 1 日以降に行われていたと考えられる状況であった。当該工事はその契約金額から理事長決裁の案件であり、契約書にも理事長のサイン、担当理事、事務局長、管理室長の押印があり、そのうち、事務局長と管理室長の押印日付は平成 27 年 4 月 1 日であり、理事長のサインと担当理事の押印には日付が付されていない。担当者へのヒアリングにおいてもまた慣習からいっても、理事長が下位者より早く承認するとは考えにくく、理事長の承認は平成 27 年 4 月 1 日以降であると考えられる。

当該契約書の先方への引き渡しは実質的には理事長の決裁後であると推認できるものの、そうであれば理事長の決裁日より後の日付を契約日にするべきである。少なくとも外見上、決裁権限者である理事長の決裁の前に契約書が締結されているような状況は適切とはいえず、今後の契約締結にあたって留意するべきである。

3. 【中勢伊賀ブロック】収支差額について（指摘）

中勢伊賀ブロックの収支報告書上、人件費、一般管理費及び事務費の合計に対して収入が 5,763 千円上回っている。この場合、年度協定書第 4 条第 2 項によれば以下のとおり規定されている。

指定管理料の精算を行った結果、残余金が生じた場合、当該額について指定管理料より減額するものとする。

しかし、現状では上記収支差額については指定管理者に帰属するものとして処理している。

当該収支差額は、指定管理料の積算上の見積り差額に加え、指定管理者の経営努力によって計上されたものであると考えられるため、現状のとおり収支差額を指定管理者に帰属させることについて何ら異論はない。しかしそうであれば年度協定書の規程の内容と実際の処理が対応しておらず、県は内容を整理すべきである。

4. 指定管理事業に係る間接費の取扱いについて（意見）

中勢伊賀ブロック及び南勢ブロックの各指定管理事業に係る収支状況報告において、当該事業を間接的に管理する人員 3 名の人件費が含まれていない状況であった。収支状況報告に事業の実態をより適切に反映するためには、事業遂行に関連する直接費はもちろんのこと、当該人件費のような間接費についても合理的な基準に基づき按分することが望ましい。

5. 相見積もりの実施について（指摘）

①中勢伊賀ブロック

修繕や業務委託などで一定金額を超えることが予想される案件については原価低減並びに公平性の観点から相見積もりを取ることが望ましい。伊賀南部不動産事業協同組合においても、250 万円以上の工事の発注について相見積もりを取るよう内規で定めている。しかし、下記工事について従来から当該業者に依頼していた等の事由により相見積もりを取っていなかった。

案件	完了日	契約金額 (税込)
特殊建築物定期調査業務	平成 28 年 1 月 20 日	4,320 千円

今後は必ず入手するよう改善されたい。

②南勢ブロック

南勢地区管理事業共同体においても同様に、250 万円以上の工事の発注について相見積もりを取るよう内規で定めている。しかし、下記工事について従来から当該業者に依頼していた等の事由により相見積もりを取っていなかった。

案件	完了日	契約金額 (税込)
辻久留団地 4 月分募集修繕	平成 27 年 6 月 10 日	2,537 千円

今後は必ず入手するよう改善されたい。

6. 【南勢・東紀州ブロック】予算流用について（指摘）

南勢・東紀州ブロックの指定管理者である三重県南勢地区管理事業共同体は中勢伊賀ブロックの指定管理者である伊賀南部不動産事業協同組合と実質同一の組織であり、前者の業務を実際には後者の人員が実施している。これにより南勢・東紀州ブロックに関しては、実際には指定管理者の人員が業務を行うことにより生じる人件費の代わりに、伊賀南部不動産事業協同組合の人員により役務

の提供を受けたことによる費用、すなわち伊賀南部不動産事業協同組合に対する一般管理費及び事務費が生じている。この結果として指定管理者の指定管理料の内訳において人件費の流用が以下のとおり発生している。

(単位：千円)

地域	人件費	左記から流用した額
南勢	13,621	▲5,517
東紀州	2,790	▲1,130

ただし、県への指定管理業務実績報告書に添付される「指定管理料執行金額内訳表」には、人件費から一般管理費等への流用については県と協議が整った場合に可能とされる旨明記されているが、協議の結果について文書化がなされておらず、実際に協議が行われたか否かが判別できない。今後所定の手続を遵守したことを明らかにするため文書化を行うべきである。

(22) 県営都市公園 北勢中央公園

公の施設の名称	県営都市公園 北勢中央公園
指定管理の方法	指定管理者：株式会社名阪造園 指定期間：平成25年4月1日から平成30年3月31日 選定方法：公募
所在地	四日市市、いなべ市、菰野町地内
予算課	都市政策課
設置目的	都市環境の改善、防災、良好な景観形成に寄与するとともに、多様なレクリエーション活動の場、コミュニティ活動の場となることで、都市公園は公共の福祉の増進に資する。
供用面積	36.79ha
設置年月	平成5年7月開設
施設概要	環境保全、防災、景観形成などの存在効用及びレクリエーション、文化活動、コミュニティ活動等の利用に伴う効用としての都市公園の機能を最大限に発揮させるために、公園管理業務として維持管理(植物管理、施設管理等)及び運営管理(情報の提供、利用の調整等)を行っている。



(北勢中央公園/管理事務所)



(テニスコート)

1. 規程の整備について（指摘）

現在契約の方法について明確な規定が存在しない。公共団体であれば例えば以下の定めがあるのが通常である。

第〇〇条 売買、委託、請負、その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の方法によるものとする。

現状では契約行為に際して、随意契約によっており、予定価格は積算されておらず、一般競争入札等のより効率性を追求できる可能性のある手続も実施されていない。また、業者の選定理由等も明確に文書化されていない。

指定管理者として、業務を安定的に行うことが求められ、そのためには、職員の異動などがあっても対応できるよう共通のルールが必要であり、最低限の規程を整備すべきである。

2. 再委託契約の手続について（指摘）

平成 27 年度において委託する管理業務内容として県に報告している業務は以下のとおりである。

(単位：千円)

業務名	業務内容	契約金額 (税込)
電気設備点検業務	受電設備点検	24
浄化槽保守点検業務	浄化槽保守点検、清掃	2,896
消防設備点検業務	消防設備点検	75
広報業務	広報業務	3,780

これらのうち消防設備点検業務については、前指定管理者が業務を委託していた業者に引き続き業務を委託しており、業務委託契約書が締結されていなかった。契約の当事者として責任関係を明確にするため、必ず締結されたい。

また浄化槽保守点検業務においては、業務の一部である水質検査を委託先以外の業者が実施していた。こうした委託業務において再委託が生じる場合においては、指定管理者が、役務の提供を実質的に委託先ではなく再委託先から受けることになるため、必ず、委託先から申請が行われるようにされたい。

さらに広報業務について、委託先の都合により 11 月までの役務提供しか受けていなかった。支払額もそれに応じて減額しているが、こうした場合には、原契約における契約内容が、変更されていることになるので、必ず変更契約書を締結すべきである。

以上は委託業務実施において、当然留意すべき内容であり、今後事前に必要な事項について十分に確認しておく必要がある。

3. 収支差額の取扱いについて（意見）

県営都市公園北勢中央公園（以下、「中央公園」という。）は、平成 27 年度において指定管理期間として 2 期目に入り 3 年を経過しているが、以下のとおり、毎期収支差額はプラスの状況である。

（単位：千円）

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
収支差額	1,667	2,944	2,754

基本協定書において収支差額が生じた場合の取扱いについては、特に規定はなく指定管理者に帰属することになる。当該差額は、応募時に提案した経費である指定管理料と実績額との差額であり、指定管理者の経営努力によって計上されたものであるため、収支差額を指定管理者に帰属させること自体について何ら異論はない。

しかし、現在、指定管理者は、中央公園の管理運営業務を現場管理事務所と指定管理者の本社で実施しており、現場管理事務所には所長とその他 5 名の職員を配属し、三重県との連絡調整、ボランティアとの対応、利用者受付・清掃等の日常維持管理業務などを実施している。これらの職員は基本的に常時現場管理事務所に勤務し、指定管理者の業務を実施している。一方、本社では、経理業務や業務報告書の作成等の事務を実施しており、指定管理者の職員が兼務している。

にもかかわらず、指定管理者の収支状況報告において人件費として集計されているのは、現場管理事務所の業務に従事している職員分のみであり、指定管理

者の本社で実施している事務に係る人件費は、指定管理業務に係る支出として計上されていない。

このため収支報告では収支差額がプラスになっているものの、上述の人件費のように支出として計上されていない費用が存在することになる。

県としては、中央公園の現状の収支差額に対する妥当性について毎期検討を行い、次回募集時により有効な指定管理料の限度額の設定が行えるよう情報の蓄積を行っていくのが望ましい。

4. 施設改修と利用料収入について（意見）

北勢中央公園では、平成 26 年度にテニスコート 4 面について、ハードコートから砂入り人工芝コートへ改修された。この結果、テニスコートの利用者が増加し、指定管理者の収入となるテニスコートの利用料金は、平成 26 年度の 6,294 千円から平成 27 年度は 8,752 千円へと増加している。平成 26 年度は改修工事の期間中利用できなかったため、単純には比較できないが、改修工事の結果として、指定管理者の収入が増加している状況である。平成 24 年度の指定管理者選定における指定管理料の算定に際して、この改修工事は予定されていなかった。

この利用料金の増加については、次期の指定管理料の積算において考慮されることになるとはいえ、増加の状況によっては、管理対象の施設が増加した場合と同様となる可能性がある。三重県が費用を負担して実施した施設の改修により、指定管理者の収入となる利用料金が增加する場合、指定管理期間の途中であっても、従前の指定管理料の水準が適切であるか検討することが望ましい。

5. 防災訓練の実施について（指摘）

指定管理者の平成 27 年度の業務計画では、防災訓練を実施することが計画されていたが、実際には実施されていなかった。なお、平成 26 年度は実施されていた。防災訓練は、利用者の安全に関わる事項であり、職員の入れ替わりが生ずることも考えられるので、スケジュールを定めて毎年定期的実施するべきである。

6. 郵便はがき及び販売代金の管理方法について（指摘）

現在施設の利用予約をはがきによる抽選で行っている。具体的手続は、利用者が窓口ではがきを購入し、その場で必要事項を記入し応募をする。抽選自体は毎月 1 日～10 日の間に受付け、結果は後日利用者が購入したはがきに当選か否かを記入し発送している。この手続のため、販売用のはがき及びその販売代金が事務所に保管されている。

往査日（8 月 8 日）現在に、はがきの現物及び販売代金を確認したところはが

き 604 枚と現金 36 千円が存在していた。しかしはがきの在庫数及び販売代金の残高の裏付けとなる帳簿は存在しなかった。現状はがきの受入・払出については、受入数量については過去の納品書により確認でき、払出数量については控えが残っているものの、現指定管理者が指定管理団体になる前に保有していたはがきも混在していたため両者を区別できず、あるべき在庫数が把握できない状況であった。

また、はがきの販売代金についても指定管理者は継続的に管理をおこなっておらず、さらに窓口で保管しているうえに一度も回収されていないため、販売代金が他に流用されても判明しない状況であった。

保管されているはがきはすでに施設利用の抽選に使用するために印刷が行われているものの、書損じのはがきであっても 1 枚 5 円の手数料を支払うことで換金することが可能である。したがって、今後、はがきの入出庫や販売代金の入出金を管理する管理簿等を作成して受払を継続的に管理し、あるべき数量や現金残高を把握するとともに、販売代金は定期的に回収することを徹底すべきである。

7. 消耗品の実残数管理について（意見）

現在野球グラウンドの土や石灰・テニスコートの砂など、消耗品については在庫が不足した時点で注文することになっている。しかし受入数量及び払出数量を記録しておらず、あるべき数量が把握できない状況である。資産の管理を適切に実施するため、特に必要性が高いと考えられるグラウンドの土・石灰、テニスコートの砂については管理簿を作成して受払を継続的に記録するとともに、適時に実地棚卸を実施することが望ましい。

(23) 県営都市公園 鈴鹿青少年の森【書面監査対象施設】

公の施設の名称	県営都市公園 鈴鹿青少年の森
指定管理の方法	指定管理者：三重県森林組合連合会グループ 指定期間：平成 25 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日 選定方法：公募
所在地	鈴鹿市地内
予算課	都市政策課
設置目的	都市環境の改善、防災、良好な景観形成に寄与するとともに、多様なレクリエーション活動の場、コミュニティ活動の場となることで、都市公園は公共の福祉の増進に

	資する。
供用面積	51.30ha
設置年月	昭和47年5月開設
施設概要	環境保全、防災、景観形成などの存在効用及びレクリエーション、文化活動、コミュニティ活動等の利用に伴う効用としての都市公園の機能を最大限に発揮させるために、公園管理業務として維持管理(植物管理、施設管理等)及び運営管理(情報の提供、利用の調整等)を行っている。

書面監査の結果、指摘すべき事項は認められなかった。

(24) 県営都市公園 亀山サンシャインパーク【書面監査対象施設】

公の施設の名称	県営都市公園 亀山サンシャインパーク
指定管理の方法	指定管理者：株式会社東産業 指定期間：平成25年4月1日から平成30年3月31日 選定方法：公募
所在地	亀山市地内
予算課	都市政策課
設置目的	都市環境の改善、防災、良好な景観形成に寄与するとともに、多様なレクリエーション活動の場、コミュニティ活動の場となることで、都市公園は公共の福祉の増進に資する。
供用面積	14.20ha
設置年月	平成15年4月開設
施設概要	環境保全、防災、景観形成などの存在効用及びレクリエーション、文化活動、コミュニティ活動等の利用に伴う効用としての都市公園の機能を最大限に発揮させるために、公園管理業務として維持管理(植物管理、施設管理等)及び運営管理(情報の提供、利用の調整等)を行っている。

書面監査の結果、指摘すべき事項は認められなかった。

(25) 県営都市公園 大仏山公園【書面監査対象施設】

公の施設の名称	県営都市公園 大仏山公園
指定管理の方法	指定管理者：有限会社太陽緑地 指定期間：平成 25 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日 選定方法：公募
所在地	伊勢市、明和町、玉城町地内
予算課	都市政策課
設置目的	都市環境の改善、防災、良好な景観形成に寄与するとともに、多様なレクリエーション活動の場、コミュニティ活動の場となることで、都市公園は公共の福祉の増進に資する。
供用面積	37.26ha
設置年月	昭和 63 年 8 月開設
施設概要	環境保全、防災、景観形成などの存在効用及びレクリエーション、文化活動、コミュニティ活動等の利用に伴う効用としての都市公園の機能を最大限に発揮させるために、公園管理業務として維持管理(植物管理、施設管理等)及び運営管理(情報の提供、利用の調整等)を行っている。

書面監査の結果、指摘すべき事項は認められなかった。

(26) 県営都市公園 熊野灘臨海公園

公の施設の名称	県営都市公園 熊野灘臨海公園
指定管理の方法	指定管理者：紀伊長島レクリエーション都市開発株式会社 指定期間：平成 25 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日 選定方法：公募
所在地	紀北町地内
予算課	都市政策課
設置目的	大都市地域からのレクリエーション需要を充足し、かつ地域活性化を促進するため、豊かな自然を利用した、心身のリフレッシュができる都市公園を設置する。
供用面積	60.12ha

設置年月	昭和 53 年 4 月開設
施設概要	環境保全、防災、景観形成などの存在効用及びレクリエーション、文化活動、コミュニティ活動等の利用に伴う効用としての都市公園の機能を最大限に発揮させるために、公園管理業務として維持管理(植物管理、施設管理等)及び運営管理(情報の提供、利用の調整等)を行っている。



(道の駅 紀伊長島マンボウ)



(高塚山展望台)

1. 契約業務に係る規程・手続の整備について（指摘）

現在契約の方法について明確な規定が存在しない。公共団体であれば例えば以下の定めがあるのが通常である。

第〇〇条 売買、委託、請負、その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の方法によるものとする。

現状では契約行為に際して、随意契約によっており、予定価格は積算されておらず、一般競争入札等のより効率性を追求できる可能性のある手続も実施されていない。

指定管理者として、業務を安定的に行うことが求められるため、今後規程類の整備を行うとともに、契約ごとに必要な手続についても検討すべきである。

2. 再委託契約の手続について（指摘）

指定管理者は、以下の管理業務を再委託している。

（単位：千円）

業務名	業務内容	契約金額 (税込)
熊野灘臨海公園樹木等管理保全業務	樹木軽剪定、寄植・芝生刈込	3,113
熊野灘臨海公園樹木等管理保全業務	樹木軽剪定、寄植・芝生刈込	3,244
熊野灘臨海公園樹木等管理保全業務	樹木軽剪定、寄植・芝生刈込	3,949
除草及び植え込み下草処理作業	除草及び植え込み下草処理	2,434
除草及び植え込み下草処理作業	除草及び植え込み下草処理	252
空調機の保守点検業務	空調機の保守点検整備	550
大白公園広場（海岸）及び大白多目的グラウンド浄化槽保守点検清掃業務	浄化槽保守点検清掃	208
大白公園テニスコート管理棟浄化槽保守点検清掃業務	浄化槽保守点検清掃	103
自動扉開閉装置保守管理業務	自動扉開閉装置保守管理	155
熊野灘臨海公園内遊具施設安全点検業務	遊具点検	207
熊野灘臨海公園大白公園園地植物管理及び清掃管理業務	植物管理及び清掃管理	3,861
熊野灘臨海公園大白多目的グラウンド除草	除草	262
運営業務	管理全般に係る人的供給や会計業務、諸事務等	21,060

一方、県への報告資料「平成 27 年度熊野灘臨海公園業務計画書」において、以下の 7 つの業務が再委託業務として記載されている。

- ① 植物管理
- ② ゴミ処理
- ③ 海岸清掃
- ④ トイレ清掃

- ⑤ 浄化槽保守管理
- ⑥ 点検業務
- ⑦ 管理全般に係る人的供給や会計業務、諸事務等

現在実施されている委託業務と県への報告されている委託業務について、業務の数及び内容の対応関係が不明瞭になっている。再委託については県の承認が必要である以上、申請については正確に行う必要があり、県への承認申請に際しては、委託契約が明確に特定されるよう正確に記載すべきである。

また、下記の表のとおり、「熊野灘臨海公園樹木等管理保全業務」のように同種の契約が同一業者と複数締結されているものが存在している。管理上、契約の管理について見直しを行い、同種の契約を統一することで業務の効率化を図ることができ、また同一業者に対し複数の契約を行うよりも、1つに集約して大口の契約にした場合には、現状よりも経済的に契約できる可能性もあるので改善すべきである。

業者	業務名
A	熊野灘臨海公園樹木等管理保全業務
	熊野灘臨海公園樹木等管理保全業務
	熊野灘臨海公園樹木等管理保全業務
B	大白公園広場（海岸）及び大白多目的グラウンド浄化槽保守点検清掃業務
	大白公園テニスコート管理棟浄化槽保守点検清掃業務
C	熊野灘臨海公園大白公園園地植物管理及び清掃管理業務
	熊野灘臨海公園大白多目的グラウンド除草

3. 契約関係の不備について（指摘）

大白地区テニスコートに設置されている自販機について、設置業者から手数料 252 千円を得ているが、設置について契約書が締結されていなかった。法的関係を明らかにするため今後は必ず締結されたい。

4. 収支差額の取扱いについて（意見）

県営都市公園熊野灘臨海公園（以下、「臨海公園」という。）は、平成 27 年度において指定管理期間として 3 期目に入り 3 年を経過しているが、以下のとおり、每期収支差額はプラスの状況である。

(単位：千円)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
収支差額	4,677	2,233	2,319

基本協定書において収支差額が生じた場合の取扱いについては、特に規定はなく指定管理者に帰属することになる。当該差額は、応募時に提案した経費である指定管理料と実績額との差額であり、指定管理者の経営努力によって計上されたものであるため、収支差額を指定管理者に帰属させること自体について何ら異論はない。

しかし、指定管理事業に係る収支状況報告において、当該事業の管理に間接的に携わる人員 6 名に係る人件費が含まれていなかった。このため、収支報告では収支差額がプラスになっているものの、当該人件費のように支出として計上されていない費用が存在することになる。

指定管理業務に係る収支状況を正確に報告することは、次回募集時に県が定める指定管理料の限度額の算出の基礎にもなることから、間接的に携わる人件費に関しても適切な基準を設けて按分等を行い、指定管理業務に係る支出として計上することが望ましい。

県としては、臨海公園の現状の収支差額に対する妥当性について毎期検討を行い、次回募集時により有効な指定管理料の限度額の設定が行えるよう情報の蓄積を行っていくのが望ましい。

5. 貸与品の管理について（指摘）

基本協定書の別表 3 として添付されている貸与品等一覧表には、品名の名称と数量が記載されているのみであり、管理番号が付されていない。管理責任の所在を明確にする観点から、貸与品等一覧表には、該当する貸与品を特定できる管理番号を付す必要がある。

また、貸与品について、定期的な実査が実施されていなかった。基本協定書に基づき、貸与品の増減に関する報告は年度ごとになされているが、定期的な実査を実施しなければ、貸与品の実在性や使用状況を網羅的に確認する機会が損なわれる恐れが生じてしまう。

したがって、有効かつ適切な資産管理を実行するために、貸与品について定期的な実査を行う必要がある。

6. 熊野灘臨海公園危機管理マニュアルの遵守について（指摘）

熊野灘臨海公園危機管理マニュアル（以下、「危機管理マニュアル」という。）によれば、地震に対する避難防災訓練は、紀伊長島消防署の指導により年 2 回

程度実施するとされており、火災に対する初期消火訓練は、紀伊長島消防署の指導により毎年実施することとされている。また、津波に対する訓練等は、各地区において年1回以上の避難誘導訓練を行うとされている。

しかし、平成27年度において、これらの訓練は実施されていない。危機管理マニュアルを遵守し、定められた訓練を行うことが必要である。

(27) 三重県立鈴鹿青少年センター

公の施設の名称	三重県立鈴鹿青少年センター
指定管理の方法	指定管理者：公益財団法人三重県体育協会 指定期間：平成25年4月1日から平成30年3月31日 選定方法：公募
所在地	鈴鹿市住吉町南谷口
予算課	社会教育・文化財保護課
設置目的	日常の生活圏を離れ、豊かな自然に囲まれた集団宿泊研修を行い、家庭や学校では得られない体験活動や集団活動を通じて、規律、協同、友愛、奉仕の精神を養い、心身ともに健全な青少年の育成を図る目的で設置された。
敷地面積	20,070.08 m ²
延床面積	6,477.07 m ²
設置年月	昭和60年7月開設
施設概要	1. 青少年又は青少年育成関係団体の自主的な集団研修における施設及び設備等の利用並びに指導に関すること 2. 青少年又は青少年育成関係者の研修に関すること 3. その他管理上必要と認める事業



(三重県立 鈴鹿青少年センター HP より)

1. 収支差額の取扱いについて（意見）

三重県立鈴鹿青少年センター（以下、「青少年センター」という。）は、平成 27 年度において指定管理期間として 3 年目を迎えるが、以下のとおり、平成 25 年度以降每期収支差額はプラスの状況である。

(単位：千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
収支差額	△2,052	756	4,752	4,918

基本協定書において収支差額が生じた場合の取扱いについては、特に規定はなく指定管理者に帰属することになる。当該差額は、指定管理料の積算上の見積り差額に加え、指定管理者の経営努力によって計上されたものであると考えられるため、収支差額を指定管理者に帰属させることについて何ら異論はない。

しかし、そうであれば指定管理料の積算が適正におこなわれていることが前提となる。現在の積算は、平成 22 年の実績に利用者の増加及び利用促進のため、事業の充実等の取組に必要な経費等を見積もって積算している。

県として、事前の正確な費用積算が困難なことは理解できる。しかし青少年センターは指定期間として、第 1 回（平成 18 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで）及び第 2 回（平成 21 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで）に続く 3

回目を迎えており、事業の状況は、かなり把握できているはずである。今後の指定管理の積算においては、実績や利用数の増加や事業の充実に必要な経費を見込むだけでなく、青少年センターの現状の収支差額に対する妥当性について毎期検討を行い、次回より有効な積算が行えるよう情報の蓄積を行っていくのが望ましい。

2. 一般競争入札の導入について（意見）

「公益財団法人三重県体育協会会計規程」第46条には契約の方法について以下の定めがある。

第46条 売買、委託、請負、その他の契約は、一般競争入札指名競争入札又は随意契約の方法によるものとする。

契約の方法について上記以外の定めはなく、どの契約方法を選択するかは契約の都度、文書により決裁されている。施設管理業務、警備及び当直業務、食堂業務、寝具供給業務、樹木緑地・芝等管理業務、一般廃棄物処理業務、産業廃棄物処理業務の7つの業務については、経済性を追求する観点から平成25～29年度を対象とした長期継続契約が行われている。

業務名	落札率	備考
施設管理業務	100.00%	不落による随意契約
警備及び当直業務	87.37%	
樹木緑地・芝等管理業務	89.47%	
食堂業務	—	指定管理者から委託料の支払等はなく、委託業者からの使用料等の受取りもないため、予定価格はなく落札率は算定不能
寝具供給業務	—	指定管理者から委託料の支払等はなく、委託業者からの使用料等の受取りもないため、予定価格はなく落札率は算定不能
一般廃棄物処理業務	100.00%	少額のため随意契約
産業廃棄物処理業務	100.00%	少額のため随意契約

上記委託業務については、一般競争入札の規定もあるが、実際には指名競争入

札及び随意契約により締結されており、このうち施設管理業務については入札が不調に終わったことから、最低価格を提示した事業者と交渉を行い、契約を行っている。また警備及び当直業務については指名競争入札によっているが、業務内容に特殊性は認められず、一般競争入札を導入した場合、より経済的に契約できた可能性がある。

今後は業務の性質や契約額等を考慮し、特段の理由がない限りは原則として一般競争入札によることが望ましい。

3. 利用人数の基準について（意見）

指定管理者は、青少年センターの利用資格を5名以上が参加する研修計画をもつ団体に限っている。ただし、家族の場合は2名以上から利用可能としている。指定管理者によると、利用資格を限定する理由は、①施設の設置目的が、主として集団宿泊研修を通じて、青少年の育成を図るためにあること、②食事提供・入浴時間の割り振りにおいて、少人数グループが多いと対応が難しくなることである。しかしながら、人数の条件を緩和することにより、利用者が増加し、施設の有効活用につながる可能性があると考えられることから、①の設置目的に照らし適切な範囲内において、利用人数基準の緩和を検討することが望ましい。

4. 貸出器具の利用状況について（意見）

青少年センターでは、ピアノ等多種の器具を利用者に貸出ししている。

【貸出器具】

器具設備名	利用料金	器具設備名	利用料金
ピアノ	5,000 円	ワイヤレスアンプ・マイク	1,000 円
七宝焼電気炉	3,000 円	オリエンテーリング用具	1,000 円
電子オルガン	2,000 円	パソコン	1,000 円
ビジュアルプレゼンター	1,000 円	ラジカセ	1,000 円
スライド映写機	1,000 円	野外炊飯道具	500 円
トランシーバー	1,000 円	天体望遠鏡	100 円
テレビ・ビデオ/DVD セット	1,000 円	キャンドルサービス用具	100 円
調理器具（ラウンジ内）	1,000 円	各種スポーツ用具	各 100 円
プロジェクター	1,000 円		

これらの器具のうち、パソコンについては、利用度が低い状況であるにもかかわらず

ならず、年間 55 千円のリース料を支払っている状況である。利用状況と費用を勘案し、必要性を十分に検討することが望ましい。また他の器具についても、老朽化が進み、利用度が著しく低いものが存在するため、利用者のニーズを踏まえ適時に更新を進めることが望ましい。

5. 長期修繕計画について（指摘）

施設の適切な維持管理やライフサイクルコスト縮減のためには、建物本体や建物附属設備、機械・備品等については県として中長期的な修繕計画を策定し、随時改訂することが必要である。しかしながら、青少年センターについては県としての修繕計画が現在策定されていない。

施設の現状については指定管理者が多くの情報を有していると考えられるため、今後指定管理者と十分連携して適切な修繕計画を立案し、ライフサイクルコストの縮減に努めるべきである。

(28) 三重県立熊野少年自然の家【書面監査対象施設】

公の施設の名称	三重県立熊野少年自然の家
指定管理の方法	指定管理者：有限会社熊野市観光公社 指定期間：平成 25 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日 選定方法：公募
所在地	熊野市金山町 1577 番地
予算課	社会教育・文化財保護課
設置目的	青少年が宿泊しながら集団生活をする中で、自然に触れ、学び、自らを鍛えることにより、また、協働してさまざまな社会体験・自然体験をすることにより、豊かな人間性を育むことを設置目的とする。
敷地面積	20,375.00 m ²
延床面積	2,544.30 m ²
設置年月	昭和 52 年 1 月
事業概要	1. 野外活動関係 野外炊事・フィールドサーキット・天体観測・関所ハイキング・長尾山登山等 2. 室内活動関係 キャンドルの集い・ユニカール等 3. クラフト関係 那智黒石文鎮づくり・サンドプラスト・竹細工等

書面監査の結果、指摘すべき事項は認められなかった。



(三重県立 熊野少年自然の家 HP より)

(29) 三重県立志摩病院

公の施設の名称	三重県立志摩病院
指定管理の方法	指定管理者：公益社団法人地域医療振興協会 指定期間：平成 24 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日 選定方法：公募
所在地	志摩市阿児町鵜方 1257 番地
予算課	県立病院課
設置目的	志摩地域唯一の中核病院として二次救急医療や災害医療で中心的な役割を担うとともに、県と協力してへき地医療を支援する役割を担っている。
敷地面積	22,571 m ²
延床面積	26,325 m ²
設置年月	昭和 23 年 11 月
施設概要	内科・循環器科・外科・整形外科・精神科・泌尿器科・眼科・小児科・脳神経外科・放射線科・皮膚科・神経内科・産婦人科・耳鼻咽喉科（14 診療科） （院内標榜） 救急総合診療科・緩和ケア科・大腸センター・健康促進科・東洋医学・皮膚科



(三重県立 志摩病院 HP より)

1. 支出決裁における経済性判断について（指摘）

指定管理者に対しては、指定管理料としての政策的医療交付金以外に、効率化に努め、それでもなお赤字が生じた場合、経営基盤強化交付金が交付される。この点基本協定書第8条には以下のとおり規定されている。

第8条 甲は乙が管理業務を行うにあたって、効率的な運営を行ってもなお乙の管理業務に係る損益計算上の経常損失が生じる場合は、乙の経営基盤を強化するため、甲の予算の範囲内で交付金を乙に交付する。

なお、ここで甲は三重県であり、乙は指定管理者を指す。

こうした状況を鑑み、指定管理者として、施設の管理運営を行うに際しては極力効率化に努め、体制として整備する必要があるが、実際に事務処理の内容を示す文書である決裁伺書を閲覧したところ、支出の必要性和金額が記載されているのみで、現状は指定管理に関する会計から支出するのが適当か否か、また支出するのであれば、その効率性につながる事実（例えば一般競争入札等を実施している事実）等は記載されていないため、より効率性を追求できた可能性も否定できない。

さらに、業者の選定理由等も明確に記載されておらず指定管理者が、最善の選択をしたか否かが明瞭になっていない。

指定管理者は、支出に際して、指定管理業務に含められるのが適当かどうか、適当であれば十分な経済性を追求したかどうかについて十分に検討し、決裁文書として明示しておく必要がある。

2. 本部からの借入金について（意見）

指定管理者は、運転資金を確保するため、公益社団法人地域医療振興協会の本部を通じて銀行から借入を行っている。平成 27 年度末における本部からの長期借入金の状況は以下のとおりであり、平成 27 年度において 2,365 千円の利息を支払っている。

【本部長期借入金内訳】 (平成 28 年 3 月 31 日 単位：千円)

	借入金額	期末残高	借入日	返済日	利率
長期借入金	250,000	231,450	平成 26 年 7 月	平成 34 年 3 月	0.83%

注) 残高には、1 年内返済分を含む。

県は運転資金として平成 27 年度において 350,000 千円を無利子で貸付けているが、経常赤字が発生していることから、運転資金が不足し、本部を通じて銀行から長期資金を借り入れる必要が生じている。支払利息が生じた場合、経営基盤強化交付金を交付している現段階においては、最終的に三重県の負担となることから、資金計画を見直し、必要と認められる額については、三重県から長期貸付を実施することを検討することが望ましい。

3. 貸倒引当金の算定について（意見）

指定管理者は、「病院会計準則」に基づいて会計処理を実施しており、医療費（患者負担分）の未収金について、個別に回収可能性を判断し、貸倒引当金を算定して計上している。ここで、平成 27 年度決算において、平成 27 年度の請求に係る未収金（年度末残高 16,122 千円）については、貸倒引当金の設定対象となっていない。このうち平成 28 年 2 月以前に発生した未収金であって月割り等による収納が得られていないもの 2,263 千円については、将来回収できない部分が含まれるものと考えられ、収支計算に反映することが合理的である。当年度に発生した未収金について、個別に回収可能性を判断することが難しい場合には、過去の貸倒実績率による等の方法により、貸倒引当金を算定して計上することが望ましい。

4. 修繕・設備投資の負担について（意見）

基本協定書のリスク分担表における施設、設備、物品（医療機器、什器備品等）等の管理における負担関係は以下のとおりである。

項目	負担関係	
管理対象物品の修繕	指定管理者負担	
管理対象物品の更新、新規購入	20万円未満	指定管理者負担
	20万円以上	県と指定管理者協議にて負担決定
管理対象物品以外の物品の更新、新規購入	指定管理者負担	
管理対象施設設備の修繕	指定管理者負担	
管理対象施設設備の改良、改修 （資産取得に係るもの）	県と指定管理者協議にて負担決定	

上記の負担関係に関わらず、実際には大型の修繕等（改良・改修を含む）についてはすべて計画段階でリスト化され、当該負担関係の調整が行われている。

修繕・固定資産の取得の必要性について適時に指定管理者と県との間で情報共有を行い、リスク分担表に沿って負担処理していることは評価できる。

しかし、計画段階における修繕等についての県と指定管理者の負担関係については修繕等計画書に記載されているものの、実際の修繕等の実績及び結果としての負担関係については、その協議内容も含め計画からの推移が記載されていない。指定管理者と県との協議による負担関係の決定事項については、協議毎の判断のばらつきの発生等を避けるため、協議結果による修繕計画の負担予定と実績（実際の修繕実績と負担結果）の評価を行うべきと考えられる。

この点、画一的な分担表を作成することはその判断の柔軟性を失う事等が考えられるため、現状のリスク分担表でも問題ないものと考えられるが、計画の策定と協議による実績の評価については判断が属人的なものにならないように実施されることが望まれる。

5. 業務委託における評価・期間について（意見）

指定管理者は、主な業務委託として19契約締結している。業務委託契約の内容と契約期間は以下のとおりである（平成28年4月1日現在の契約状況）。

No	業務内容	委託期間（年）
1	医療事務業務	1
2	テレビカードシステム	5
3	洗濯業務	2
4	給食調理業務	2
5	感染性廃棄物収集運搬業務	1
6	産業廃棄物（廃プラ）収集運搬業務	1
7	一般廃棄物処理業務	1
8	臨床検査業務	2
9	院内保育所運営	1
10	院内レストランの運営	1
11	施設維持管理業務	2
12	ホルター心電図再生委託業務	1
13	脳波検査委託	1
14	診療材料業務委託	2
15	検査業務委託 （抗HLA抗体検査・抗HPA抗体検査委託）	1
16	検査業務委託（血液不規則抗体等の検査委託）	1
17	浄化槽維持管理業務委託	1
18	病理診断委託業務	1
19	修繕及び小規模工事	未定

指定管理者は上記の業務委託契約に係る委託先業者の評価や委託業務のモニタリングに関し、十分な実施結果を残していない。

また、地理的に委託業者が競争入札で複数集まりにくいいため、一者入札となる契約が多い傾向にあり、競争性の点で課題がある。一般的には委託業者が複数存在する地域においては、競争入札を行うことにより競争原理が働くため、コストの削減に資すると考えられるが、このように委託業者が集まりにくい地域においては、競争入札を行っても競争原理が働きにくく、また業者選定の手続が煩雑になりデメリットも考えられるところである。

そのため、複数年契約とすることで参入業者の増加を図ることが考えられる。

現状、上記19契約の内、12契約が単年度契約となっているが、複数年契約とすることで発注金額の規模が大きくなり、業者にとって入札に参加する魅力が増す可能性がある。また、複数年契約などの工夫を重ねても一者入札が継続する場合には、手続の煩雑性の緩和等を勘案して、随意契約を検討することも

考えられる。

この点について、指定管理者としても検討を行っており、委託業務については基本的には複数業者へ委託条件を明示し、提案内容並びに企業実績などを総合的に評価して選定しており、一部の委託業務においては業務の特殊性から比較困難な業務もあることから当該業務については随意契約を締結している。

また、医事・給食・清掃の役務提供に関する業務委託については、先行投資の必要性が少ないことから、受託者側においても投資資金を回収するのに長期契約する必要がないとも考えられる。さらには単年度契約のメリットとして医療制度の変更が多々ある中で、契約の柔軟性や解約リスクの回避を行うことも考えられることから、当該点について指定管理者の検討や考えについては一定の理解ができる。

しかし、当該検討は、あくまでも主観的な判断によるものであり、今後の委託契約を行う際の判断材料としては十分でないと考えられる。例えば上記の先行投資（備品の購入等）の必要性が少ない委託においても、人材の確保や雇用契約等の関係から長期的な契約の方がコストの平準化ができる等の事由から望ましいと考えられる可能性もある。また、一者入札や随意契約により一つの業者が長期的に受託している場合においては、委託先の変更を行うことや、委託の変更先が無い場合においては、適時にモニタリングし指導等を徹底できる様にすることが必要であると考えられる。そのため、今後も契約方法について継続的に評価を行い工夫していくことが望ましい。

Ⅲ. 個別施設に関する事項（指定管理者制度を導入していない施設）

（実施した手続）

予算課に対する質問、関連書類の調査・分析を行い、また必要と判断した施設に対して現地に往査を実施し、関連書類を閲覧し、関連規則等との照合を実施し、法規性の検証を行うとともに、事務処理等の経済性・効率性を検証した。

（1）水道事業施設 工業用水道事業施設

公の施設の名称	水道事業施設
所在地	三重県四日市市安島 2-7-15
予算課	三重県企業庁水道事業課
設置目的	生活に欠かせない安全で良質な水道用水を安定的に市町へ供給することを目的とする。
給水能力	429,366 m ³ /日
管路延長	429.6 km
設置年月	昭和 46 年 6 月（北中勢水道用水供給事業） 昭和 62 年 5 月（南勢志摩水道用水供給事業）
事業概要	北中勢水道用水供給事業 南勢志摩水道用水供給事業



（三重県企業庁 北勢水道事務所）



(播磨浄水場)



(沢地浄水場)

公の施設の名称	工業用水道事業施設
所在地	三重県四日市市安島 2-7-15
予算課	三重県企業庁工業用水道事業課
設置目的	工業の健全な発展と地盤沈下の防止のために良質な工業用水を安定して給水することを目的とする。
給水能力	911,500 m ³ /日
管路延長	353.7 km
設置年月	昭和 31 年 4 月 (北伊勢工業用水道) 昭和 38 年 10 月 (松阪工業用水道) 昭和 46 年 5 月 (中伊勢工業用水道)
事業概要	北伊勢工業用水道事業

	中伊勢工業用水道事業 松阪工業用水道事業
--	-------------------------

※ 所在地については往査対象とした北勢水道事務所を記載し、給水能力及び管路延長については、冊子「平成 28 年度三重県企業庁事業概要」より平成 28 年 4 月 1 日現在の企業庁の施設のデータを転記している。

1. 一般競争入札の競争性の確保について（意見）

三重県企業庁は、発注する予定価格が 3 千万円以上の物件において、一般競争入札を実施した際に入札参加者が 1 者になった（以下、「1 者入札」という。）場合の対応方法を定めている。

4. 1 者入札に対する考え方

一般競争入札は、入札に意欲のある不特定多数入札に参加できることから、地方自治法上は、入札参加者が 1 者であっても、入札における競争性は確保されていると考えられ、有効とされている。

しかし、三重県企業庁においては、公正性・透明性・競争性の高い入札契約制度を確立するため、一般競争入札において入札参加者が 1 者の場合、入札参加資格、落札資格の設定を見直し競争性を高めることが可能と判断される場合については、公正性・透明性・競争性確保の観点からその入札は中止とすることとする。

（資料出所：三重県企業庁物件関係 1 者入札対応について）

1 者入札を有効とするかどうかの判断は、予定価格の金額に応じて定められた、予算執行所属の審査会等の機関が行っており、手続的には問題なく実施されている。公正性・透明性・競争性を確保しようとする県の姿勢を評価したい。

しかし、一方で工事関係の委託業務の一部について確認したところ、下記のとおり 2 件を除き 1 者入札となっており、継続して 1 者入札により落札している。その結果落札率も高くなっている。

業務名	落札率	入札状況
北上水第 1 一分 0017 号水沢浄水場他電気設備等点検工事	99.98%	1 者入札
北上水第 1 一分 0016 号播磨浄水場電気設備点検工事	99.01%	1 者入札
北上水第 2 一分 0010 号北勢水道事務所管内電気設備点検工事	97.82%	1 者入札

北上水第1-分 2024 号播磨浄水場計装及び計算機設備点検	99.87%	1 者入札
北上水第2-分 2006 号北勢水道事務所管内分水等電気計装設備点検	98.93%	1 者入札
北上水第1-分 2013 号水沢浄水場他計装及び計算機設備点検	99.02%	1 者入札
北上水第1-分 0006 号北勢水道事務所管内消防設備点検	89.60%	5 者入札
北勢水道事務所管内施設警備	92.59%	3 者入札

競争入札に参加するかどうかは業者の自由意思ではあるものの、1 者入札の原因分析とその解消策の検討は県の重要な課題であると思われる。1 者入札が継続している状況においては、契約期間の見直しなどで、契約金額の引き下げにつながる可能性もあり、あらゆる可能性について検討することが望ましい。

2. 準備品の管理について（指摘）

準備品（県で規定している固定資産に金額基準で該当しないものの現物の管理対象となる備品の事をいう。）については、納品を確認後に準備品出納簿に必要事項（種別、類別、品目、番号）を記録し、準備品表示票を現物に貼り付けている。また、準備品出納簿上は、受入、払出、保管状況が記録され、移動・廃棄・購入情報を一覧で管理している。管理状況を確認したところ、現物に準備品表示票を貼ることが規程上定められているが、現物を確認したところ、準備品表示票が貼られていないものが認められた。

準備品表示票が適切に貼られていない場合、準備品出納簿から現物を特定することができず、適切な管理を行えない可能性があるため、今後は留意すべきである。

3. 現物資産の管理について（意見）

播磨浄水場の現場を視察し、現物（ふらん器 アドバンテック東洋 CI-610 型）の確認を行った。現物の内容について現地の担当者に確認をしたところ、この現物は平成 19 年 3 月末に固定資産異動報告書が作成され、固定資産台帳上では除却と記録されていたことが判明した。

固定資産は三重県企業庁会計規程運用方針第 117 条関係の 1 にて固定資産の除却は撤去を行わず放置してしまう場合も除却に含まれるとされている。そのため、固定資産台帳に記録されていないことは規程上問題とならないが、現物は存在する。当然その現物は台帳によって管理することはできないが、資産管理の

見地からは、現物が存在する以上、万一他に転用されたり、売却されたりしても、その内容について、把握できる状態にしておく必要がある。また本来遅滞なく廃棄すべきであるが、現物によっては撤去に費用がかかり、不要となった場合に直ちに廃棄できない可能性もあるため、一定数まとめて廃棄することになったとしても問題はないが、実際に廃棄が行われた時点まで、最低限その存在が判明するよう記録及び管理を行うのが望ましい。

4. 修繕引当金について（意見）

平成27年度三重県工業用水道事業貸借対照表において、修繕引当金5,380,831千円が計上されている。これは、「将来発生が予想される多額の修繕資金を確保し、期間損益の平準化と財政健全化を図る」ことを目的に、平成26年における地方公営企業法関連規程（以下、「関連規程」という。）改正前の規程に基づき計上されたものである。関連規程改正後は、引当金の計上基準が「将来の特定の費用又は損失であって、当該事業年度以前の事象に起因し発生可能性が高くかつ金額を合理的に見積ることができる」場合に限定されているが、対象を特定すること及び金額を合理的に見積もることが非常に困難であるため、平成26年の関連規程改正後新たに修繕引当金の計上はしていないとのことである。

なお、同規程の附則第4条の引当金に関する経過措置により、最初に適用される事業年度の前事業年度末日において計上されている引当金5,380,831千円については従前の例による取崩しが可能となっている。

現在の引当金の取崩方針としては、①突発事故の発生、②予算を超過する執行額の発生の2つがあるとのことであるが、該当事象が発生していないことから、過去2年間において取崩しの事象は発生していない。しかし、より具体的な取崩しの方針及び改正後の引当金の定義を踏まえた修繕引当金の計上額算定方法を検討されたい。

5. 長良川河口堰の取扱いについて（意見）

固定資産仮勘定（建設）の中で、事業が開始されないため、下記の金額が長期滞留となっている。

（内容）

工業用水道事業 長良川河口堰水源 52,410,017千円(当期計上額 169,824千円)

現状としては、固定資産仮勘定（建設）が、企業債金利及び水資源機構に対する河口堰水源管理料の計上の継続により毎年増加している状態であり、平成27年度においては169,824千円増加している。昭和43年度から平成6年度までの

工期で水源施設としては完成している状態ではあるものの、国も水資源開発基本計画の見直し中である。なお、計画給水量 515 千 m^3 が満了契約できれば、水源費に係る建設費約 520 億円は、料金換算で約 4 円程度であるとのことであるが、給水実績としては年々減少していることから、将来水需要に備えた水源確保ではあるものの今後の事業可能性に留意が必要である。

給水実績等の推移（工業用水道事業全体）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
給水実績 (千 m^3 /年)	173,077	168,086	164,591	158,962	156,929
給水能力 (m^3 /日)	911,500	911,500	911,500	911,500	911,500
平均給水量 (m^3 /日)	472,890	460,511	450,935	435,513	428,767
料金収入 (千円/年)	5,406,923	5,363,034	5,154,759	5,050,123	4,994,270

(2) 三重県総合博物館（MieMu:みえむ）

公の施設の名称	三重県総合博物館（MieMu:みえむ）
所在地	三重県津市一身田上津部田 3060
予算課	文化振興課
設置目的	三重の自然並びに歴史及び文化に関する資産を保全し、継承し、及び次代へ生かすとともに、地域社会を支える人づくり及び個性豊かで活力ある地域づくりに貢献することを目的とする。
敷地面積	38,884.70 m^2
延床面積	11,705.09 m^2
設置年月	平成 26 年 4 月
施設概要	<ol style="list-style-type: none"> 1. 博物館が収集し、保管し、又は展示する資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下「博物館資料」という。）を収集し、保管し、展示し、及び一般の利用に供すること。 2. 三重の自然並びに歴史及び文化に関する資産について

	<p>の調査研究を行うこと。</p> <p>3. 三重の自然並びに歴史及び文化に関する資産についての講演会、観察会、見学会等を行うこと。</p> <p>4. 公文書館法（昭和六十二年法律第百十五号）の趣旨にのっとり、県が保有していた歴史資料として重要な公文書その他の記録を博物館資料として保存し、展示し、及び一般の利用に供するとともに、これに関連する調査研究を行うこと。</p> <p>5. 前各号に掲げるもののほか、三重県教育委員会が必要と認める事業を行うこと。</p>
--	--



（三重県総合博物館 HP より）

1. 薬品の取扱いと棚卸について（指摘）

三重県総合博物館の館内には、収蔵物の修復保全のために複数の薬品が保管されている。これらは施錠できる部屋に保管されており、その点につき問題はない。しかし、当該保管部屋の視察及び薬品出納帳に基づいてサンプルを抜き取り帳簿在庫と実在庫の照合を行ったところ、以下の状況が認められた。

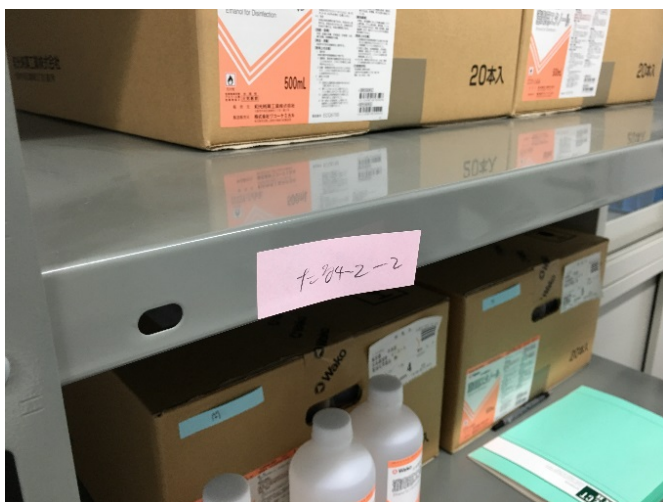
保管されている複数の薬品のうち、アセトンとエタノールをサンプルで計測したところ、アセトンについて帳簿在庫 17.6 キロに対し、実在庫が約 13.5 キロしか確認できず、4.1 キロ（かい離率約 23%）のかい離が生じていた。博物館が後日再確認を行ったところ、当該かい離分は往査当日、資料洗浄のため別室に持ち出していたものの、記帳を失念していたことが判明したとのことであった。アセトンは危険物 4 種に分類される薬品であることから、より一層取扱いを慎重にすべきである。

また、複数の薬品を保管部屋内の保管棚に分散して格納していることから、管

理簿と円滑に照合するために棚番号を明確に示す必要があるが、はがれやすい付箋に手書きで行っているのみであった。危険性の高い薬品を保管しているという認識をより一層高め、はがれにくいシール等に棚番号を記載するなどして、明確に薬品の所在がわかるようにするなど保管に際してのルールを整備する必要がある。

また、使用簿を閲覧したところ、旧三重県立博物館時代から使用されていない薬品が散見された。これらの薬品は当初使用が見込まれていたものの、結果として往査時点では使用実績がないものである。薬品という性質上、処分について特段の配慮が必要なだけでなく、再取得の際に係る費用負担という経済的観点からも、一定期間未使用のものを一律に処分することが適当ではないともいえる。

そうした状況を踏まえ、今後の使用可能性を十分に吟味したうえで、不要である薬品については早期に処分することが望ましい。



付箋に手書きで棚番号が記載されている様子

2. 図書を含む収蔵物の棚卸について（指摘）

三重県総合博物館には図書約 12 万点、収蔵物約 50 万点もの県有財産が保管されている。これらの収蔵物等は、平成 26 年 4 月の開館に先立ち、納入の際にすべての保管物につきリストとの照合が行われ、そこからの年月の経過が短いことから、現時点においては現物とリストが大きくかい離していないと思われるものの、実際に散逸されることなく保管されているかどうかの棚卸は一部の部門でしか実施されていない。

資産管理台帳と現物資産との一致を確かめる棚卸は現物資産が実際にあるか否かの確認だけでなく、修復の必要性の有無や、台帳に記載されていない現物資産の発見に資するものであり、定期的にすべての部門において実施するべきである。

なお、膨大な量になる図書や収蔵物を毎年確認するのは現実的ではないが、サンプル抽出による棚卸実施や対象資産をその種類別に区切って数年ですべての現物資産を確認する循環棚卸等の手法を用いて棚卸をすることも検討されたい。

3. 物品台帳の整理（指摘）

現在実際に展示場で展示されている「三重県内名物餅等レプリカ」等、本来は収蔵品として把握されるべきものが備品として物品管理台帳に記載されている。

物品管理台帳の記載内容を整理し、収蔵品とすべきものが含まれていないかを確認する必要がある。

4. 敷地内の整備について（意見）

三重県総合博物館のミュージアムフィールドには県内の木々や石が用いられ、利用者の憩いの場になるだけでなく、里山での昆虫観察などができる施設として活用されている。

しかし、雑草が多く見受けられ、敷地南方向では雑草が道に飛び出ているところが散見される。往査時点（平成28年9月7日）においては下記写真のとおり十分とは言えず、景観を損なうだけでなく、ごみのポイ捨ての誘因になりかねないことから、現在作業計画にしたがい年2回の除草が行われているものの、より一層の整備を充実させることが望ましい。



雑草が整備されていない様子
（敷地南面）



ミュージアムフィールドの様子

5. 企画展示に関するアンケート調査について（意見）

平成 27 年度に開催された企画展示「SUZUKA 夢と挑戦のステージ」について、企画提案コンペによる大規模な広報が行われた。

企画提案コンペを行った目的は、当該企画展の開催内容や見どころ、さらには三重県総合博物館（MieMu）の特徴や魅力を、効果的に県内外へ広く周知することであり、多種多様な広報媒体を組み合わせる必要があることから、これら媒体の活用についてノウハウやネットワークを有する事業者から提案を募ることになった。この委託業務の予算は、1,100 万円であり、コンペの結果、1,085 万円あまりの委託料が執行されており、他の企画では見られない規模の広報が実施されている。こうした企画展示が開催された場合には、各企画間の比較可能性を確保するために定型的な項目によるアンケートが実施されており、この点、「SUZUKA 夢と挑戦のステージ」についても同様であった。そして、実際、当該企画に係るアンケート回答数は、常時開設されている基本展示も含めた全 12 企画のうち、最も多い結果を得られていることから、大規模な広報の効果はあったものと考えられる。

さらに、今後、同様に大規模な広報を行う場合には、実施するアンケートについて、定型的な項目に加え、大規模な広報の効果が測定できるような一定の工夫を組み入れることが望ましい。

6. 評価部会のホームページでの公表について（指摘）

平成 27 年度第 1 回三重県総合博物館協議会評価部会の開催結果についてホームページに掲載する決裁が平成 27 年 8 月 19 日に行われているが、往査日現在（平成 28 年 9 月 7 日）時点でホームページには掲載されていない。

決裁後、1 年以上が経過しているため、速やかな掲載が必要である。

(3) 三重県立図書館

公の施設の名称	三重県立図書館
所在地	三重県津市一身田上津部田 1234
予算課	文化振興課
設置目的	県立・市町立図書館等の蔵書を共有の財産として、県民が県内どこからでも利用できるよう、県立図書館と市町立図書館等が連携し、地域格差のない図書館サービスが利用できる広域ネットワークを形成し、県内図書館サービスの利用拡大を図ることを目的とする。
敷地面積	62,224.90 m ² （三重県立図書館を含む複合施設である三重県総合文化センターの敷地面積を記載。）
延床面積	5,332.00 m ² （図書館専用面積）
設置年月	昭和12年11月開館 平成6年10月新館開館
施設概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学びの拠点活用支援事業 市町立図書館や県立学校図書館との連携を強化するとともに、三重県に関する資料や情報を積極的に収集及び提供する知識と情報の拠点として、人づくりや地域づくりのあらゆる場面で県民の活動を支援する。 ・ 三重県図書館情報ネットワーク 県内図書館・図書室の蔵書がインターネット上で検索できるシステムであり、図書館間での資料の借り受け（相互貸借）にも利用されている。 ・ オンライン予約配送サービス（e-Booking） 県立図書館の蔵書をインターネットにより、24時間365日いつでも貸出予約申込、受取施設の指定ができるサービスを行っている。



(三重県立図書館 HP より)

1. 施設全体の有効運営について（意見）

県立図書館においては、施設概要として、1階の閲覧室及び2階の一部において三重県の文学についての情報を発信する拠点として文学コーナーを設置しており、各キャンペーンやイベントに係る展示物やパンフレット等を集中的に展示することで情報の集約が図られている。

上記の施設状況等について検討したところ施設2階について以下の状況が認められた。

往査日（平成28年9月9日）時点においては、図書館の2階の文学コーナーにおいては、熊本地震に係る啓発や観光に係る資料等が展示されていた。このような県外における文化交流や情報発信を目的とした取り組みは有意義である。

しかし、実際に2階の部屋に立寄っていた利用者については非常に少数の図書館利用者のみであった。そのため、取り組みは活発にされているものの、その情報が利用者に十分に提供されているかが懸念される場所である。

今後は有効運営にも配慮した取組を行うことが利用者満足の向上にも資するのではないかと考える。

2. 閉架書庫について（意見）

県立図書館においては、現状約 870,000 冊の書籍を有しており、そのうち、閲覧室に陳列されているものは 180,000 冊程度、残りの 690,000 冊については地下の閉架書庫に収納され、利用者の要望があれば地下から取り出しを行う形となっている。当該書庫の最大収容量（隙間なく詰めた場合）は約 1,000,000 冊ということではあるが、実際の取り出しのスペース等を考えると現状の 690,000 冊においても収納量の限界が近付いている。

県立図書館においては、バックナンバー（過去に陳列していたもの）についてはすべて地下に移動され、期間設定等も無くすべて保存している。今後、収納量が不足することは明白であり、大量の書籍の分類や整理については長期間かかる可能性が高いと考えられることから、閉架書庫の容量が一杯になる前に方針を定める必要がある。仮に取捨選択しての保管を行う方針であれば保管対象となる書籍の種類・期間等を明確に取り決める必要がある。この点後述する「6. 図書等の除籍及び廃棄の際の取扱要領について（意見）」において記載のとおり、「図書等除籍・廃棄取扱要領」に加え、「三重県立図書館資料収集方針」が現在存在するが、収容量が適切な水準に収まるのかどうかは、明確でなく、引き続き検討することが望ましい。

3. 利用者意見やクレームについて（意見）

県立図書館については、利用者の声を投函する目安箱の設置や苦情・相談案件に係る対応記録を作成する等、利用者の声を拾い上げることに非常に努めている。また、当該案件に館長や司書等が懸命に対応・意見の具体化を行おうとする姿勢についても素晴らしいものである。しかし、現状、この様な意見・クレームにおける対応一覧表等はなく、その場で対応できるものは都度対応を行っているが、今後対応を検討するものや対応が長期化するものについては網羅的な把握ができていないか不明である。

この点、意見・クレームの概要やその対応方針（または対応結果等）、対応時の留意点、対応終了の有無等の情報が一覧表で作成されることによって、継続的に検討されるべき案件が明確になるほか、情報の取り漏れ等も減少すると考えられる。また、同様の意見やクレームがあった場合に図書館としての対応が統一できることから、対応の品質改善にも資すると考えられる。そのため、ファイルでの一覧表管理を行い、その情報の明確化をすることが望ましい。

4. 図書資料の紛失等に係る処理について（指摘）

県立図書館においては、利用者が図書の紛失や破損等をして使用できなくなった場合において「資料の亡失・汚損・破損届」を利用者に記載して頂き、代品

の提供等により弁償された場合は取扱担当者のサインを行うこととしている。

この「資料の亡失・汚損・破損届」について査閲したところ、サイン漏れのものが2点、サイン及び資料情報について記載漏れのものが1点確認された。

当該3点については、図書館のデータベース上で代品の入荷がなされていることが確認されたので、実質的に問題はなかったものの、今後当該資料の運用を適切に実施すべきである。

5. 協力貸出における運賃の負担状況について（指摘）

現在、三重県立図書館は、「どこにも2つの図書館」を改革実行計画として取り組んでいる。ここにいう「2つの図書館」とは県民に身近な市町立図書館や教育機関等の図書館とそれを後ろで支える県立図書館の関係をいい、すべての県民がよりよい図書館サービスを等しく利用できるよう、県立図書館は、県内の図書館と連携しながら三重県全体の図書館サービスの向上に努めるというものである。

この一環として、三重県立図書館と、市町等の図書館は協力貸出を行っている。

これは例えば利用者である県民が求める図書が市町等の図書館になく県立図書館にある場合、県立図書館の蔵書を市町立図書館に搬送して県民に貸し出すことにより、広く県民が利用できるため、県民にとって大変有意義な制度である。

ただし、現状協力貸出の際、図書の搬送業務を業者に委託しているが、発生する費用は県立図書館が全額負担している。

(単位：千円)

年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
搬送業務委託決算額	4,922	5,022	5,058

これは過去において、協力貸出の仕組みが、もともと県立図書館の職員が自ら協力車による巡回により搬送を行っていたものを、資料搬送業者に委託することにより変更したという経緯があり、その際、市町立図書館に対し費用については県立図書館が負担する旨説明を行っている。

しかしながら、上記負担関係については、現在協定書等の規定が存在しない。

こうした市町図書館との関係については、文書化を行い明確にしておく必要がある。

6. 図書等の除籍及び廃棄の際の取扱要領について（意見）

県民は、図書館の利用を通じて学習し、情報を入手し、文化的な生活を営むことができる。県立図書館においても、図書の収集・貸出・保存を通して、県民に文化的な生活を提供している。

現在、県立図書館は蔵書冊数約 870,000 冊を有しており県民人口に対する割合は都道府県図書館においても上位を占めている。これは、県民にとって有用なものであり、文化的な生活を支えているといえる。

一方で、県立図書館の図書は約 1,000,000 冊とその収容能力は限られており、県立図書館は「三重県図書館資料（図書、雑誌、新聞）保存要領」を平成 25 年 7 月に策定し、県内市町図書館との蔵書の重複の解消を図っているが、毎年廃棄等により減少する以上に購入される図書が上回っている状況であり、実際の除籍・廃棄される年間冊数は、300 冊から 3,000 冊程度となっている。

(図書等除籍・廃棄取扱要領から抜粋)

除籍の要件（第 2）

- (1) 蔵書点検で所在不明となって 3 年経過したもの
- (2) 盗難・紛失・天災などにより回収不能と認められたもの
- (3) 未返還の図書等で所在の督促等を行ったのち、3 年間を経過したもの
- (4) 破損・汚損・摩耗などが甚だしく補修不能なもの
- (5) 内容及び利用上から文献的価値を著しく失ったもの
- (6) 合本・分冊により数量構成の対象となったもの
- (7) 保存期間を限定している図書等で、その期間を過ぎたもの
- (8) 利用頻度の少ない重複図書等
- (9) 他機関への移管（保管転換・管理換え等）するもの
- (10) 依頼により他機関へ譲渡するもの
- (11) その他将来にわたり不要と判断され、除籍又は廃棄することが適当であると認められたもの

県民の税金で購入したものであることから除籍・廃棄は容易に行われてはならないが、上記のとおり図書収容能力には限界があることから、図書等除籍・廃棄取扱要領について再度見直しを行う時期にきている。なお平成 28 年 12 月 1 日より「三重県立図書館資料収集方針」の一部を改訂し、収集する資料は原則 1 点とした他、従来収集した資料のうち 1 点は、原則として除籍・廃棄の対象としない旨定めていたが当該規定は削除された。

今後は上記要領とあわせて県民の文化的生活に寄与する図書の適切な収集・保存を図るのが望ましい。

7. 図書を返却しない利用者に係る利用者情報の削除について（指摘）

現在、未返却の図書について、はがきや封書、電話などによる督促を返却期限日を起点として2年間のうちに数回行っているが、それでも返却されない図書については、図書等除籍・廃棄取扱要領に基づき、最終の督促を行った時から3年を経過した時点で除籍し、利用者情報も同時に削除している。

督促に応じずにいた利用者は、除籍処理によって、返却期限日から都合5年を経過すれば県有財産である図書の返却を免れ、除籍と同時に削除された利用者登録を新たに行うことにより図書の借り受けができ、結果として逃げ得を容認するかのような状況を招いている。

この点について、図書等除籍・廃棄取扱要領には「第2 県立図書館が所蔵する図書等のうち、次の要件を具備するにいたったものについては除籍することができる。（中略）（3）未返還の図書等で所定の督促等を行ったのち、3年間を経過したもの（後略）」と記載されていることから、常に除籍を行う必要があるわけではない。

利用者間の公平を確保し、返却期限の順守を促すためにも、督促してもなお図書が返却されない場合の除籍、利用者情報の削除について見直すべきである。

8. 未使用物品の除却処理について（指摘）

県立図書館では、物品管理台帳に基づき、当該台帳に記載されている備品が実在しているか確認が行われている。そこで、監査において、当該台帳からサンプル抽出した備品について実在しているかどうか確認を行ったところ、現物は実在していたものの、実際には使用していないものが数点確認できた。棚卸の際は、現物が実在しているかどうかだけでなく、使用に供しているか否かという観点からも行い、将来的に使用に供する可能性がない備品については適切な承認を経て適時に処分し、備品管理台帳からも削除する必要がある。



使用していない備品

9. 倉庫内の整理整頓について（指摘）

備品の実在性を確認するために倉庫内を視察したところ、その中には三重県の公文書も含まれていた。三重県公文書管理規程において、公文書は「(前略)廃棄処分をするまでの間は、保管庫に収納して保管し、保存期間1年以上のものにあつては、公文書管理目録により常にその所在を明らかにしておくものとする。」(第37条5項)とあり、それが困難な時であっても、「(前略)法務・文書課長が定めるところにより、整理及び保管するものとする。」(同条6項)とある。

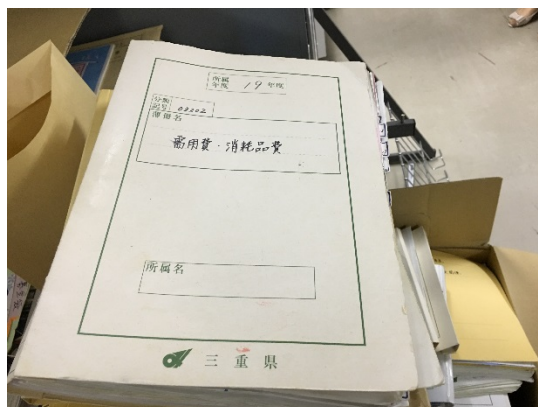
倉庫内で確認された書類には「需用費 消耗品費」(下記写真「公文書の様子1」参照)と記載されており、これは「会計上の諸帳簿及び証拠書類」(第35条、別表3 3 (8))にあたり、保存期間5年の公文書である。

このほか、「復命書」(下記写真「公文書の様子3」参照)と記載された書類もあり、これは「報告、届出、申請等に関する文書」(第35条、別表3 4 (3))にあたる保存期間3年の公文書である。

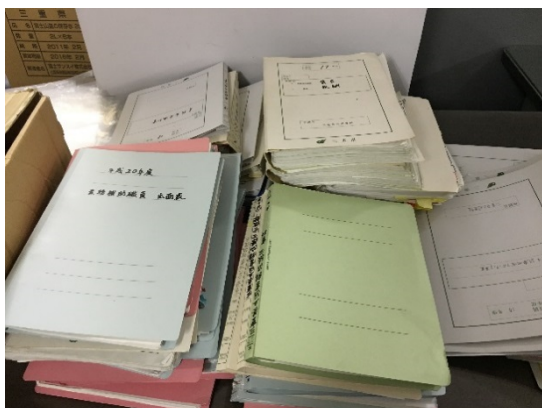
これらは適切に整理及び保管されるべきであり、また、これらの公文書の多くは保存期間を過ぎたものであることから、適切に処分すべきである。



倉庫内の状況



公文書の状況 1



公文書の状況 2



公文書の状況 3

(4) 三重県立美術館

公の施設の名称	三重県立美術館
所在地	三重県津市大谷町 11
予算課	文化振興課
設置目的	三重県の美術・文化芸術の振興拠点として、美術資料の「収集・保管・展示」という三つの基本的な活動を核とし、文化・教育関係機関等多様な主体と連携しながら、展覧会や教育普及活動を展開することを目的とする。
敷地面積	24,403.80 m ²
延床面積	10,665.88 m ²
設置年月	昭和 57 年 9 月開館 平成 15 年 11 月リニューアル開館
事業概要	<ol style="list-style-type: none">1. 美術作品及び美術に関する資料を収集し、保管し、及び展示すること。2. 美術に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を行うこと。3. 美術館の施設又は設備を美術に関する展示会等のために使用させること。4. 美術に関する学術研究及び調査を行うこと。5. 前各号に掲げるもののほか、三重県教育委員会が必要と認める事業を行うこと。



(三重県立美術館 HP より)

1. 美術館の魅力向上について（意見）

美術館においては、常設展とは別に企画展を年間4～5回実施しているが、多くの展覧会では想定した集客人数には届かず収入を支出が上回る状況となっている。例えば、平成28年度では「招き猫亭コレクション 猫まみれ展」が想定を大幅に超過した集客数となったが、その他の企画展については平成27年度、平成28年度ともに想定を満たす集客とはなっていない。

現在、作品の購入予算がなく、寄贈が中心であるため、作品のコレクションを増やし、館の独自性を表現することが困難な状況ではあるが、美術館の基本的な機能は作品の収集にあり、その中でも特徴的なコレクションを形成することは館の独自性や魅力を向上させることにつながるため、この機能の充実に努められたい。

さらに美術館そのものの魅力を向上させるとともに、付随サービスとして、美術館では、レストランとショップが来館者サービスの一環として、飲食サービスなどを提供している。レストランについては、利用者のアンケートや外部の評価サイト等における評価も高く、また、ショップについても展示に関わる資料や展示や美術に関連するグッズ、県内の特産品の販売等を行っている。



（レストラン ミュゼ・ボンヴィヴァン）

このように施設の魅力が向上する来館者サービスは、美術館や美術に興味の少ない人が美術館を訪れるきっかけになる等、美術館にとってもメリットがある。しかし、利用者アンケートを閲覧した結果、比較的安価に食事や休憩ができることを要望するものが見受けられた。また、ショップにおいては飲料を販売しているが、館内では作品の保護のため、飲食禁止となっている。

新たに比較的安価な飲食施設を整備することは予算上の制約、敷地等の制限もあり、十全な対応は難しいことは理解できる。また、美術館としてはスペース

を貸しているレストランやショップにアンケートの結果を提供し、ニーズを伝えてはいるものの、こうした外部の経営体に美術館の要望を強いることはできない。

さらに、美術館という施設の特性上、館内における飲食によって、虫を誘引し、美術品への影響は避けなければならないリスクであり、館外における飲食についても、これに伴うゴミ等が美術館の品位や外観に与える影響、あるいは虫等の誘引原因になる恐れが十分にあり、利用者の意見に十分な対応を行うことが難しい。

上記の様に改善を行う際の制限が大きいことは十分に理解できるが、施設全体の便益強化のために、施設の更なる有効利用について検討することが望ましい。

2. 割引券の有効活用について（意見）

美術館においては、利用者拡大や施設・イベントの広告のためにリーフレットや割引券の発行を実施しており、その取組自体については評価できる。

しかし、割引券について回収枚数は記録されているものの、回収された割引券の交付先については集計されていない。

通常、リーフレットや割引券については広告宣伝の一環で実施されるのであるから、その宣伝効果等については一定の指標を設けて評価することが望ましい。

例えば、割引券については、その交付先毎の回収枚数（回収率）の指標を設けることで、その効果の検証が可能となる。

この場合のデメリットとして、発送事務等の煩雑さが生じるが、検証を行うことにより次回からの配分割合を変更する等、配布の効率化を図ることが可能となり、費用対効果の向上につなげることが期待できるため、今後実施を検討されたい。

3. 利用料免除申請書控の保管方法について（意見）

美術館運営に係る各種申請書を確認した結果、利用料免除申請書（美術館の控え分）について承認印・日付の記載がないものが見受けられた。現状では、利用者から提出された申請書を保管しているが、一部を除いて許可の事実を示す書類の写しを保管していないため、申請書と許可の事実を示す書類とが照合できなくなっている。

申請書の控えを保管する場合においては、利用者へ交付した書類と同一内容の書類を保管するようにし、不備等による申し出が利用者からあった場合においては照合できるようにすることが望ましい。したがって、今後は、許可を行っ

た書類をコピーして保管する方法へ統一することを検討されたい。

4. 書籍の管理（意見）

美術館では、寄贈を受けた書籍を美術情報室で使用しているシステムに登録している。他の美術館・大学から寄贈の書籍が届くが、こうした書籍に対しては、毎月学芸員がその必要性を判断し、委託事業者が登録し、ボランティアが美術情報室に配架しており、美術情報室で検索・利用することができる。

往査日（平成 28 年 8 月 21 日）時点で書庫を視察したところシステムに未登録の書籍が段ボール 3 箱あり、平成 26 年に届いた状態で放置されていた。この原因は個人宛に届けられた段ボールの処理を失念したことによるものと思われるが、他の職員がチェックを行う等組織として認識することができていなかったことが問題である。

今後、大量に書籍が送付された場合には、少なくとも荷物ごとに仮登録し、組織としてこうした漏れが生じないようにするのが望ましい。

また、例えば所蔵しないのであれば外部に寄贈する等の対応が考えられるが、そうした書籍の取扱いについても規定されておらず、外部の希望者への情報提供ができていない。所蔵自体は学芸員の知見に基づく判断によることになるが、その判断に要する期間の目安及び所蔵しないと判断した書籍の取扱いについては規定・マニュアルを作成し、長期間放置されることの無いよう、外部へ寄贈可能な書籍に関する情報を提供していくことが望ましい。

5. 長期修繕計画について（意見）

長期的な修繕計画としては、建物及び設備名ごとに過去の改修・修繕経過と修繕の必要性を記載した一覧表を基に、今後 5 年間の設備ごとの金額と内容を記載した大規模臨時的経費見込額調書を作成している。現在の計画によれば、平成 32 年度には電気空調設備関係の大規模修繕が終了する予定で、今後 30 年は使用可能と見込まれている。また事業費予算との兼ね合いから実績は計画の半額程度の実績（平成 28 年度予算 74,472 千円）で推移していることから、現状の事業費予算額が継続された場合でも、電気設備・空調設備の更新には間に合うとのことではあるものの、実際の大規模修繕が完了するまでには 10 年程度かかるものと考えられる。

美術館 施設設備改修事業・大規模臨時的経費見込調書内訳 (単位：千円)

年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
平成27年度 度計画	79,320	138,004	172,329	168,830	-	-
平成28年度 度計画	-	74,472	180,746	159,007	108,842	41,470

ただし、昭和57年の開館から35年経過していることから、大規模修繕の完了までに相当期間が経過することになる。美術館の所蔵している作品には一定の温度及び湿度の下での保存が必要で機械の故障による不調が許されないこと等から、修繕実施による延長年数を検討すると同時に、建替えとの比較考慮を行い、長期的視野に立った計画を検討することが望ましい。

6. 予定価格の設定方法について（意見）

美術館の建物については本庁営繕課で予定価格を算定し、建物以外の附属設備、機械設備等については現場担当者が予定価格を算定し、設定することとなっている。下記工事について、工事設計書を閲覧した。

(工事設計書)

工事名	三重県立美術館 熱源系空調設備 熱源系空調期設備〔R-2、R-4、空調ポンプ（一般系）〕
設計金額	7,605,360円（税抜7,042,000円）
落札価格	7,000,000円

一般競争入札の実施に当たり、予定価格の見積算定積上計算を自ら行うことが困難であるため、業者見積書の金額に一定の割合をカットして調整していた。また、応札業者は1者のみであった。

予定価格算定の実施上やむを得ず行う場合であっても、見積書の内訳を精査し、可能な限り検討するのが望ましい。この点現在の工事設計書には、各工事の内訳が1台もしくは1式で記載されており、これを単価及び時間数に細分化して検討することで、より精緻な分析を行うことを検討されたい。

(5) 三重県鈴鹿山麓研究学園都市センター

公の施設の名称	三重県鈴鹿山麓研究学園都市センター
所在地	三重県四日市市桜町 3684-11
予算課	雇用経済総務課
設置目的	科学技術に関する研究及び開発を支援し、科学技術の振興及び県内産業の高度化等を図ることを目的とする。
敷地面積	—
延床面積	4,109.93 m ²
設置年月	平成10年4月
事業概要	<ol style="list-style-type: none"> 1. 科学技術に関する交流を促進するためにセンターの施設を利用に供すること。 2. 科学技術に関する講演会、講習会、研修会等の事業を行うこと。 3. 科学技術に関する情報の収集及び提供を行うこと。 4. 前各号に掲げるもののほか、センターの目的を達成するため位に必要な事業

※ 施設敷地は、四日市市からの借地である。



(三重県鈴鹿山麓研究学園都市センター HP より)

1. 平成24年度包括外部監査からの改善状況について（指摘）

三重県鈴鹿山麓研究学園都市センターについては平成24年度包括外部監査において、低利用の状況改善に向けた活用方針の策定が意見として出されている

が、その後も抜本的な対策はとられておらず、旧来の貸館事業が営まれている。

貸館としての最近の利用状況は以下のとおりであり、平成28年度においてもその状況に変化はなく、低利用の状態が続いている。なお県としては稼働率10%を当面の目標としているが、このように低い稼働率にもかかわらず達成できていない。

年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
利用日数	19日	16日	16日
稼働率	5.3%	4.5%	4.5%
使用料収入（注1）	261,760円	300,100円	544,390円
決算額（注2）	16,937千円	16,853千円	16,081千円

（注1） 使用料収入は鈴鹿山麓研究学園都市センター使用料

（注2） 決算額は管理費の実績額

建物内を視察したところ、貸会議室以外にも、未利用のスペースが以下のとおり存在している。

場所	面積（㎡）
1階管理人室隣	258
2階研修室隣	108
2階交流サロン隣	54

以上の状況から、施設全体として有効活用に向けた対応を早期に図るのは難しいことが伺える。しかしそうであれば、低利用の固定資産に対する県財政による負担が継続的に発生することになる。

将来的に平成30年に新名神高速道路菟野インターチェンジの設置が予定され、周辺環境の改善が見込まれることから、こうした環境変化によるニーズを活かして低利用の状況を改善するため、どうすべきかを検討すべき時期に来ている。

2. 稼働率の改善について（意見）

1. に記載した利用状態が続くとすると、利用頻度の低い施設に対して継続して、運営に関する多額の県費の支出が生じることになり、今後早急に抜本的な改善策を講ずることが望まれる。

現状の貸館事業について、一般の県民にとっては、三重県鈴鹿山麓研究学園都

市センターの存在が身近に感じられず、その存在に対する認識が乏しいのではないと思われる。利用頻度をあげるためには、県民が気軽に利用できる施設であることをアピールすべきである。そのためには、認知度を高めるべく民間の広報力の活用も含めた積極的な情報発信を行い、対外的な広報活動の充実を図るとともに、情報収集を行い利用可能性のある団体等への働きかけを行うなどの施策を検討するのが望ましい。



きららホール



きららホール（ステージ）

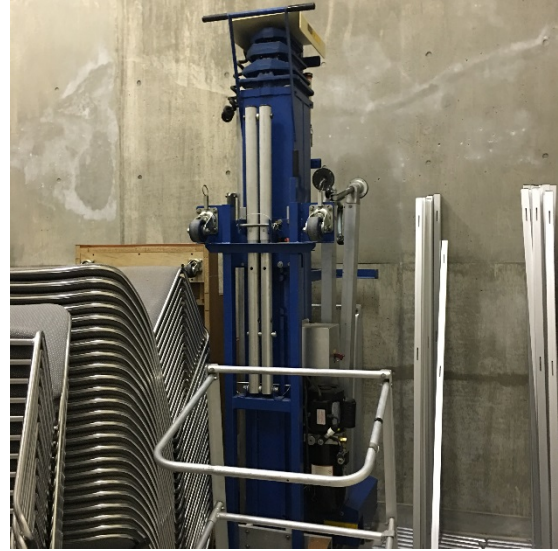
3. 備品管理について（指摘）

備品について毎年の棚卸は行っていないが、平成25年に実施したことがあるとのことである。そこで、管理台帳から数点サンプルを抽出し、現物確認を実施した。その結果、管理台帳上どれを指しているかは推定できるものの、物品標示票が貼られていないピアノや、管理台帳には掲載しているものの、物品標示票が貼られていないパソコン、さらに管理台帳に掲載されておらず、物品標示票も貼られていないために所属が判明しない昇降機のような機械があることが判明した。

このうちピアノについては、施設内に存在するピアノは確認したものの一点だけであり、管理台帳に記載されているピアノであると推定できるものの、備品を適切に管理し、その所在を明確にするために物品標示票の貼付を徹底することが必要である。また、パソコンについては換金が容易な物品であることから、より厳密な管理が必要であり、その所在を明確にすることが求められる。そして、昇降機のような機械に関しては担当者もその設置経緯だけでなく、使用目的も判然としないことから早急にその所属等を明らかにするべきである。



ピアノ



昇降機のような機械

(6) 三重県立津高等技術学校

公の施設の名称	三重県立津高等技術学校
所在地	三重県津市高茶屋小森町 1176-2
予算課	雇用対策課
設置目的	卓越した技能士に必要な技術・技能を身に付けた人間形成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 人間性豊かな創造力に富んだ社会人の育成 ・ 技術・技能を習得し、就業に役立つ各種の資格取得
敷地面積	20,176.89 m ²
延床面積	10,677.85 m ²
設置年月	昭和 20 年 10 月
施設概要	公共職業訓練の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 普通職業訓練普通課程 ・ 普通職業訓練短期課程 ・ 委託訓練 ・ 在職者の能力開発/向上



(三重県立津高等技術学校 HP より)

1. 職員会議等の議事録の作成について（意見）

現在、三重県立津高等技術学校においては毎月職員会議を開催している。平成 27 年度及び、往査日（平成 28 年 9 月 28 日）現在までの議事録を閲覧したところ、議題の記載がほとんどで、これと配布された関連資料が綴られていた。

職員会議のように定期的に行われる会議の結果については、情報の整理及び共有のため、議題だけでなく質疑内容・結論も含めた議事録とするのが望ましい。その上で議事録は出席者に回覧し、作成者の誤認等があれば必要に応じて修正し、後日誤解等が生じないようにするのが望ましい。

なお、平成 28 年度 9 月分より議事録の作成は改善されており、情報共有も図られていた。

2. 施設整備に関する要望について（意見）

高等技術学校においては、校内に現状売店や自動販売機が存在せず、課程修了時におけるアンケートにおける生徒の要望から平成 28 年 12 月を目途に設置予定であるとのことであった。生徒の要望への対応について評価したい。また、校内におけるトイレの改修等、生徒の学校生活の根幹に関わる要望についても 27 年度に対応を行っており、限られた予算の中で実施していることについても評価できる。

現状生徒からの改善要望等を収集する手段で、明文化されているものは課程修了時におけるアンケートのみであり、その他の手段として生徒と教師の口頭のコミュニケーションがある。この点、クラス当たりの生徒数が 20 名程度であ

り教師と生徒の意思疎通が比較的容易であることから、口頭による意見の収集が効果的であるということは理解できる。しかし、現状は施設の老朽化等の施設整備に係る対応が主眼となっており、その他の要望についても収集されているものの、それに対応する意識は低いと考えられる。

もちろん、施設運営に係る要望が挙がってきたとしても、実施のための資源（資金）が必要となり、予算状況も厳しい中で十分な対応が取れるわけでは無いことは理解できる。また、学校施設ということから学校生活の根幹に関わる施設保全や学校生活の充実等に主眼をおき、追加的な要望部分については優先順位として後位となっていることについても理解できる。しかし、今回の自動販売機の様には明らかに需要が見込まれ、かつ、収入の増加（追加の投資も不要）に資するものについては十分に対応可能であり、それを上記の様な理由によって実施のメリット・デメリットを十分に検討せずに後回しにしている状況については意識の問題も大きいと考えられる。

今回自動販売機の設置が検討されているが、当該要望は過去から継続的に存在しており、メリット・デメリットの把握を適切に行い、追加的な要望部分についても結果として生徒及び施設として利益を享受される様な案件については積極的な検討及び実施対応が望まれる。

3. パンフレット等への広告掲載の検討について（意見）

高等技術学校における収入については、授業料の他には主なものとしてはセミナー受講料が存在するが、その他の収入については、上記「2. 施設整備に関する要望について」に記載した自販機設置に係る利用料が見込まれるのみである。

現状、県の予算が厳しい状況で、空調機器をはじめ十分な設備投資ができていない状況の中、授業やカリキュラムの幅や質を適切に維持・管理する経営努力については非常に評価されるべきである。しかし、施設の劣化対応や生徒便益の向上等は今後も必要となる中で、経費の削減だけではなく収入の拡大は重要な取組事項であると考えられる。

現状高等技術学校については、より実践に沿った授業カリキュラムや実習やその課程で取得可能（受験可能）となる資格も広範に存在することや、自動車業界をはじめとした求人企業とのコミュニケーションの緊密さも含め、各企業からの評価も非常に高い状況である。この様な状況の下で収入を拡大する手段の一つとして例えば広告・バナー収入の確保ということが考えられる。もちろん、広告先の企業の模索については簡単に実施できるものではなく、また、特定の企業の広告やバナーのみを掲載することは企業偏重と捉えられかねないため、公の施設としては問題となる。しかし、高等技術学校のHP上における広告先の募

集やバナーの掲載等、公平性の高いものについては一度検討されたい。

高等技術学校の設置目的として収入拡大は一義的な目標ではないが、今後、上記の様な追加収入を得て施設の魅力の向上をするための投資の財源とするという長期的な視点も踏まえて検討することが望ましい。

4. 申請書における記入不備（指摘）

学校運営に係る各種申請書について査閲した結果、授業料減免申請書に申請日付の記載漏れが見受けられた。授業料減免申請書の申請日付は減免適用の期限と関連するため、申請承認日は存在するものの、適切な記入管理に留意されたい。

5. 能力開発セミナーについて（意見）

高等技術学校においては、通常の履修課程の他に、在職者向けの能力開発セミナーを実施している。主なセミナーの内容は以下のとおりである。

- ・ ガス溶接技能講習
- ・ 玉掛技能講習
- ・ アーク溶接特別教育
- ・ 2級配管技能士実技
- ・ 液化石油ガス実技 等

上記の内、ガス溶接技能講習、玉掛技能講習、アーク溶接特別教育については学生も対象となっており、セミナー受講料は以下のとおりである。

区分	負担額
一般・社会人	規程に準拠した受講料
学生	一般・社会人の半額
高等技術学校生	無料（テキスト費用等は実費負担）

上記の様に学生については料金の減免を行っていることについては負担能力に基づいた設定にしているとともに、学生の技能習得の支援や高等技術学校への入校へのきっかけとなることも期待されるためである。

しかし、現状は学生のセミナー受験生の人数の把握はできているものの、セミナー受験生の内結果として高等技術学校へ入学した生徒がどの程度いるのか等の把握は行っていない。高等技術学校については定員に対して十分な受験生、入校生を確保できている学科もあるが、定員割れをしている学科も存在するため、

受験生及び入校生の増加・充実は至上命題であると考えられる。

そのため、このような外部に向けたセミナーについては高等技術学校を周知してもらい、興味を抱いてもらう良い機会であり、そのような機会についてはその効果についても把握することが重要であると考えられる。具体的には、想定していたよりも学生のセミナー受験者数が少ない場合においては、受験料について高等技術学校の生徒と同様に無料（テキスト代等実費負担のみ）としてより受験しやすくすることも考えられる。また、セミナー受験者数は想定以上にいるが入校生が想定よりも少ない場合においては、セミナー実施時における募集案内の配布の徹底やオープンキャンパスへの参加の促進等を行うことも考えられる。現状においてもそのような入校生の増加に対する対応は実施されていると考えられるが、その対応が実績に基づいたものとなるように上述の様な分析や把握を行うことを検討されたい。

6. 学校内倉庫への私物の保管（指摘）

学校内施設を視察し、物品の管理状況を確認した。その結果、機械制御システム科の倉庫において、職業訓練指導員の私物であるタイヤを数本発見した。県有施設である学校の倉庫内に私物を保管することは適切ではなく、早急に撤去すべきである。

このほか、同倉庫内ですでに使用していないものの、除却処理を行わず備品管理台帳に記載されたままになっている物品を発見した。備品管理台帳に基づく備品の棚卸は毎年行っているとのことであるが、使用する可能性のない備品については、適切な手続を経て適時に処分し、備品管理台帳からも削除する必要がある。

さらに、敷地内西の二階建て実習棟の二階部分南側屋上に設置されている木造倉庫内を視察したところ、所有者不明の楽器及びパソコンが発見された。担当者に確認したところ、本来電子制御情報科の実験のために使用される施設であったが、その後、在籍者及び職業訓練指導員がレクリエーションとして楽しむためにこの倉庫で楽器等の演奏をしていたものの、数年前から誰も使用していないとのことであった。これらの物品についてはその後処分されたとのことであるが、今後同じような事象を繰り返すことのないよう留意する必要がある。



倉庫内の私物タイヤ



使用されていない備品



放置された楽器



放置された物品

7. 在籍者からの預り金の取扱いについて（指摘）

高等技術学校では授業料に加えて、在籍者個人が使用する教科書、作業服、工具等にかかる費用として、年次や受講科によって異なるが、年間約10万円が必要になる。授業料の収受は三重県の管理する銀行口座に直接振り込まれており、滞留管理及び当該口座からの費用の支払も財務システムを通じて三重県の管理下で行っている。

一方、その他の費用については、在籍者個人から各年度初めに所定の金額を各受講科、各年次別に各職業訓練指導員が管理する銀行口座に振り込み、そこから在籍者がそれぞれ購入した教科書、作業服、工具等に関する費用を支出する処理を行っている。

したがって、各銀行口座の残高は預り金と考えられる。そこで、この預り金の

銀行通帳と支出に係る証憑の突合を行ったところ、適切に支出されていることが確認できたものの、支出に係る証憑の整理の方法が統一されておらず、また、通帳の管理及び支出については各職業訓練指導員がそれぞれ一人で行っていた。

通帳の盗難及び預金の不適切な支出を予防するためにも、通帳は事務室で一元管理し、支出する際には上長の承認を要するなど相互牽制効果が機能するよう体制を整備するとともに、後述する受取利息の精算等、証憑のない支出についてはその経緯を詳細に記録すべきである。

8. 在籍者からの預り金から発生した受取利息の取扱いについて（意見）

在籍者から授業料以外の経費として徴収した預り金のうち、残額については募集要項にもあるように、卒業時もしくは退校時に返還する手続を取っている。

在籍者から徴収した分については各人別に使用金額を把握しているため、残額を返還することで精算することが可能であるが、発生した受取利息の取扱いについて各職業訓練指導員によって取扱いが異なっている。この受取利息の取扱いについて担当者にヒアリングを行ったところ、メタルクラフト科では職業訓練指導員が自身のポケットマネーから数円追加し、卒業生に均等額を返還しているケースや、そのほか卒業時に口頭で在籍者全員に了承を得たうえで、卒業生の懇親会費用に充当しているケースがあった。

このほか、卒業生には受取利息の精算を行っているものの、途中退校者には行っていないことから、今後も受取利息について分配を行うのであれば、授業料以外の経費を預かる際に、途中退校の場合における預り金に係る受取利息の精算についての免責事項を記載することを検討するなど、在籍者からの預り金から発生した受取利息の取扱いについて整理検討する必要がある。

これについて、三重県の会計規則では原則として預り金は決済用預金で管理するため受取利息が生じることはないが、例外として受取利息が発生する口座を開設した場合、その受取利息は調定し収入しなければならないとしている（三重県会計規則第45条、第13条11項4号）。しかし、これは公金に対する取扱いであり、三重県立津高等技術学校のその他経費のようなケースは私費と考えられる。そこで、教育委員会所管の三重県立の諸学校でのこのような生徒からの預り金に係る利息の処理について確認したところ、卒業生への分配ということを行わず、次年度もしくは新規入学者の口座に繰り越していく処理を行っているとのことであった。今後、高等技術学校においてもこのような方法を検討する必要があると考える。

9. 書類の取扱いについて（指摘）

前述の在籍者からの預り金から発生した受取利息について、過去の処理を確

認する際に、電子制御情報科では受取利息の精算をどのように行ったか不明であることから、平成 25 年度入学者の預金通帳の閲覧を試みたところ、職業訓練指導員が独断で廃棄しており確認することができなかった。当該預金通帳は私費を管理するためのものであることから、5 年間の保存が求められる公文書にはあたらないものの（三重県公文書管理規程第 35 条、別表 3 3 (8) 三重県会計規則運用方針（通達）第 132 条関係）、独断での廃棄は許容されるものではない。預金通帳が学校運営上必要となる書類であるという認識を高等技術学校内で周知徹底するとともに、職業訓練指導員が各自で管理することは避けるべきである。

(7) 三重県立一志病院

公の施設の名称	三重県立一志病院
所在地	三重県津市白山町南家城 616
予算課	病院事業庁県立病院課
設置目的	津市西部地域を主な診療圏とする入院施設をもつ唯一の病院として、地域医療、救急医療を行い、地域住民の健康保持に必要な医療サービスを提供する。
敷地面積	14,959 m ²
延床面積	6,213 m ²
設置年月	昭和 23 年 11 月
施設概要	<ol style="list-style-type: none"> 1. 家庭医を中心とした地域医療の取組 2. 地域医療を担う人材の教育 3. 家庭医療、地域医療、医療教育に関する研究



(三重県立一志病院 HP より)

1. 医事会計システムのパスワード設定について（指摘）

医事会計システムにつき、定期的なパスワード変更は行われていないためセキュリティの観点から定期的なパスワード変更のルールを構築する必要がある。医事会計システムには患者情報等、特に重要な情報が含まれていることや医事会計システムを利用するのは不特定多数の職員を含む委託業者であることから情報漏洩に係るリスクは高いと考えられる。

上記のとおり、情報漏洩リスクを低減すべく、定期的にパスワードを変更するルールを構築することを検討されたい。

2. 投資計画とライフサイクルコストについて（意見）

一志病院においては、平成 22 年 3 月の「県立病院改革に関する基本方針」において県営ではなく、ニーズに応えられる事業者へ移譲することが示されているものの、現時点では具体的な移譲先は未決定であることから、計画的な投資が行われていない。

平成 23 年に策定された「平成 24 年度～平成 33 年度に係る修繕・投資計画」について現状進捗確認や予算と実績の分析が行われておらず、現状の修繕・投資については事業運営上、直近で問題となる案件（水漏れや破損等）への対応のみとなっている。施設全体の運営としては、厳しい収支予算の中においても、病院事業収益の拡大と、病院事業費用の削減について積極的な取り組みを行っていることは評価されるべきである。しかし、修繕・投資の計画や実

施が後手に回っていることは上記の利益改善に係る取組の中においても障害となると考えられる。例えば、同様の設備（近隣する設備を含む）に対して比較的短い期間で複数回の修繕を行っている場合においては、当該設備を修繕することが妥当であるのか、より効率性の良い設備への取替を行うことが妥当であるのかについての検討がなされていない。今回の固定資産の現物確認においても、冷蔵庫やエアコン等について昭和 60 年代に取得した資産も多数見受けられた。新しい設備投資を行うことで初期投資（イニシャルコスト）は相当程度発生するものの、電気代等の継続費用（ランニングコスト）については大幅に削減されることとなり、結果として全体費用（ライフサイクルコスト）としては抑えられる可能性があると考えられる。

今後の運営形態について検討中ではあるものの、今後も引き続き施設・設備を安全・円滑に運用していくことは重要であることから、新たに作成した平成 29 年度から 5 か年間の改修・修繕計画に基づいた上で、ライフサイクルコストを勘案し、全体適性を追求していくよう検討するのが望ましい。

3. 固定資産の実物管理について（指摘）

一志病院においては、年 1 回、所有する固定資産の管理台帳（固定資産一覧表）を基に実物確認を行っており、今回の包括外部監査においても、直近の固定資産一覧表を基に数件の実物確認を行った所、以下の問題点が見受けられた。

① 固定資産一覧表への登録について

一志病院においては、過去数回の改築工事を行っており、その際に移動を行った資産について「資産一式」という形で資産登録を行っているものが複数存在した。「資産一式」についてどのような資産が含まれているか確認を行ったところ、具体的に把握はされておらず、結果的に該当資産が不明であった。

通常固定資産の管理台帳については現物の資産と一致するように登録されるものであり、複数資産を一式として登録する場合は管理台帳外に一式資産の内訳資料を作成し、固定資産の現物確認を行う際に把握できる様にするべきであると考えられる。現状のように内訳資料がないままで行う現物確認では、その正確性を担保することはできない。今後、資産登録の際は留意頂きたいのとあわせ、すでに登録されている「資産一式」については対象資産を明確にし、不明な資産については適切に除却すべきである。

② 不良資産や不要資産の処理について

一志病院の 3 階には複数の予備備品（予備のベッド等）が置かれており、

その中にはすでに使用できない不良資産や実質使用されていない不要資産が存在している。上記の①とも関連するが、使用されない（あるいはその見込みが無い）資産を継続的に固定資産一覧表に登録されている状態は、管理対象とする資産の数が増えることで手間が煩雑になること、及び、実際の事業運営に必要な資産がどの程度なのか把握できないことが考えられるため、適時適切な資産整理を検討されたい。

4. 薬品納入業者の選定について（意見）

平成 27 年度の予算額約 37 百万円の薬品の購入について、一志病院では随意契約により納入業者を選定している。具体的には、納入実績のある 6 社の業者に見積もり依頼を行い、新薬については製薬会社別に、一方後発薬については薬剤品名別に、定価からの値引き率によって納入業者を決定し、当該業者と薬価の交渉を行っている。

見積もり依頼を行った業者の選定理由として「平成 27 年度医薬品単価契約にかかる見積もり合わせの施行について」（平成 27 年 3 月 12 日決裁）において、「（1）薬事法の規定に基づく販売許可を受けており、確実な品質管理がなされていること、（2）当院が必要とする医薬品を常時安定的かつ継続的に納入できること、（3）緊急の発注にも対応できること、（4）当院への納入実績があり、誠実な契約履行が見込めること」という理由が挙げられている。

これに関し、一志病院の担当者にヒアリングを行った。その結果、平成 24 年度に三重県立総合医療センターが地方独立行政法人へ移行したことに伴い、それまで同センターが行っていた薬品の納入に係る契約手続を三重県立一志病院が単独で行うようになったが、見積もり依頼業者はその際の業者をそのまま踏襲しており、選定に当たって見積もり依頼業者の入れ替えの検討等を行っていなかった。

そこで、業者選定理由の（1）から（3）に合致する業者が他にないか否かの判断を定期的に行う必要があると考える。また、業者選定理由の（4）の一志病院への納入実績を必要条件に含めることは、実質的に新規業者を排除し、既納入業者の利益をいたずらに保護することにつながる可能性があることから、（4）については確実な納入の担保を求めるとしても、他病院等への納入実績で足りると考える。

(8) 齋宮歴史博物館

公の施設の名称	齋宮歴史博物館
所在地	三重県多気郡明和町竹川 503
予算課	文化振興課
設置目的	博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第十八条の規定に基づき、県民の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的とする。
敷地面積	—
延床面積	5,077.81 m ²
設置年月	平成元年 10 月
事業概要	<ol style="list-style-type: none">1. 齋宮及び三重県の歴史等に関する実物、標本、文献、写真等の資料（以下「博物館資料」という。）を収集し、保管し、及び展示すること。2. 博物館資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を主催し、及びその開催を援助すること。3. 博物館資料の利用に関し必要な説明、助言及び指導を行うこと。4. 博物館資料に関する専門的及び技術的な調査研究を行うこと。5. 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事業

※ 施設敷地は、明和町からの借地である。



(齋宮歴史博物館 HP より)

1. 委託業務における予定価格について（意見）

以下の業務は特命随意契約により契約が行われている。随意契約の理由書を閲覧し、県の担当者にヒアリングしたところ、特命随意契約とした理由には一定の合理性があると思われた。

業務名	平成 27～30 年度齋宮歴史博物館展示室保守点検業務委託		
予定価格	13,258 千円	契約額	12,916 千円

しかし、予定価格の算定方法については改善の余地があると考えられる。現在の予定価格は、参考見積もりを入手し、それに諸経費等を調整して算定されている。当該業務には特殊性があるため、予定価格の算定が困難であることは理解できる。しかし、現在の方法では、特命随意契約であるため競争性が働かず、さらに予定価格も経済性の観点からは検証されていないことになる。

1つの例として、現在の参考見積もりでは、各作業内容の数量が一式と記載されており、実勢価格と比較できる様式になっていない。例えば、各作業内容の数量を、労働時間×時間単価＝人件費、という形式で記載すれば、時間単価について実勢価格とある程度比較可能になるとと思われる。

予定価格の算定においては、金額が妥当な水準であるか、可能な限り検証することが望ましい。

2. 教育財産の使用許可について（指摘）

齋宮歴史博物館の一部についてA法人に教育財産の使用許可を与えているが、その条件として「使用許可の更新を受けようとするときは、使用期間の満了2か月前までに書面をもって館長に申請しなければならない」ことが挙げられている。しかし、平成27年度分については平成27年3月に教育財産使用許可更新申請書がA法人から提出されており、条件を満たしていない。

県は、更新時において適切に指導することが必要である。

3. 広報活動について（意見）

齋宮歴史博物館の入館者数の推移は以下のとおりである。

（単位：人）

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
入館者数	50,285	53,557	51,235	54,495	59,294

平成27年度には3棟の復元建物が完成した影響もあり、入館者数が増加している。このため、観覧料収入も予算額を上回る成果を上げているが、観覧料収入は展示・普及事業の財源となるため、より一層の収入増加が望まれるところである。

この点につき、県は、島根県立古代出雲歴史博物館及び奈良県立万葉文化館と三館連携協定を締結して広報活動で連携したり、県内の博物館とスタンプラリーを実施したりするなど、広報活動に努めているところである。このような取り

組みについて高く評価したい。

来館者を増やすためには広報活動をより一層充実させることが重要と思われるが、平成28年5月～7月のアンケート調査によれば入館者の約半分が県外在住者であったことから、県外在住者に対する情報発信も効果が高いと考えられる。人員や予算の制約はあるが、情報発信の方法について工夫することが望ましい。

4. 物品管理台帳に記載されていない資産（プレハブ倉庫）について（指摘）

監査の過程において、一部備品の管理状況を実際に確認している中で1点台帳上に存在しない資産が見受けられた。



台帳に存在しない資産

当該資産は職員駐車場横に存在するプレハブ倉庫であり、少なくとも齋宮歴史博物館の設置の後に備え付けられた資産であることは把握できるが、物品標示票等も無くその管理状況が不明となっている。使用実態としては齋宮歴史博物館のゴミ置場の様な形で使用されており、また、齋宮歴史博物館の施設内に存在するため資産の所有は齋宮歴史博物館に帰属するものと推定されるが、物品管理台帳に記載されておらず、かつ、物品標示票等も存在していない状況である

ため、取得の経緯や所在を確認の上、齋宮歴史博物館所管のものであれば適切な資産登録を実施する必要がある。

5. 申請書における記入不備（指摘）

齋宮歴史博物館の運営に係る各種申請書について査閲した結果、特別観覧許可申請書について特別観覧許可証の控が保管されていないものが1件見受けられた（申請書日付平成28年1月6日）。

また、特別観覧許可申請書をはじめ、各許可証の控について担当者で取扱いが異なっている状況である。具体的には、利用者に交付した許可証のコピーを保管している場合、手書きで印鑑や名前を記載して控としている場合、承認日付や押印部分については白紙の状態に控としている場合等が存在する。

なお、確認の対象とした書類は以下のとおりである。

- ・ 特別観覧許可申請書及び許可証
- ・ 資料貸出許可申請書及び許可証
- ・ 博物館等観覧料免除申請書兼承認書
- ・ 施設等使用許可書

通常、資料の控を保管する場合には、利用者へ交付した資料と同一の内容の書類を保管し、不備等による申し出があった場合に照合できるようにすることが望ましい。申請書や許可証については条例で定められた書類であることから、今後は申請書と許可証の控（コピー）が一式となっていることを確認して保管するよう、取扱いの統一を図ることを検討されたい。

6. 県有外物品の取扱いについて（意見）

齋宮歴史博物館においては、基本的に県有物品の使用・保管を行っているが、1点県有外物品として電話交換機をリースしている。当該物品については平成28年3月に借り換えを行い、旧機械は返却しているが、返却の際の受領関係資料（先方確認資料）が存在しない。通常リース契約においては、借受時における物件借上証と返却時の物件受領証が発行されると考えられる。今回はリースの借換契約であるため、借換に返却を含めているものとも考えられるが、今後リースを実施する際には、返却の事実を示すものとして、受領証を入手し保管することが望ましい。

(9) 三重県人権センター

公の施設の名称	三重県人権センター
所在地	三重県津市一身田大古曾 693-1
予算課	人権課
設置目的	あらゆる差別を撤廃し、すべての県民の人権が保障される地域社会の実現を図ること。
敷地面積	9,193.45 m ²
延床面積	4,009.28 m ²
設置年月	平成8年11月
施設概要	<ol style="list-style-type: none">1. 同和問題を始めとする人権に係る問題（以下「人権問題」という。）に関する啓発及び研修を行うこと。2. 人権問題に関する市町等の啓発活動の充実を図るための指導助成を行うこと。3. 人権問題に関する相談を行うこと。4. 人権問題に関する調査研究を行うこと。5. 展示室、図書室及び多目的ホールを利用に供すること。6. 前各号に掲げるもののほか、センターの目的を達成するために必要な事業



(三重県人権センター HP より)



(多目的ホール)

1. 会議室等の利用について（意見）

現在三重県人権センターには、外部使用を認めた多目的ホールの他に、大セミナー室、AVセミナー室、特別会議室、中会議室、交流室といった会議用施設が存在する。多目的ホール以外のこれらの各会議室と関連する備品については、外部貸出は行わず、県関係者の会議に使われるのみである。

なお平成27年度の利用状況は以下のとおりであり、部分的に未活用の状況が生じている。

会議室	利用件数	利用人数
大セミナー室	128	8,361
AVセミナー室	85	1,956
特別会議室	78	1,012
中会議室	98	2,929
交流室	71	1,597
合計	460	15,855

上記の各会議室の利用状況からは可能な限り有効な活用を図ることについて検討の余地はあると思われる。教育分野及び福祉分野に限らず、県関係者に周知徹底を行い、利用促進を積極的に働きかけて、より有効な活用を図っていくことが望ましい。

2. 備品の管理について（指摘）

備品が適切に管理されていることを確認するため、備品管理状況一覧表と実物との突合を任意に抽出した対象について実施した。その結果、以下の備品については保管場所が変更されているにもかかわらず、備品管理状況一覧表には当

該変更が反映されていなかった。

管理番号	品名	旧保管場所	現保管場所
040000016964	ノート型パーソナルコンピューター	1F 相談室	1F 事務室
040000016965	ノート型パーソナルコンピューター	1F 相談室	1F 事務室
060000018606	ノート型パーソナルコンピューター	1F 相談室	1F 事務室

備品を適切に管理するためには、実物の使用状況を備品管理状況一覧表に適時・適切に反映させるべきである。

3. 設備の長期修繕・改修計画について（意見）

人権センターは建設から 20 年程度が経過しており、特に給排水設備・空調設備等について、今後大規模な改修の必要が生ずる可能性が高い。人権センターは、貸館設備を有しており、利用者の利便性を確保するため、設備の改修を計画的に進める必要性が高いものと考えられる。また、空調設備等についてはエネルギー効率や修繕費の発生状況を考慮して適時に改修を行うことにより、ライフサイクルコストを低減できる可能性がある。人権センターの担当者は予算要求の基礎資料として、設備改修の見積額を集計した資料を作成しているが、県として設備の修繕・改修計画の取りまとめを実施することが望ましい。

(10) 三重県立こころの医療センター

公の施設の名称	三重県立こころの医療センター
所在地	三重県津市城山 1-12-1
予算課	病院事業庁県立病院課
設置目的	三重県民のより良いこころの健康をめざし、三重県の精神科医療をリードすることを目的とする。
敷地面積	55,076 m ²
延床面積	20,708 m ²
設置年月	昭和 25 年 3 月
施設概要	<ol style="list-style-type: none"> 1. 精神科救急・急性期医療の推進 2. 精神科高度・専門医療の推進 3. 地域生活支援体制の推進 4. 人材の育成・確保



(三重県立こころの医療センター HP より)

1. 業務委託契約について（意見）

平成 27 年度における委託業務について確認したところ、以下の業務は随意契約により契約が行われている。

業務名	平成 28 年度 CT 診断装置保守点検業務委託		
予定価格	4,141 千円	契約額	4,141 千円

落札率は 100% と高くなっており、積算内訳について確認したところ、予定価格 4,141 千円のうち、大部分を占める保守点検業務に関する費用 3,313 千円は、従来から一括の項目として同一額のまま積算されていた。

理由書によれば、本業務委託契約が随意契約となった理由として、当該装置については、購入先が、県内唯一の特約代理店であることが挙げられている。

しかし、一括項目のまま内容を十分に検討しないまま契約を締結するのは問題である。仕様書を閲覧したところ、当該保守点検業務の内容は①定期点検保守（年 2 回）と②緊急修理を含むすべての修理とされているが、特に②の発生状況は、平成 27 年度においては 1 回（管球の不具合）と頻度が少ないため、こうした事情も積算に含める余地もある。

特に継続的に実施される業務において、積算を実施する場合には、予定価格を

適切に算定するため当該事項の事業遂行上の要否をより綿密に検討するのが望ましい。

2. 備品管理について（指摘）

備品が適切に管理されていることを確認するため、備品管理状況一覧表と実物との突合を任意に抽出した対象について実施した。その結果、パソコン3台について現物の所在が不明であった。現物確認を適切に実施し、処分した備品については、備品管理状況一覧表に適時、適切に反映させるべきである。また、建替が実施された平成11年度に取得された備品については、次のような問題点があり、改善を図るべきである。

対象備品	改善点
厨房機器等	管理状況一覧表には一式として登録されているため、個々の機器の照合が困難である。
ピアノ、芝刈り機等	管理シールが貼付されていない。

(11) 三重県立公衆衛生学院

公の施設の名称	三重県立公衆衛生学院
所在地	三重県津市夢が丘 1-1-17
予算課	健康づくり課
設置目的	学校教育法第124条の規定に基づき、歯科衛生士法による歯科衛生士に必要な知識、技術を習得させ、あわせて豊かな人間性と責任感を涵養し、広く社会に貢献しうる有能な職業人を養成することを目的とする。
敷地面積	8,094.54 m ²
延床面積	1,976.79 m ²
設置年月	昭和30年4月
施設概要	歯科衛生士の養成（3年制）



(三重県立公衆衛生学院 HP より)

1. 在籍者への指導について（意見）

現在定員数 30 名に対して、受験者数は平成 27 年度 78 名及び平成 28 年度 67 名と、倍以上となっている。また、求人件数は以下のとおりとなっている。

	平成 26 年度	平成 27 年度
求人件数（県外）	219	259
求人件数（県内）	173	184

これに対して、平成 28 年 4 月 1 日現在の在籍者数は以下のとおりであった。

	1 年	2 年	3 年	合計
在籍者数	31	26	27	84

注) 1 年の在籍者数には休学者 1 名を含む。

多くの受験者数及び求人数に対して、定員数は、実習等を含めた教育レベルを維持する見地から、30 名としている。しかしその 30 名の中から退学者が出ており、結果 2 学年で定員割れが生じている。現在、在籍者には年 2 回面談を行って、その結果を専任教員間で共有し、フォローを行っているとのことであるが、面談結果及び事後の対応について議事録などは作成されていなかった。

もちろん各退学者の事由は、個人の事情もありそれぞれ異なるのであろうが、

学院は公の施設として可能な限り、歯科衛生士として活躍する人材を輩出する役割を担っており、少なくとも、面談結果等については、その内容について文書化を行い、面談内容を明瞭にするとともに、その後のフォローに活用していくのが望ましい。

2. 設備の修繕・更新に係る長期計画の策定について（意見）

学院として有能な歯科衛生士を育成する上で、機能的に陳腐化した設備は、それ自体は使用可能であっても適宜更新していく必要があり、また故障すると講義に影響がでる設備については定期的な修繕や更新が必要である。現在こうした設備（例えばバキューム施設やコンプレッサー等）の更新についての必要性も生じている状況であるが、これらの修繕・更新について、現在、学院では予算要求時に計画は作成しているものの、長期の計画は明確にされていなかった。

予算により設備の修繕や更新が制約を受けることは理解できるが、設備の実際の状況を踏まえて修繕や更新を実施すべき適切な時期について、長期計画として策定することが望ましい。

(12) 三重県農業大学校

公の施設の名称	三重県農業大学校
所在地	松阪市嬉野川北町 530
予算課	担い手支援課
設置目的	1. 農業に関する高度な技術及び経営について実践的な教育により、優れた経営者等を養成すること。 2. 農林業者、農業指導者等に必要な研修を行うこと。
敷地面積	40,613.00 m ²
延床面積	5,341 m ²
設置年月	昭和 11 年 3 月
施設概要	養成科 1. 2年課程 水田作コース、茶業コース、野菜コース、花きコース、果樹コース、畜産コース 2. 1年課程 水田作コース、茶業コース、野菜コース、花きコース、果樹コース、畜産コース

	研修科 1年以内で知事が別に定める期間
--	------------------------

※ 延床面積は、教育施設（校舎、食堂、体育館、学生寮）について記載した。



（三重県農業大学校 HP より）

1. 自動販売機設置場所の貸付について（意見）

県は、三重県農業大学校研修棟の一部を自動販売機の設置場所として貸付けている。契約期間は平成26年度より3年間であり、自動販売機の設置業者は一般競争入札により選定された。貸付料の予定価格は「行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例」に定める使用料を基準に設定されている。

当該入札には4者が参加し、落札者が提示した貸付料は予定価格の約37倍であった。自動販売機の設置業者を一般競争入札により選定したことにより、県は行政財産の目的外使用の使用料を大きく上回る収入を得た。県の取り組みを高く評価したい。

自動販売機を設置可能な場所は他にも存在するため、今後、追加で自動販売機を設置することを検討していただきたい。自動販売機を主に利用する学生のニーズにもよるが、追加で設置すれば、県は収入を得られ、学生は満足度が向上する可能性がある。県は、自動販売機に対する学生のニーズや設置業者の参入意欲を調査することが望ましい。

2. 在籍者・修了者アンケートの実施について（意見）

農業大学校においては、現状定員割れの状況が継続しており、具体的には以下の様な状況となっている。

		定員	受験者	合格者	入校者
平成 26 年度	養成科二年課程	30 名	22 名	21 名	19 名
	養成科一年課程	10 名	17 名	17 名	14 名
平成 27 年度	養成科二年課程	30 名	28 名	28 名	25 名
	養成科一年課程	10 名	12 名	11 名	8 名
平成 28 年度	養成科二年課程	30 名	21 名	20 名	19 名
	養成科一年課程	10 名	10 名	9 名	9 名

各年度とも一年課程の受験者数は定員以上になっているが二年課程については定員の 7 割～9 割程度の受験者数となっており、受験者を増加させることは学校としての至上命題であると考えられる。

農業に関わる就業者数や社会環境によって左右されるために、受験者の増加は簡単ではないが、在籍者の意見の把握や活用については受験生と同じ目線における要望等であるためその有用性は高いと考えられる。この点、農業大学校では定期的な面談等は実施しているもののアンケート等による在籍者の意見の収集は実施していない。担当者によれば、過去にアンケートを実施していたこともあるが現状は実施されていない状況が続いている。

在籍者の意見は現状改善にも有用であると考えられるほか、特に修了者の意見については、就職や授業カリキュラムにおける受講側からの意見となるため、農業大学校の魅力を高め、ひいては学校の特色や強みを作る点においても非常に効果があるのではないかと考えられる。ただし、アンケートを取るだけでは無く、その中からより効果的な課題の抽出、及び実施を行うことが重要であることから事務的な負担は増加すると考えられる。また、予算の関係などもあるため、すべてが対応できるわけではない。さらに、意見収集の方法についてもアンケートに限る話ではないため、対応の範囲や方法については一度検討頂きたいが、今後の学校展開の方針も踏まえ検討されたい。

3. 生産物売払収入の状況把握及び分析について（意見）

農業大学校における収入のうち、主なものについては以下のとおりとなっている。

（平成 26 年度の歳入計算書より抜粋）

収入合計 22,249 千円

(主な項目)

農業大学校授業料	6,226 千円
生産物売払収入	12,538 千円
建物使用料	2,416 千円

上記のうち、授業料については条例で定めた金額であることから増加させるには在籍者の増加を図るしかなく、また、建物使用料についても現状遊休建物が存在しない状況であるため増加の余地はない。能動的に歳入の増加が図れるのは生産物（農作物）の売却収入が主体となると考えられる。

そもそも農業大学校は農業に関わる就業支援を目的とした教育機関であり利益の追求が優先課題ではない。したがって生産物の生産は農業技術の習得が主目的である。しかし、将来、農業経営において必要となるマーケティング手法の習得も重要な目的であり、その目的を達しつつ、同時に収入の拡大を図ることも重要な課題であると考ええる。

この点農業大学校としても、週一回校内にて実施する直売会をはじめ、県庁等への出張直売市（マルシェ）、農協への米の販売、卸売市場への青果の納入等利用可能な農産物資源及び人的資源を使用して収入増加を図っていることは評価されるべきである。

ただし上記の様な取り組みを行う場合は、単純に販売するのみではなく、どのような販売方式が最も集客が高いのか、もしくはどのような販売先が最も販売単価が高いか等次回につながる情報の収集と分析、及びその情報を踏まえての改善が重要な対応となる。この点、農産物の生産についてはそもそも販売目的での生産ではなく授業カリキュラムや実習の一環としての実施であること、また、生産可能な敷地面積も限定されること等から生産量の大幅な増加は難しいと考えられる。したがって、マーケティング手法を踏まえた販売単価の増加もしくは販売方式の変更による人的負担の減少が目指すべき方向であると考えられる。

しかし、現在農業大学校としては現状販売先や販売方法別の収入について、部門別の集計にとどまっており、全体的な集計が適時行われていない。そのため、各販売状況や販売実績については担当者個人での感覚的なものにとどまっており、今後の販売活路の拡大への検討等はなされていない。今後は直売会をはじめ、マルシェ、農協販売、卸売市場販売等について年度単位等でのデータの集計・分析を行い、限られた生産物（資源）の有効活用を検討すべきである。

4. 求人状況の把握と開示について(意見)

農業大学校は農業関連の教育、就職支援のために条例に基づき設置されており、当該設置目的については以下のとおりである。

農業に関する高度な技術及び経営についての実践的な教育により、優れた農業経営者等の養成及び農林業者等の研修を行うため（三重県農業大学校条例第1条）

上記の設置目的であることから、一義的には就農者への教育・就業支援、広義においては農業関連事業（会社）への教育・就業支援が目的と解される。卒業者の就職状況は以下のとおりであり、特に農業法人や一時的には落ち込んでいるが農業関連就職等の企業・会社団体就職の割合が非常に高いことがわかる。

卒業年度		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
就農	自営	7	16	7	9	4
	農業法人等就職	7	11	15	14	10
	小計	14	27	22	23	14
研修・進学		1	0	2	6	3
JA 等団体・公務員等		4	2	2	1	1
農業関連就職等		7	8	1	1	1
合計		26	37	27	31	19
卒業生数		32	46	31	33	22
就農率（％）		43.8%	58.7%	71.0%	69.7%	63.6%
農業関連就業率（％）		81.3%	80.4%	87.1%	93.9%	86.3%

この点、農業大学校としては企業・団体からの求人票の受付を実施し、在籍者への紹介・斡旋等も実施しているが、求人票について総数は把握しているものの、企業別等の統計データを取っていない。近年、各業界における人員不足の影響もあり、就職市場においては「売り手」市場が継続しており、かつ、農業についてもバイオプラント等の企業を中心として実施される先端農業が話題となる状況下で受験生・在籍者としては、当然のことながら修了後の就職状況は判断材料として評価されると考えられる。通常、高等学校や専門学校についても、進学状況や就職状況を開示することで受験生への目標値を与え、ひいては当該学校の魅力（強み）として受験生数に大きな影響を与えている。

その様な状況を鑑みると上記の表が学校案内として受験生に渡っている状況では、農業関連就業率全体としても 8 割台であることから、入学し修了してもその後の求人が無いのではないかな等の誤解を抱く可能性もあると考えられる。

「2. 在籍者・修了者アンケートの実施について（意見）」において記載したとおり、受験者を増加させることは学校としての至上命題であると考えられる。そのため、各進路別の就業数とそれぞれに対応する求人数等の情報を開示等す

ることで、上記のような誤解を解消することが可能となり、受験者動機の向上に資するのではないかと考えられる。また、学校の就職支援に係る強み・弱みを把握するため、当該情報を農業大学校として持つておくことが望ましい。

5. 劇物の管理について（指摘）

農業大学校においては、農薬の使用・管理を行っており、数量は減少しているものの劇物についても使用・管理している。当該管理状況について確認を行った所、保管室の鍵の管理は厳密に実施されているものの、以下の点について管理上、不十分な点が見受けられた。

- ・ 劇物に関する管理規程が存在しない。
- ・ 劇物の受払を管理する台帳の整備が不十分である。
- ・ 定期的な棚卸を実施していない。

近年、全国で劇物を管理する施設における管理の不備により問題が生じているのは周知の事実であり、農業大学校としても現状の管理状況ではそのような問題が生ずる可能性がある。そのため、今後は劇物の管理については管理規程を設け、適切に実施して頂きたい。

6. 備品の管理について（指摘）

① 現物管理の状況について

農業大学校においては、多数の備品を有しているが、棚卸を実施していない。三重県会計規則運用方針第127条等において、備品等の棚卸は年1回実施する必要があることから運用方針にしたがった管理が行われていない状況であった。

また、物品標示票についても貼付漏れやはがれ等が複数存在していた。現物確認時においては現物の状態にも留意し、物品標示票の貼り替え等は適切に実施する必要がある。

さらに、現場を視察したところ、校内においては県の保有物品の他に自治会の所有物品や在籍者個人の私物と思われる物品も複数存在していた。

今後、現物の状態確認及び資産の管理責任の明確化のためにも会計規則運用方針のとおり棚卸を実施する必要がある。

② 備品の廃棄処理について

監査の過程において、一部備品の管理状況を確認している中で台帳上に存在しない資産が1点見受けられた。（以下の写真参照。）



確認された資産は「レーザープリンタ」であり、体育館の玄関口に置かれていた。この状況について確認したところ、複数の職員は資産が存在することは認識していたものの、使用状況（処分済の資産なのか使用中の資産なのか）を明確に把握してはいなかった。①に記載したとおり、備品の現物確認を行っていれば確認・認識できたものであるため、現物確認を適切に実施する必要がある。

さらに、当該資産については平成24年度に買い換えを行い処分された（管理台帳からは削除された）資産であるにも関わらず、約4年間も放置されている状況であること、また、職員が当該資産についての認識があるにも関わらず誰も把握・対応処理を取ろうとしない点や、当該備品の処分については、台帳からの除外と廃棄保管場所への保管が三重県会計規則運用方針第117条等に明記されており、その後の処分引取については条例や規程上明記されていないことを事由に管理対象外であるという認識が職員に存在する点からすると、資産管理の意識が非常に低いと言わざるを得ない。

今後は備品の現物確認を適切に実施することに加え、資産管理に係る意識の改善についても留意すべきである。

7. 長期修繕計画について（意見）

①長期修繕計画の策定について

修繕計画については、当面对応すべき検討課題を担当者レベルで取りまとめているが、担当者交代時にその内容を引き継ぎ、新規事業等によって予算がつき次第事業執行により実施されて消込が行われている状況にある。そのため、引継時における取りまとめ以外にその後発生している対応すべき検討課題の追加見直しが実施されておらず、中長期的かつ網羅的な修繕計画が取りまとめられていない状況となっている。したがって少なくとも、効率的な修繕実施のためには、建物及び附属設備等の明細単位で過去の改修・修繕経過・必要性を把握しておくことが望ましい。

また、予算要求については、毎年3か年の臨時修繕計画を策定し実施しているが同時に、別に本庁特別修繕枠（一般枠、申請枠）によるものや、事業費内での計上の区分があることから、施設全体としての修繕計上額や施設ごとの修繕費の区分が分かりにくい状況にあるので、計画との整合性を確保しておくことが望ましい

②ライフサイクルコストの算定の必要性について

建物は昭和45年に建設されてからすでに47年が経過し、建物の耐用年数である50年に近づいている状況にあるものの、ライフサイクルコストの算定に基づき建替を実施するか、あるいは修繕を実施するかについての経済性の検討が行われていない状況になっていた。

上記の理由としては、同一敷地内に三重県農業研究所、三重県農業改良普及センター及び三重県農林水産支援センターと複数の機関があり、これらの各機関で別会計となっていることから機関単独での判断は困難な状況であることが考えられる。しかし、平成30年に学生寮の改修工事（46,000千円）の大規模な臨時修繕計画もあり、また建物の耐用年数経過も近いことから、農業学校特有の状況（花、農作物の24時間管理）を踏まえつつ、農業関係機関全体で西山地区（研究、普及、教育）のビジョンを一元的に検討することが必要と考えられる。

大規模臨時的経費見込調書内訳

（単位：千円）

年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
平成27年度計画	65,952	41,000	26,500	-	-	-
平成28年度計画	-	1,980	41,300	78,000	-	-

8. 危険物倉庫について（指摘）

専攻実習で使用する燃料については、トラクター倉庫に保管している 200L のドラム缶に入れて保存しているが、市の条例によると危険物保管管理上 200L 未満が上限となっていることから、ドラム缶の容量について松阪市の条例に抵触しているとの指摘を受けている。現状は、規定どおり 200L 未満までしか保存しないように運用しているが、条例に抵触している状態を早期に解消する必要がある。

9. 学生寮修繕について（指摘）

学生寮は、寮生活者だけではなく、通学者を含むすべての学生が使用している。

この学生寮の修繕については、一般会計の大規模臨時経費、特別修繕等で執行することができるが、県全体での優先度により、すべてを速やかに実施できる状況にないことから、学生自治会が施設維持会計を設けて、学生から月額 5 千円を徴収し、共用で使用するボイラー燃料、備品などの経費とともに、ボイラー、水道等の緊急補修等の小規模修繕の経費を負担している。

これは、農業大学校の事業執行とした場合、小規模修繕の緊急対応が困難であることなどによるが、学生寮自体は県所有財産であるため、建物等管理責任関係や県有財産に対する使用料徴収の負担・契約関係を整理したうえで、県が執行すべきものと学生が負担すべきもののルールを明確にする必要がある。

施設維持会計

(単位：千円)

	平成 27 年度 決算額	平成 28 年度 計画
(主な収入) 学生負担金	2,800	2,900
(主な支出) 修繕費	646	1,100
光熱・燃料費	734	1,000



学生寮